

# 第1章 東アジア地域協力が認識される背景

ヨーロッパやアメリカで地域的な協力が進展する中、東アジアでは、ASEANを除き、域内諸国だけで地域協力の枠組みを作る動きが長らく起こらず、そうした枠組みを通じて地域協力や制度的な経済統合を進める動きも進まなかった。

現在、この地域では、経済分野を中心とする地域協力が進展し、広く域内諸国が参加するFTAの締結に向けた動き、さらには、「東アジア共同体」を創設しようとする議論が活発化している。

本章では、こうした動きを促したと考えられる5つの背景について述べる。なお、これらの要素は、個別にではなく、相互に影響を及ぼしながら今日の状況をもたらしたものと考えられる。

## 1. デ・ファクトの経済統合

東アジアは、経済規模の大きさやその成長性に加え、政府間の取組に先行して民間主導による域内貿易や投資が拡大し、経済面における相互依存度が急速に高まっている。

### (1) 経済規模と高い成長性

東アジアの人口は、2002年において拡大EU（25か国）の約4.4倍、北米自由貿易協定（NAFTA）の約4.7倍である。また、同年の東アジアの名目GNI（国民総所得）は約6兆4,000億ドルで、中東欧が加盟し25か国に拡大したEUの約9兆ドル、NAFTAの約11兆8,000億ドルに比べかなり小さい。しかし、GNIを購買力平価でみると、東アジアの経済規模はNAFTAと拡大EUのほぼ中間にある（表1-1参照）。

また、GDP成長率をみると、アジアNIEs諸国は1986年から1995年まで平均で8.1%、同期のASEAN諸国は平均で7.5%を記録、中国においては9.9%に達する高度成長を達成していた<sup>1</sup>。1997年のアジア通貨危機は東アジア経済にも大きな影響を及ぼし、一時的な停滞を招いたが、1999年から2002年のGDP平均成長率は5.07%であり、EUの3.28%、NAFTAの3.00%を大きく越えて、競争力が回復していることがうかがえる。また、最近の原油価格高騰など今後の成長への懸念材料はあるものの、中国が2004年に9.5%の経済成長を達成するなど、東アジア経済の成長性はなお高いと言える。ASEAN+日中韓の経済共同体ができれば、経済規模やその成長性とあいまって拡大EUやNAFTAに匹敵する大規模なものとなる。

### (2) 貿易の量と質からみた相互依存

東アジアの貿易額は、1980年代以降から急速に拡大し、1980年に2,890億ドルであったものが、2003年には約10倍の2兆7,490億ドルに達した<sup>2</sup>。世界全体の貿易額に占める東

<sup>1</sup> 近藤健彦、中島精也、林康史編著『アジア通貨危機の経済学』東洋経済新報社（1998年）37頁。

<sup>2</sup> 内閣府『世界経済の潮流 2004年秋』（2004年11月）88頁。なお、ここでいう東アジアは、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシアの9か国であり、図1-1及び図1-2においても同様である。

(表1 - 1) 各指標に関する東アジア諸国・EU・NAFTA の比較

	人口 (1000 人)	GNI (100 万米ドル)	GNI PPP (100 万米ドル)	GDP 成長率 (99~02 年平均 %)
日本	127,150	4,059,042	3,481,320	0.90
中国	1,280,400	1,251,107	5,791,668	7.65
韓国	47,640	477,090	807,991	7.41
インドネシア	211,716	164,554	649,869	3.20
タイ	61,613	124,822	424,785	4.18
マレーシア	24,305	88,439	206,630	4.75
フィリピン	79,944	83,138	355,625	4.18
ブルネイ	351	..	..	
シンガポール	4,164	85,825	98,800	3.92
ベトナム	80,424	35,086	185,360	6.37
ラオス	5,530	1,613	9,157	5.94
ミャンマー	48,786	..	..	
カンボジア	12,487	3,836	24,580	7.23
ASEAN + 3	1,984,510	6,374,550	12,035,785	5.07
EU	453,675	8,986,847	10,706,374	3.28
NAFTA	420,550	11,816,002	12,208,738	3.00

(出所) World Development Indicators 2004 より作成

アジア貿易額の割合も、1980年の約8%から2003年にはほぼ20%に上昇した(図1 - 1)。このように制度的な地域統合を達成する前に市場経済力や成長力により貿易額を拡大した東アジアで、地域統合を進め経済共同体を構築できれば、EUやNAFTAを凌ぐ貿易圏を確立する可能性は高い。

貿易額の急速な拡大とあいまって、域内貿易の比率も急速に拡大した。日本を除く東アジア貿易に占める域内貿易の割合は、1980年に約18%だったものが2003年には約40%にまで上昇した(図1 - 2)。EUの域内貿易比率60%には及ばないものの、米国を中心とするNAFTAの比率45%に迫る勢いである。また、2001年のASEAN+3(日本、中国、韓国)の域内貿易は、域内輸出比率が46.6%、域内輸入比率が55.7%に上る(表1 - 2)。

一方、東アジアの3つの経済大国である日中韓三国の域内貿易比率は、2002年において輸出入とも20%前後でこれら3か国の経済の相互依存関係からみれば予想外に低い。これら3か国の貿易は多角的で、依然として米国市場やEU市場に依存しており、これら3か国の間にFTAが締結されていないことも理由と考えられる。また、日中貿易は1990年以降、恒常的に日本の入超であり、日韓貿易は1985年以降恒常的に韓国の入超、中韓貿易は中国の対韓赤字が常態化しており、このような貿易関係は3か国の経済構造や貿易構造を反映したものである<sup>3</sup>。

<sup>3</sup> 谷口誠『東アジア共同体』岩波書店(2004年)87頁、90~91頁。

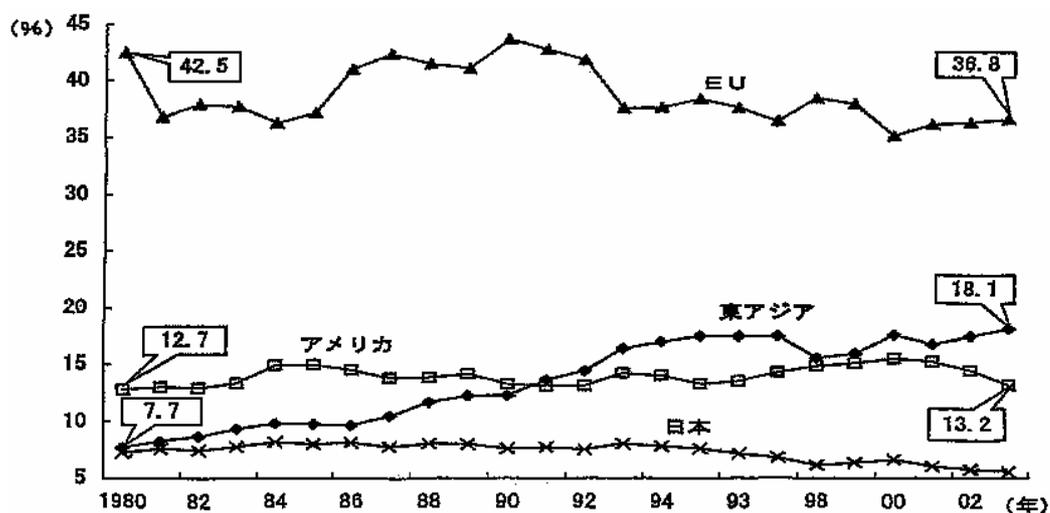
しかし、2004年度の我が国の対中貿易は輸出・輸入のいずれも6年連続で最高値を更新し、対香港貿易を含めた貿易総額は22兆7,141億円に達した。同年度の対米貿易額は20兆6,035億円であり、年度ごとの集計では戦後初めて、中国が米国を抜いて我が国にとって最大の貿易相手国となった<sup>4</sup>。

東アジアの域内貿易には、懸念材料や構造上の問題もあるものの、総じて相互依存関係を深めているということができ、域外の輸出先国の不況などの外的ショックに対して、地域としての強靱性も高まってきているといえる。

また、東アジア域内では、同じ品目であっても品質や特性によって域内で生産する国が異なり、そうした差別化された製品が域内で貿易される産業内貿易や、原材料から最終製品に至る工程を域内で分担し、これを結ぶ形で貿易が行われる工程間分業が広がりつつある。例えば、電気機械分野では、域内の部品関税率の低下を背景に、日本が部品を生産・輸出し、中国、シンガポール、マレーシア、タイが部品輸入（製品組立）を行うネットワークが築かれている。さらに、個々の部品によってその生産に優位を持つ国が異なり、部品の品質による分業も進んでいる。また、日本を除く東アジア諸国の間においても、例えば機械分野で、中国を最終組立国、その他の東アジア諸国を部品供給国とする分業形態が形成されている<sup>5</sup>。

経済連携協定の締結等により、関税率の引下げが進めば、東アジア域内における産業内貿易や工程間分業も一層進展し、東アジア地域独自の相互依存が深まるものと考えられる。

(図1-1) 世界貿易全体に占める各地域のシェア



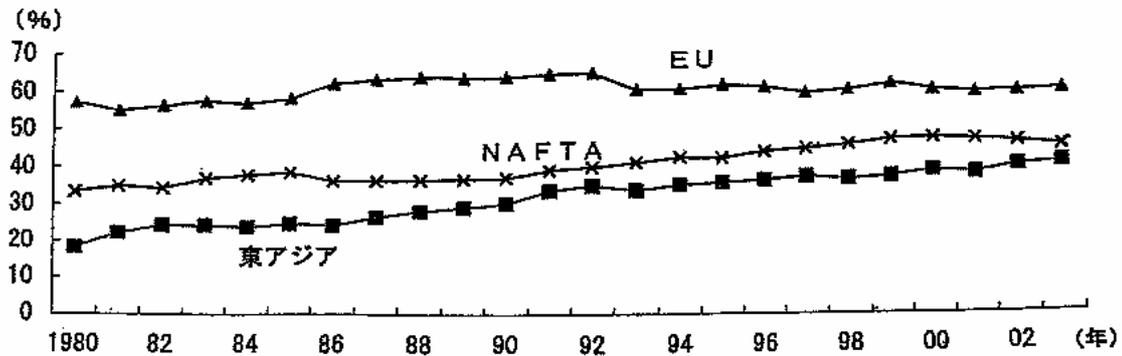
(備考) IMF "Direction of Trade Statistics" 及び台湾については台湾統計局データより作成。

(出所) 内閣府『世界経済の潮流 2004 年秋』89 頁

<sup>4</sup> 財務省 2004 年度貿易統計 (速報版) 及び『朝日新聞』(2005.4.20) による。なお、2004 年度における我が国の対世界貿易額は 111 兆 944 億円に上り、香港を含む対中貿易額のシェアは 20.4%、対米貿易額のシェアは 18.5% である。

<sup>5</sup> 経済産業省『平成 16 年度 通商白書』(2004 年) 156~162 頁。

(図1 - 2) 域内貿易シェアの推移



(備考) IMF "Direction of Trade Statistics"、台湾統計局データより作成。

(出所) 内閣府『世界経済の潮流 2004 年秋』90 頁

(表1 - 2) 域内貿易比率と貿易依存度

地域	域内貿易比率		対外貿易依存度	
	輸出	輸入	輸出	輸入
AFTA	21.4	25.0	71.2	62.2
中国 + ASEAN	17.3	20.4	37.1	31.4
日本 + ASEAN	23.4	28.6	16.5	13.5
東アジア	46.6	55.7	22.3	18.7
東アジア + 豪州・NZ	58.0	59.1	19.2	18.8

(出所) 青木健・馬田啓一『政策提言日本の対アジア経済政策』日本評論社(2004年3月)15頁

### (3)投資

経済共同体の構築に貿易と同等に重要な役割を果たすのが投資である。東アジアの貿易の高い伸びを支えた要因の一つに海外直接投資が挙げられる。東アジアでは1970年代以降、直接投資の受け入れを梃子に輸出主導による工業化が進展した。輸出拡大による経済成長はさらなる直接投資を誘引し、投資と貿易の好循環が生まれた。

すなわち、日本を除く東アジア諸国に流入した直接投資は、1985年には世界全体の7.3%を占めるに過ぎなかったが、2002年には12.7%を占めるに至った。また、日本を除く東アジア諸国から流出した海外直接投資は、1985年に世界全体の4.4%を占めるに過ぎなかったものが、2002年には5.2%を占め、同年の日本のシェアである4.9%を上回る<sup>6</sup>。しかし、東アジア諸国による東アジア域内への投資のシェアは、経済や貿易の規模からみて決して

<sup>6</sup> 渡辺利夫編『東アジア経済連携の時代』東洋経済新報社(2004年)215~216頁。

大きいとはいえない。東アジアの3つの経済大国である日中韓相互の海外直接投資流出入をみると、中国への直接投資に占める日本と韓国のシェアがそれぞれ9.5%、8.4%にとどまるなど、なお活発化の余地が多分にある<sup>7</sup>。今後域内の海外直接投資の環境がより整えられれば、投資は貿易とともに東アジアの経済発展をさらに支える基盤となる。

## 2. 制度化と地域化の流れ

多角的自由貿易体制の中心を担うWTOは、1999年11月から12月にかけてのシアトル会議で新ラウンドの立ち上げに失敗した後、2001年11月にドーハ・ラウンドが立ち上げられ、2002年1月から交渉がようやく始まった。しかし、2003年9月のカンクン閣僚会議では、農業、非農産品（鉱工業品・林水産品）、シンガポール・イシュー（投資・競争政策・政府調達・貿易円滑化という新分野）、途上国その他の分野で交渉が行われたが、特に農業と新分野で先進国と途上国との対立の溝が最後まで埋まらないまま交渉は決裂した。2004年に入り、各国が進展を目指して妥協の姿勢を示し、関税削減率などを盛り込んだ合意案をもとに議論をした結果、7月末の一般理事会で枠組み合意が採択された。しかし、2004年末とされてきた交渉期限は事実上1年延長され、ラウンド交渉は予定どおりに進捗していない。

1989年に誕生したAPECは、「開かれた地域協力」を旗印とし、各メンバーの自主的・自発的な行動により、貿易や投資を自由化・円滑化し、経済・技術協力を推進することを基本原則としている。APECは、1994年11月の閣僚・首脳会議でボゴール宣言を採択し、域外国の自由化を条件とせず、先進国・地域は2010年までに、途上国・地域は2020年までに貿易・投資の自由化を達成することを約束した。さらに、1995年の「大阪行動指針」に特定産業の早期自由化を記し、早期自主的自由化分野（EVS L）の取組を進めた。アジア通貨危機の中で1997年11月に開催された閣僚・首脳会議では、ただちに自由化を開始できる分野として環境機器やサービスなど9分野を特定したが<sup>8</sup>、法的拘束力のない自主的自由化には限界があり、1998年11月、EVS Lに関する協議は決裂し、貿易自由化の論議は停滞した。

このように多角的な貿易自由化交渉や自主的・自発的な貿易自由化への取組が停滞する中で、世界ではグローバル化と並行して地域化・制度化の流れが加速している。FTAのような経済面での地域的・制度的な取組は1980年代から進み、2005年1月現在、122件のFTAが存在している。これらのうち、81件は1995年以降に発効しており、特に1995年代半ば以降、FTA締結への動きが加速されていることがうかがえる。

また、ヨーロッパでは、欧州共同体（EC）を基礎に、1992年に調印された欧州連合条

<sup>7</sup> ジェトロ『2004年版ジェトロ貿易投資白書』（2004年）168頁、谷口 前掲注3 93～94頁。

<sup>8</sup> 優先9分野とは、環境機器・サービス、エネルギー、水産物、玩具、林産物、貴金属・宝石、医療機器、化学品、電子通信端末機器認証手続、をいう。自由化を開始するまでさらに準備が必要な分野として、油糧種子、食品、天然ゴム・合成ゴム、肥料、自動車、民間航空機が特定された。

約（マーストリヒト条約）に基づいて欧州連合（EU）による経済通貨統合が進められ、域内の市場統合は1992年末に完成、2002年1月にはユーロ貨幣の流通が始まった。EUは、共通外交安全保障政策、司法・内務協力等のより幅広い協力をも目指す政治・経済統合体へと深化を続けており、2004年5月には加盟国も25か国へと拡大した。一方、北米では、1994年1月に発効したNAFTAを基礎に、米国、カナダ、メキシコの間で商品・サービスの貿易障壁の撤廃や投資の自由化が進められている。南米では、1995年に南米南部共同市場（MERCOSUR）が関税同盟として、また、1996年にはアンデス共同体が関税同盟としてそれぞれ発足した。1994年には南北米州全域34か国からなる米州自由貿易地域（FTAA）を創設する構想が提唱され、交渉の中心を担う米国とブラジルとの間に意見の相違もあるものの、2005年12月までの協定発効を目指した交渉が進められている。

こうしたヨーロッパやアメリカ大陸の動きに触発される形で、FTAなど制度的な経済連携の空白地帯であった東アジアにおいても、ヨーロッパ、アメリカ大陸と並ぶ第三の極を形成しようとする動きが活発化している。すなわち、2003年1月にASEAN自由貿易地域（AFTA）が本格始動したASEANを軸に、日本、中国、韓国などを交えたFTAの締結や交渉が活発化し、東アジアの枠組みでの制度的な経済連携が進もうとしている。

こうして、東アジアにも制度化や地域化の波が押し寄せている。

### 3. 1997年のアジア通貨・金融危機

1997年5月、シンガポール外国為替市場で米ドルに事実上固定されていたタイ・バーツが海外投機筋から売り浴びせを受けた。7月、タイ中央銀行はタイ・バーツの買い支えを断念し変動相場制に移行、為替レートは大きく下落した<sup>9</sup>。この通貨危機は、瞬く間にインドネシア、マレーシア、フィリピン等に伝染し、香港や韓国にも波及した。

タイ、インドネシア、韓国の実質GDP成長率は、通貨危機発生前の1996年にはそれぞれ5.9%、7.6%、7.0%だったものが、危機の発生した1997年にはそれぞれ-1.4%、4.7%、4.7%に下がった。翌1998年においても成長率はそれぞれ-10.5%、-13.1%、-6.9%であり、危機以前の10年間に世界の成長センターとして良好なパフォーマンスを示していた東アジアの成長神話にかけりをもたらした<sup>10</sup>。危機に直面した国々の経済が混乱に陥る中、金融機関や企業の破たんが相次ぎ、通貨危機は、金融危機や経済危機へと拡大し、東アジア経済に深刻な影響を与えただけでなく、世界経済にも影響を及ぼした。

危機の伝染により、東アジア諸国は、アジア経済の相互依存の深さや利益の共有を実感するとともに、通貨・金融面での米国への一方的な依存が危険であることを強く認識するきっかけとなった。

米国は、1994年12月にメキシコ通貨危機が発生した際、メキシコ向けのポートフォール

<sup>9</sup> タイ・バーツの1米ドルに対する相場は、変動相場制移行発表前の24.7バーツから、同年12月末には48.2バーツまで下落した。

<sup>10</sup> ゼミナール「展望・東アジア共同体」『日本経済新聞』（2004.10.28）

才投資の中心が米国の投資家であったため、自国主導で救済策を講じ、総額 528 億ドルの国際金融支援のうち 200 億ドルを拠出した<sup>11</sup>。しかし、東アジア通貨危機に際しては、二国間レベルでの支援に消極的な姿勢を示し、危機に直面した国々に I M F 規準の遵守を求めるにとどまった。

I M F はタイ、インドネシア、韓国の要請に応じ、金融支援を行ったが、その融資の前提（コンディショナリティ）となった経済安定化・経済改革プログラムの内容に問題があった。すなわち、マクロ経済安定化策として財政・金融の引き締めが求められ、構造調整政策として、金融セクターの抜本的改革、貿易・資本取引のさらなる自由化、企業ガバナンスの改善が求められた。財政の引き締めは金融引き締めとあいまって景気の悪化をもたらし、金融引き締め策としての貸出金利引き上げは企業の返済能力に支障を来し、銀行による信用収縮が景気の後退を招き、為替レートが一層下落する悪循環をもたらした。構造改革プログラムについても、直面する危機への対応策とはなり得ないとの批判がなされた<sup>12</sup>。

I M F ・世銀との整合性を重視して 1997 年 11 月に合意されたマニラ・フレームワークによる地域サーベイランスも、現に発生した通貨危機そのものに対する有効な手だてとはならなかった。

一方、アジア・太平洋地域の経済協力場である A P E C では、1997 年 11 月に開催された閣僚・首脳会議においても論議の中心が早期自主的自由化分野（E V S L）に置かれ、通貨危機への対応は I M F に委ねられ、対策を講じようとする動きはみられなかった。

こうして、東アジアとして通貨・金融分野の協力によって自衛策を講じる必要があるとの認識が高まった。

危機発生後、日本は 1997 年 8 月に開かれたタイ支援国会議で、最大規模の金融支援を約束し実施したほか、「アジア通貨基金」（A M F）構想を提唱し、東アジア専門の多数国間金融協力機関の設立を訴えたが、米国が I M F の機能を損ねるとの理由で反対し、中国や豪州が消極的な態度をとったため、実現には至らなかった。しかし、この構想は日本を含む東アジア地域としての共通利益に基づく行動が明確に意識されたものであり、その後、通貨・金融分野に限らず、東アジア協力に係る機運を急速に高めることとなった<sup>13</sup>。

#### 4 . 中国の台頭

中国は、東アジア領域の 66%、東アジアの人口の 64.5% を占め、中国と一国でバランスをとることのできる国は東アジアには存在しない。

1970 年代末に鄧小平の指導で改革開放路線に転換した中国は、これまで年平均 9 % 以上の高成長を遂げてきた。世界の G D P に占めるシェアは、1990 年代半ばまで 2 % 前後であ

<sup>11</sup> 国際通貨研究所編『国際金融読本』東洋経済新報社（2004 年）174 頁。

<sup>12</sup> 同上、180 頁。

<sup>13</sup> 参照、宗像直子「日本の F T A 戦略」添谷芳秀・田所昌幸編『日本の東アジア構想』慶應義塾大学出版会（2004 年）148 頁。

ったものが、2000年には3.4%を記録した。世界の輸出や東アジアの輸出に占める中国のシェアも、1982年にはそれぞれ1.2%、8%に過ぎなかったものが、2000年にはそれぞれ4%、18%に上昇し、2004年には輸出入額の合計が1.5兆ドルに達し、日本を抜いて米国とドイツに次ぐ世界第3位の貿易国になった<sup>14</sup>。海外からの直接投資受入れ金額も、2004年に史上最高水準の606億ドルに達している<sup>15</sup>。

「世界の工場」と呼ばれるようになった中国は、今後「世界の市場」に発展していく可能性も持っているが、東アジア諸国には、輸出市場や外国投資市場を奪われるとの懸念、国内産業空洞化の懸念、食料や資源、さらには環境等をめぐる懸念が生じている。

また、中国は225万人規模の兵力を有するアジア随一の軍事大国であり、実質500～700億ドルに達するといわれる軍事費は米口に次ぐ世界第3位の規模である。現在、中国人民解放軍はハイテク条件下の局地戦への対処を念頭に、「量」から「質」への転換を図っており、経済力の向上が軍事力の動向に及ぼす影響、さらに東アジア域内の領土問題や海洋権益に及ぼす影響にも注視する必要がある。

中国自身の自己認識も、かつての「まだ小国で力が小さい」との認識から、「世界の経済大国」であり「総合国力を大幅に上昇」したとの認識へと変化し、大国としての自負心を盛んに主張するようになってきている<sup>16</sup>。

今後、10年後、20年後に中国のプレゼンスは好むと好まざるを問わず一段と大きなものになっていくものと考えられるが、あまりに大きな存在である中国との関係を模索し、国際協調の枠組みに取り込んで「責任ある大国」<sup>17</sup>としての行動を促す観点からも、東アジア地域協力は、その必要性が認識されるようになった。

## 5. 東アジア「共通文化圏」

共同体の創造にはコミュニティとしての一体感が必要であり、そのためには共通の文化的要素が不可欠であるが、アジアにはEUのようなキリスト教を基盤とする共通の文化が存在せず、共通の文化的要素に欠けているとされてきた。

しかし、東アジアの工業化が進み貿易が拡大し、市場メカニズムによって地域経済圏が形成されていくに伴い、東アジアの大都市には高等教育、ライフスタイル、消費パターンなど多くの共通性を有する中産階級社会が成長した。これらの人々を市場に、日本のマンガやアニメ、韓国のテレビドラマや音楽、台湾のポップ・ミュージック、香港の映画などが供給され、大衆文化の領域では1990年代半ば頃から東アジア「共通文化圏」の成立が語られるようになった。こうした文化商品と国民アイデンティティとの結びつきは求められなくなり、これらの人々の間にはいわば新しい「アジア人」意識が形成されつつあるとの

<sup>14</sup> 『日本経済新聞』(2005.3.16)

<sup>15</sup> 『朝日新聞』(2005.1.12)

<sup>16</sup> 参照、天児慧「新国際秩序構想と東アジア共同体論 - 中国の視点と日本の役割」『国際問題』538号(2005年1月)31頁。

<sup>17</sup> 同上、30頁。

見方もある<sup>18</sup>。

このような新しい意識は、東アジアの人々が互いを深く知り合い、価値を共有しながらもなお多様な価値を尊重し、東アジアとしての新たな価値や文化をともに創造していく基礎となるものである。

---

<sup>18</sup> 白石隆「東アジア地域形成と「共通文化圏」」添谷・田所編、前掲 13、11～13 頁、28 頁。

## 第2章 「東アジア共同体」の模索

第1章で概観した事柄を背景として近年、東アジアにおける域内協力へ向けた気運が高まっている。ここでの域内協力は、経済面での相互関係の強まりやアジア通貨・金融危機を一つの契機として進展したものであり、経済・金融面での協力が先行してきた。しかしながら、現在進行している東アジアの域内協力は経済・金融問題についてのみならず、その他にもエネルギーや農業、環境に関する問題についても進展が見られ、非常に広範な分野での協力を志向するものとなっており、時に「東アジア共同体」の名で語られる。また、これら多くの分野にわたる協力は、主として ASEAN+3 の枠組みにおいて進められている。

本章では、ASEAN+3 におけるこれまでの取組を通して、この枠組みが東アジアにおける域内協力の原動力となった経緯及び域内協力の方向性について何らかの示唆を得たい。

### 1. ASEAN+3 の枠組みにおける取組

ASEAN+3 は、1997 年に設立 30 周年を迎えた ASEAN が開催した首脳会議に日中韓の首脳を招待したことによって開始され、翌 1998 年 12 月に開催された第 2 回 ASEAN+3 首脳会議の際に毎年開催することが決められた。ASEAN 諸国、日本、中国及び韓国の組合せによる会合は、シンガポールのゴー・チョクトン首相が 1994 年に提唱したアジア欧州会議 (ASEM) のアジア側準備会合として 1995 年 11 月に閣僚レベル、1996 年 2 月に首脳レベルですでに開催されていた。1997 年に ASEM の文脈と離れて会合がもたれた背景には、1997 年のアジア通貨危機に際し、東アジアとして通貨・金融分野の協力によって自衛策を講じる必要があると認識されたことや、日本が AMF 構想を提案するなど、地域としての共通利益に基づいて行動する可能性を見せたことがある<sup>1</sup>。

以後、ASEAN+3 は急速に定着することとなり、東アジアにおける協力の具体的な在り方が議論されることとなった。初期の成果としては、1999 年の第 3 回首脳会議で ASEAN+3 初の共同声明である「東アジアにおける協力に関する共同声明」（以下「東アジア協力共同声明」という。）がまとめられ、経済・金融から文化に至る協力が合意された。また、1998 年の第 2 回首脳会議で設置された東アジア・ビジョン・グループ (EAVG) や 2000 年の第 4 回首脳会議において設置された東アジア・スタディ・グループ (EASG) によって、東アジアにおける協力の在り方に関する研究も進展した。

#### (1) 東アジア協力共同声明

東アジア協力共同声明では、まず、域内協力の推進によって「地域の平和、安定及び繁

---

<sup>1</sup> ASEAN 諸国、日本、中国、韓国の組合せは、1990 年末にマレーシアのマハティール首相が提唱したものの、「太平洋に線を引くもの」する米国の激しい反発や日本、インドネシアの消極的姿勢によって実現に至らなかった「東アジア経済グループ (EAEG)」構想の参加国として想定されていた国々と重なる。

栄の促進に不可欠な要素が強化される」とした上で、「東アジアと世界における相互理解、信頼、善隣友好関係、平和、安定、及び繁栄を推し進めるために対話を促進し、共同努力を深め確固たるものにする」ために ASEAN+3 の対話プロセスを強化することで意見が一致したことが示された。これに続いて具体的な協力分野が列挙されており、協力が求められる分野としては、経済、通貨・金融、社会開発及び人材育成、科学・技術開発、文化及び情報、開発協力、政治・安全保障、国境を跨ぐ問題、が挙げられている。

もっとも、ここで取り上げられた各分野での内容は、次に紹介する E A V G や E A S G の提言と比較して具体的なものではなく、概括的・総花的なものとなっている。例えば、通貨・金融分野についてみると、「各国首脳は、当面マクロ経済上のリスク管理、コーポレート・ガバナンスの強化、地域の資本移動のモニタリング、銀行・金融システムの強化、国際金融システムの改革、並びに既存の ASEAN+3 蔵相会議及び蔵相代理・中銀副総裁会議といった対話・協力のメカニズムを含めた ASEAN+3 の枠組みを通ずる東アジアにおける自助・支援メカニズムの強化に焦点を当てながら、利益を共有する金融、通貨及び財政問題に関する政策対話、調整、及び協力を強化することにつき意見の一致を見た」となっている。

しかしながら、A P E C が経済、A R F が安全保障といったように、従来の地域協力の枠組みが特定の分野に特化していたのに対し、ASEAN+3 の枠組みは特定の分野に特化することなく、経済や通貨・金融から文化や安全保障まで幅広い分野を対象とする対話プロセスであることを各国の首脳レベルで明らかにした点に本共同宣言の特徴がある。特に、安全保障分野を含む協りに各国首脳が合意したことの意義は、かつて中国が A R F 加盟に慎重な態度を示していたことを考慮すれば軽視されるべきではないであろう<sup>2</sup>。

また、次に紹介する E A V G や E A S G では、安全保障分野なども含めて幅広い分野に関する提言がなされているが、これらも本共同宣言によって幅広い分野での協力を推進する点で意見の一致がなされていたからであると考えられ、現時点から振り返った場合、「東アジア共同体」構想に向けた出発点として非常に大きな意味を有するものであったように思われる。

## (2) E A V G 及び E A S G 報告

### E A V G 報告

E A V G は、将来的な東アジア協力の可能性とそのための方策について、民間有識者が協議する場として、1998 年の第 2 回首脳会議において韓国の金大中大統領の提唱によって創設され、日本からは吉富勝アジア開発銀行研究所所長（当時）、田中明彦東京大学教授が参加した。その成果は、2001 年に開催された第 5 回 ASEAN+3 首脳会議に提出された「東アジア共同体へ向けて - 平和・繁栄・進歩の地域 (Toward an East Asian community - Region of Peace, Prosperity and Progress)」と題する 26 頁の報告書で示された。

<sup>2</sup> 参照、黒柳米司『ASEAN35 年の軌跡 - ASEAN Way の効用と限界』有信堂（2003 年）165 頁。

E A V Gは、その目的を、報告書の表題からもうかがえるように、「東アジアの人々や政府が『東アジア共同体 (East Asian community)』の構築に向かうよう促すことができるビジョンを提示することである」と述べている。これは、E A V Gが民間有識者から組織されていたことによる面も大きいと考えられるが、東アジア協力共同声明よりも踏み込んだものと言える。

E A V G報告書の個別の提言に関しては別添するが(巻末資料)、東アジア協力共同声明と同様に幅広い分野について論じており、報告書の区分に従うと、経済(17項目)、金融(4項目)、政治・安全保障(15項目)、環境・エネルギー(16項目)、社会・文化・教育(12項目)の5つの領域で合計64の施策の提言を行っている。これらの提言の中には、ASEAN+3首脳会議を「東アジアサミット」に発展させるべきであるという提言のように、現時点から振り返ると大きな意義を有していたと考えられるものも多く含まれている。東アジアサミットは2005年の12月にマレーシアで開催されることとなったが、そのアイデアがはじめて提示されたのが本報告であり、次に紹介するE A S Gでの検討、2004年7月のASEAN+3外相会議での議論、11月のASEAN+3首脳会議での決定へといたる過程の端緒となっている。また、東アジアサミットに限られず、後に検討する東アジアで現在議論が進められている問題についても、その原型が本報告の提言に含まれているものは多く、東アジアにおける地域協力を考える場合に、本報告はその原点としての価値を有する文書であると考えることができる。

#### E A S G報告

これに対してE A S Gは、2000年に開催された第4回ASEAN+3首脳会議において韓国の金大中大統領の提唱によって設置された、各国政府関係者から構成された協議体である。E A S Gは、E A V Gの提言を評価し、比較的実行の容易な優先すべき施策を整理すること、E A V Gが提言した東アジアサミットというアイデアとその含意を探究すること、を研究課題とし、その成果は2002年の第6回ASEAN+3首脳会議に提出された<sup>3</sup>。

E A S G最終報告書は、E A V Gの提言について、平和・繁栄・進歩という東アジアのビジョンの実現に価値のあるものを含み、東アジア共同体へ向けて大きく寄与するものとした上で、E A V Gによる64項目の提言のうち26項目を短期的な施策(17項目)、中長期的な施策及びさらなる研究が必要な施策(9項目)という観点から整理し提示している。その内訳をみると、経済(11項目)、金融(2項目)、政治・安全保障(3項目)、環境・エネルギー分野(2項目)、社会・文化・教育(8項目)である。

E A V GとE A S Gの報告書を比較すると、E A V Gが積極的に行った「政治・安全保障分野」に関する提言がE A S Gではかなり絞られていることがわかる。E A V G報告では、紛争を予防ないし回避するために効果的な施策を確立・実施し、緊張を管理する、小地域の安全保障対話を促進する、各国政治における共通の望ましい目標として、平

---

<sup>3</sup> 本報告書は、『東アジア・スタディー・グループ最終報告書(Final Report of the East Asia Study Group)』と題されている。

和、安定、社会の調和、法の支配の尊重、説明責任及び民主的プロセスの促進といった国内的努力を奨励する、ガバナンスに関する問題に取り組むためのベスト・プラクティスについてやり取りをする、といった野心的なものを含め 15 項目の提言がなされていたのに対し、E A S G の最終報告書は、非伝統的な安全保障問題に関する協力メカニズムの強化、東アジアのシンクタンク・ネットワークの構築、ASEAN+3 サミットを東アジアサミットに発展させることを追求するという 3 項目が盛り込まれたに過ぎない。

これは、東アジアにおける協力の必要性が経済・金融問題において強く認識されたということにもよるのであろうが、統治形態が多様な東アジアで ASEAN という地域協力の枠組みを維持してきた内政不干渉を柱とする ASEAN Way<sup>4</sup>、さらに、安全保障問題について米国抜きの枠組みで考えることのできない事情を反映したのもでもあり、東アジアにおける地域協力の限界を示しているとも考えられる。

もっとも、このことによって E A S G の提言や東アジアにおける地域協力の持つ意味が縮減するものではない。各種大臣会議における具体的取組、東アジアサミットの開催、東アジア・シンクタンク・ネットワーク (NEAT) の構築といった近年の東アジアにおける地域協力の進展をみる限り、本報告書がその方向性を示した意義は大きい。

### (3) 首脳会議と各種大臣会議

このように、ASEAN+3 の枠組みは、東アジアにおける地域協力を推進する原動力となっているが、同時に、多岐にわたる具体的な協力のためのプラットフォームにもなっている。個々の具体的な協力の内容については、主なものを第 4 章で述べるが、ここでは首脳会議における主な取組と、1999 年に開催された財務大臣会議を皮切りに相次いで開催されている各種の大臣会議について概観する。

すでに述べたとおり、ASEAN+3 首脳会議は、1997 年に初めて開催され、翌 1998 年の第 2 回首脳会議において、以後毎年開催されることが合意された。ASEAN10 か国と日中韓三国の首脳が一堂に会するこの会議は、2004 年 11 月のピエンチャンでの首脳会議までに計 8 回開催されており、東アジア地域協力や地域統合への取組の顔としての役割を果たしている。発足当初の首脳会議における論議は、通貨・金融危機の影響による経済困難の克服に力点が置かれていたが、以後、危機発生の教訓を踏まえた地域協力の在り方、アジア経済回復のための協力、平和と安全のための協力などへと広がっている。この 8 年にわたるプロセスの中で、本章で紹介した「東アジア協力共同声明」や E A V G ・ E A S G の報告書等を通して広範な地域協力に対する気運が盛り上がり、2004 年には後述する東アジアサミットの開催が合意された。

首脳会議における協力が進展する一方で、1999 年に開催された財務大臣会議を皮切りに、現在、外務大臣、経済大臣、エネルギー大臣、農林大臣、環境大臣、観光大臣、電気通信

---

<sup>4</sup> ASEAN Way に関しては、黒柳米司「日本 = ASEAN 関係三五年の回顧 - ASEAN Way をてがかりに」『海外事情』(2003 年 3 月号)に詳しい。

及びIT担当大臣、国境を越える犯罪に関する閣僚による各大臣会議が開催されている(資料2-1)。このうち最も具体的な成果を挙げているのはチェンマイ・イニシアチブやアジア債券市場の形成を主導してきた財務大臣会議である。この他、エネルギー大臣会議における共同宣言「より緊密なASEAN+3 エネルギー・パートナーシップに向けて」の発出や農林大臣会議における「東アジア緊急コメ備蓄にかかるパイロット・プロジェクト」の企画、観光大臣会議における共同宣言「アセアン・日中韓の観光活性化に関する北京宣言」の発出など、各分野での協力が具体性を伴って進展している。

## 2. 東アジアサミット(EAS)

既に触れたように、EAVGの最終報告は「ASEAN+3の年次首脳会議を東アジアサミットに発展させる」として、ASEANが日中韓を招くという形で開催されているASEAN+3の首脳会議を東アジア各国が同等の立場で参加する東アジアサミットという形にすべきであるという提言をした。EAVGの提言を評価・検討したEASGによれば、東アジアサミットは「協力の強化を推進するための手段」と位置づけられる。東アジアサミットという枠組みが求められる背景としては、「域内協力が急速に進展している欧州や北南米といった他の地域と比較して、東アジアには域内の対話や協力のための制度化された枠組みが必要であり、急速な変化に対応するためにもこのような枠組みが必要であるとの意識が高まっている」との認識が示されている。もっとも、EASGは、「ASEAN+3における協力の現状を踏まえれば、ASEAN+3の枠組みが東アジアの協力プロセスを進展させるためにはもっとも実地的な方法」であって、「EASへの発展は漸進的になされるべき」「期待される長期的な目標」とどまるとした<sup>5</sup>。

これらの報告を踏まえ、ASEAN+3首脳会議や外相会議の場で議論が展開された結果、2004年11月のASEAN+3首脳会議で2005年度にマレーシアのクアラルンプールにおいて第1回の東アジアサミットを開催するというASEAN首脳会議の決定が支持され、開催が決まった。EASG報告が東アジアサミットの開催を中長期的な目標としていた中でのこのような決定の背景には、地域協力の早急な強化が必要との認識があったものと考えられる。しかし、決定の前日に行われたASEAN外相会議では、性格づけなどをめぐって更なる協議が必要とされて開催の先延ばしが合意されていたことも踏まえると、東アジアサミット開催の決定は、完全に中身が詰められた上でのものではなく、詳細については今後の協議に委ねられている部分も多い。特に、EASGも指摘している、ASEANの周辺化をどのように回避するか、活動が重複する部分をどのように整理するか、中国、日本、韓国にどの範囲で自主性を与えるか、会議の増殖をどう考えるか、EASが追求すべき目的と課題をどのようにするか、東アジア統合プロセスにおいてASEAN+3プロセスを残しておく必要はあるのか、参加国をどのようにするか、といった問題は未だ残されたままである。

---

<sup>5</sup> *Supra* 4, p59.

(資料2 - 1) ASEAN+3 首脳会議・大臣会議一覧

<b>首脳会議</b>			<b>労働大臣会議</b>		
第1回	1997年12月	クアラルンプール	第1回	2001年5月	クアラルンプール
第2回	1998年12月	ハノイ	第2回	2002年5月	ピエンチャン
第3回	1999年11月	マニラ	第3回	2003年5月	マタラム
第4回	2000年11月	シンガポール	第4回	2004年5月	バンドル・スリプガワン
第5回	2001年11月	ブルネイ	<b>農業大臣会議</b>		
第6回	2002年11月	プノンペン	第1回	2001年9月	メダン
第7回	2003年11月	バリ	第2回	2002年10月	ピエンチャン
第8回	2004年11月	ピエンチェン	第3回	2003年10月	マレイシア
<b>外務大臣会議</b>			<b>エネルギー大臣会議</b>		
第1回	2000年7月	バンコク	非公式	2002年9月	大阪
第2回	2001年7月	ハノイ	第1回	2004年6月	マニラ
第3回	2002年7月	バンドル・スリプガワン	第2回	2005年7月	カンボジア(予定)
第4回	2003年6月	プノンペン	<b>観光大臣会議</b>		
第5回	2004年7月	ジャカルタ	第1回	2002年1月	ジョグジャカルタ
第6回	2005年5月	京都	第2回	2003年1月	プノンペン
<b>財務大臣会議</b>			第3回	2004年2月	ピエンチャン
第1回	1999年4月	マニラ	第4回	2005年1月	ランカウイ島
第2回	2000年5月	チェンマイ	<b>環境大臣会議</b>		
第3回	2000年9月	プラハ(チェコ)	第1回	2002年11月	ピエンチャン
第4回	2001年5月	ホノルル	第2回	2002年11月	ミャンマー
第5回	2002年5月	上海	第3回	2004年10月	シンガポール
第6回	2003年8月	マカティ(フィリピン)	<b>保健大臣会議</b>		
第7回	2004年5月	済州島	第1回	2003年4月	バンコク
第8回	2005年5月	イスタンブル	第1回	2003年6月	
<b>経済閣僚会議</b>			<b>電気通信及びIT担当大臣会議</b>		
第1回	2000年5月	ヤンゴン	第1回	2004年8月	バンコク
第2回	2000年10月	チェンマイ	<b>国境を越える犯罪に関する閣僚会議</b>		
第3回	2001年5月	シエムリアップ	第1回	2004年1月	バンコク
第4回	2001年9月	ハノイ	<b>社会保障及び開発に関する大臣会議</b>		
第5回	2002年9月	バンドル・スリプガワン	第1回	2004年12月	バンコク
第6回	2003年9月	プノンペン			
第7回	2004年9月	ジャカルタ			

(出所) 各種資料より作成

参加国問題に関しては、ASEAN側が条件として、ASEAN対話国であること、東アジア友好協力条約（TAC）に調印していることを挙げており、2005年4月に開催されたASEAN非公式外相会議でTACに加盟済みのインドにも参加を認めるとの合意がなされたのに続き、5月に京都で開催されたASEAN+3外相会議では、インドの参加とあわせて、オーストラリアとニュージーランドの参加も認める方向で固まった。TAC未加盟のオーストラリアとニュージーランドについては加盟の意思を明確にした段階で参加が認められるとのことであるが、最終的にはASEAN10か国と日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドの16か国によって開催されることになる見通しである。また、我が国は、米国のオブザーバーとしての参加を検討するよう提案をしたものの、結論には至らなかった。もっとも、京都での会議が行われた後の5月10日にシンガポールで記者団のインタビューに応じたゼーリック国務副長官は、インドやオーストラリア、ニュージーランドの参加が認められる方向であることを踏まえ、「サミットに関する議論は健全な方向に向かっている」との認識を示した上で、「米国がオブザーバーとして参加する必要性はないと考えている」と述べており<sup>6</sup>、米国の参加問題を理由に東アジアサミットのプロセスが入口で停滞することはないと考えられる。

### 3. トラック2の取組<sup>7</sup>

ここまでの取組は、EAVGを除いて政府機関によるものであるが、EAVGやEASGによって提唱された東アジア・シンクタンク・ネットワーク（NEAT）や東アジア・フォーラム（EAF）を通して、政府関係者以外の者も含むトラック2の取組も行われている。トラック2の機能は、「転換期や混乱期に柔軟・大胆・斬新な発想に基づいて適切な政策指針を提示したり政策提言を行ったり、トラック1が不在・不能あるいは不適な争点に関して代替チャンネルを提供すること」<sup>8</sup>にあり、東アジアにおいては、ARFにおいては大きな役割を果たしてきたとされる<sup>9</sup>。また、トラック2であるEAVGが大きな役割を果たしたことも既述の通りであり、今後の東アジア共同体の構築に向けて、トラック2での取組がどのような役割を果たしていくかは注目される点である。

NEATは、ASEAN10か国と日本、中国、韓国のシンクタンクや学識経験者が参加し、東アジア地域協力強化のための知恵を動員していくことを目的とするものであり、2004年5月のASEAN+3外相会議の際に中国の提案を受け、2003年9月に設立に向けた国際会議（第1回総会）が開催された。以後、2004年8月に第2回総会をタイで開催し、2005年8月には東京での開催が予定されるなど継続的に活動している。現在、東アジアにおけるエネルギー安全保障、東アジアにおける投資協力、新しいグローバル均衡の解決を通

<sup>6</sup> 米国国務省ホームページより引用。<http://www.state.gov/s/d/rm/45961.htm>（2005年5月13日）

<sup>7</sup> 一般に、政府間対話をトラック1、非政府間・民間レベルの対話、政府と民間が混在する対話をトラック2と呼ぶ。

<sup>8</sup> 黒柳、前掲注2、105頁。

<sup>9</sup> 同上104～109頁。

じた東アジア統合の促進、東アジア協力の全体構造、東アジアにおける金融協力、東アジア協力の概念・アイデア・協力強化のガイドライン、といった6つのテーマに関して各国のメンバーから構成されるワーキング・グループが設置され、検討が行われている。

一方、E A Fは、A S E A N 10 各国と日本、中国、韓国の産官学の代表及び首相経験者により構成され、東アジア協力の推進と東アジアの一体感の醸成に貢献することを目的とするものである。2002年11月のASEAN+3首脳会議の際の韓国からの提案を受けて、翌2003年12月に韓国のイニシアチブによって第1回の総会が開催され、2004年12月にはマレーシアで第2回の総会が開催されている。

また、このようなトラック2の動きの日本側の受け皿として、中曽根康弘元総理を会長とする東アジア共同体協議会が2004年5月に設立された。東アジア共同体評議会では、産官学の代表者が東アジアの地域協力の推進に向けて活発な議論を行っており<sup>10</sup>、議論の成果についてはN E A TやE A Fの議論にフィードバックされることとなっている。

以上、地域としての取組の概略を見てきたが、東アジアにおける域内協力は様々なレベル、様々な分野について議論が進展している。それぞれの動きは個別的であり小さなものといえるかもしれないが、本章で紹介した動きを総体としてみた場合、東アジアにおける地域協力は大きなうねりとなり、もはや不可逆的な流れになっていると言えるのではないか。

---

<sup>10</sup> 東アジア共同体協議会における議論は、<http://www.ceac.jp/j/index.html>より見ることができる。

## 第3章 各国の姿勢

前章で見たように、ASEAN+3 を中心として東アジアにおける地域協力や「東アジア共同体」の構築へ向けた動きが活発化している。しかし、ASEAN+3 の枠組みに参加している 13 か国の思惑は同一のものではなく、それぞれの思惑が複雑に交錯する中で「東アジア共同体」が議論されているのが現状であろう。

本章では、日本、中国、ASEANの動向とともに、東アジアにおける地域協力の在り方に対して大きな関心と影響力を有する米国の動向について検討を加える。

### 1. 日本

EUによる統合の拡大・深化やNAFTAの発足にみられるように、世界各地で地域協力や地域統合に向けた動きが進展していく中で、我が国を始めとする東アジアにおいては、AFTAなどASEAN域内の取組を除けば、1990年代後半まで地域協力や地域統合に向けた取組が目立ったものはなかった。我が国はGATT/WTOによる多国間の枠組みの中で、自国の経済的な利益の追求を行っていた。この背景には、我が国が多国間貿易自由化交渉により最大の利益を得ていたことや、第一次世界大戦後の経済ブロック化が第二次世界大戦を招いたことに対する反省があったものと考えられる。しかし、1997年のアジア通貨・金融危機によって東アジア諸国や我が国は、地域的な取組の必要性を痛感した。また、通貨危機に際し我が国が東アジア諸国に行った支援や1990年代の我が国の経済的停滞により、我が国が東アジア地域協力や地域統合に積極的に取り組むことに対する域内諸国の警戒感は和らいだ。さらに、世界各地で主として経済分野において進められる地域統合や地域協力によって、我が国の経済的な利益が損なわれていると認識するようになったことを背景として、1990年代末以降、我が国もまた、東アジアにおいて経済分野を中心とする地域協力や地域統合に係る取組、さらには地域協力や統合を積み重ねていく先の長期的な目標としての「共同体」構築に向けた論議に積極的に関与することとなった。

このような取組の代表的なものとしては、自由貿易協定（FTA）を中心とする貿易・投資分野での地域協力が挙げられるが、この分野における我が国の取組については第4章で詳細を述べることにし、ここでは東アジア地域協力や地域統合の長期的な目標である「東アジア共同体」について、我が国の認識や姿勢がどのように変わっていったかを見る。

前章でみたようなASEAN+3における「東アジア共同体」論議の高まりの中にあって、我が国は当初、主に日本とASEANの関係の中で共同体構築へのコミットを明らかにしてきた。その嚆矢は、2002年1月14日に小泉総理大臣がASEAN諸国歴訪最後の地シンガポールで行った「東アジアの中の日本とASEAN」という演説である<sup>1</sup>。これは、「心と

---

<sup>1</sup> シンガポール演説の分析や諸外国のメディアの反応等に関しては、参照、山下英次「小泉首相の『東アジア外交政策演説』 - アジア統合論者の視点から」『経済学雑誌』105巻2号28頁（2004年9月）

心のふれあい」のある相互関係の構築を謳った 1977 年の福田首相のマニラ演説<sup>2</sup>以後、日本と A S E A N との関係は深まり、成熟し、新たな関係を構築する段階に至ったとの認識の下で、日本と A S E A N の新たな関係の構築及び日本と A S E A N の協力が東アジア全体にどのような貢献をすることができるかを示したものである。

演説の中では、最初に日本・A S E A N 関係の重点分野を整理し、その上で、この関係を基礎として世界の成長センターである東アジアの可能性を最大限引き出すため、**共に歩み共に進むコミュニティ**の構築を目指すべきであるとする。**東アジア共同体**という表現は用いていないものの、我が国として、共同体構築に取り組む意思をはじめて明確にした発言と言えよう。

もっとも、この**共に歩み共に進むコミュニティ**構想の具体像は、演説の中では明らかにされていない。ただ、コミュニティの構成国に関しては、比較的具体的な内容が盛り込まれており、「まずは、ASEAN+3(日中韓)の枠組みを最大限活用すべきです」として ASEAN+3 が中心となるとし、将来的には、「日本、A S E A N、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランドの諸国が、このようなコミュニティの中心的メンバーとなっていくことを期待します」として、オーストラリアとニュージーランドもその構成国として想定していることがうかがえる。また、米国との関係についても最大限の配慮が示されており、「この地域での実際の協力は、域外との緊密な連携のうえに成り立つのです。特に、この地域における安全保障への貢献やこの地域との経済相互依存関係の大きさに鑑みれば、米国の役割は必要不可欠のものです。日本は、米国との同盟関係を一層強化していく考えです」としている。

このシンガポール演説に続き、翌 2003 年 10 月に開催された ASEAN+3 首脳会議の際の A S E A N ビジネス投資サミットにおいて小泉首相は、**東アジア・コミュニティ**という語を用いる。本演説では、日本と A S E A N のパートナーシップの目指すところが、「東アジア地域を、さらなる繁栄、平和そして信頼を共有する「共に歩み共に進む」、開かれたコミュニティとすること」にあるとした上で、**共に歩み共に進むコミュニティ**の言い換えとして、**東アジア・コミュニティ**を用い、この創設のために日本と A S E A N が取り組むべき課題に言及している。課題としては、「日本 A S E A N 包括的経済連携構想」の実現を通じた経済面での連携強化、世界の投資家と消費者から信頼される確固とした経済制度の整備、A S E A N 諸国のさらなる経済発展と域内格差の是正、が挙げられている。

この演説は、実質的には 2002 年 1 月のシンガポール演説と同様の内容であるが、これを機に、我が国の姿勢は積極的なものとなった。まず、同年 12 月の日・A S E A N 特別首脳会議で合意された「新千年期における躍動的で持続的な日本と A S E A N のパートナーシップのための東京宣言」には、「東アジア・コミュニティのための東アジア協力の深化」

---

<sup>2</sup> 福田首相によるこの演説は、「福田ドクトリン」として、以後我が国の対 A S E A N 外交の基本となる。「福田ドクトリン」の内容は、非軍事大国化の再確認、「心と心のふれあう」相互関係の構築、A S E A N とインドシナ諸国の和解支援に整理される。

という項目が設けられ、「普遍的なルールと原則を尊重しつつ、外交的で、豊富な創造性と活力に満ち、相互理解並びにアジアの伝統と価値を理解する共通の精神を有する東アジア・コミュニティの構築を求め」として、より積極的に**東アジア・コミュニティ**を推進する姿勢が示されている。

2004年になると、国内においても**東アジア・コミュニティ**について公式に言及するようになる。国会で**東アジア・コミュニティ**に初めて言及されるのは、「我が国は、これら（東京宣言；引用者注）に基づき、ASEANとの具体的な協力を一層進め、日・ASEAN関係を中核とする東アジア・コミュニティの創設にも貢献していく考えです」とする2004年1月19日に川口外務大臣が行った外交演説である<sup>3</sup>。これに続く1月23日の代表質問では、小泉首相が「共に進み共に歩む東アジア・コミュニティを構築してまいりたい」と答弁するなど<sup>4</sup>、**東アジア・コミュニティ**の構築にコミットしていく姿勢を明確にした。

我が国が**東アジア・コミュニティ**についてASEAN+3で積極的な姿勢を見せるようになるのは、この後である。すなわち、2004年7月にジャカルタで開催されたASEAN+3の外相会議では、「東アジア・コミュニティ」、「東アジアサミット」等に関する論点ペーパーを提示し、議論の主導に努め、さらに、この論点ペーパーを基に行われる議論を踏まえ、単一のコンセプト・ペーパーを起案する用意があることも表明した。

さらに、同年9月の国連総会一般討論演説で小泉首相は、「ASEAN+3の基盤に立って、私は東アジア共同体構想を提唱しています」と述べ、初めて**東アジア共同体**という表現を用いて、世界に向けてその構築を表明するなど、2003年10月以降、約1年の間に東アジア共同体をめぐる我が国の姿勢は大きく進展した。この国連総会一般討論演説を契機として、国内でも**東アジア共同体**の用語が用いられるようになる。2004年12月の経済連携促進関係閣僚会議で決定された「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」では、「EPAは、東アジア共同体の構築を促す等、政治・外交戦略上、我が国にとってより有益な国際環境を形成することに資する」として、**東アジア共同体**の語が用いられている。また、この点に加えて、当該基本方針で**東アジア共同体**の構築が我が国にとって有益であるとの考えを明確に示している点が注目される。さらに、2005年1月21日の施政方針演説では<sup>5</sup>、「東アジア共同体の構築に積極的な役割を果たす」として前述の2004年の外交演説や代表質問と比較すると主体的な表現で語られている。これらを踏まえれば、**東アジア共同体**の構築は、我が国の外交政策の一つの柱になったと評価することができよう。

もっとも、現時点において、我が国が構築しようとしている「東アジア共同体」の内容が具体的に示されているわけではない。むしろ、オーストラリアやニュージーランドを共同体の構成国とするといった点や米国との関係をどのように考えるのかという点を明確に示していたという面では、2002年のシンガポール演説の方が具体的であったとさえ言える。

<sup>3</sup> 159回国会参本会議1号8頁（2004年1月19日）

<sup>4</sup> 159回国会参本会議3号22頁（2004年1月23日）

<sup>5</sup> 162回国会参本会議1号3頁（2005年1月21日）

2005 年末に開催される東アジアサミットの参加国をめぐって、我が国がオーストラリアやニュージーランドの参加を主張していることやアメリカのオブザーバーとしての参加を要求するなど配慮を示していることを考えれば、シンガポール演説と大きな考え方の変更はないと見るべきであろう。また、「東アジア共同体」の構築に関しては、予め具体的な在り方を想定して議論を進めるべきであるという考え方とそのような具体的な在り方を想定するのではなく、協力が可能な分野から進めていくべきであるという漸進主義的な考え方があるが、2004 年 1 月 23 日の代表質問における「様々な地域協力を重層的に推進し、共に歩み、共に進む東アジア・コミュニティを構築してまいりたいと考えます」という小泉首相の答弁を踏まえれば、後者のような考え方を採用していると見ることができ、この意味では具体的な「東アジア共同体」像が見えないことも当然と考えることもできる。このことは、逆に個別分野での協力の進捗状況に目を配っておかなければ、将来のどこかの時点で具体的な「東アジア共同体」像が浮かんできた場合、それが何であれ承認せざるを得ない状況が現れる可能性があることを意味するものである。

最後に、以上のような「東アジア共同体」に関する我が国の姿勢からもうかがえることではあるが、日中韓三国の間に歴史問題や領土問題などで政治的摩擦や相互不信が消えない中で、我が国が「東アジア共同体」の構築に取り組んでいくことができるのは、30 年にわたって築いてきた日本と A S E A N の関係に負うところが大きい。2003 年に日中韓三国が首脳会談を開催できたのも、A S E A N を中核とする ASEAN+3 の枠組みでの 5 年間におよぶ対話と協力の積み重ねがあったからである。今後も、東アジアにおける域内協力の推進に当たっては、日本と A S E A N の関係は重要な役割を担っていくものと考えられる<sup>6</sup>。

## 2 . A S E A N

A S E A N は、1967 年 8 月、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ 5 か国の外相がバンコクで開催された東南アジア 5 か国外相会議で採択された、「東南アジア諸国連合 ( A S E A N ) 設立宣言」(通称「バンコク宣言」)によって設立された。その後、1984 年にブルネイが加盟し、1990 年代に入るとインドシナ半島の情勢安定を受け、1995 年にはベトナムが、1997 年にはラオスとミャンマーが、さらに 1999 年にはカンボジアが加盟し、東南アジア 10 か国すべてが参加する地域協力機構となった。もっとも、A S E A N は、同じ 1967 年に発足した欧州共同体 ( E C ) とは異なり、加盟国を法的に拘束する条約や憲章ではなく、政治的意思を確認する宣言という形式で設立された機構であり、加盟国は地域協力のために国益を犠牲にする用意はなかった。この背景には、東南アジアの当時の政治状況とともに極めて多様性に富んだ加盟国からなる地域協力機構であって、E U のような構成を採ることができなかったという事情がある。このような A S E A N の

---

<sup>6</sup> 2004 年 11 月 29 日に開催された日中韓首脳会談の際に、韓国の盧武鉉大統領が日中韓首脳会談を ASEAN+3 の枠組みとは切り離して開催するよう提案したのに対して、小泉首相が「ASEAN との関係もあるのでよく検討したい」と応じたとされるのは、このような認識を示す一例と考えられる。『日本経済新聞』(夕刊)(2004.11.29)

性格は、意思決定における「コンセンサス主義」と相互関係における「内政不干渉」に代表されるASEAN Wayといわれるその行動原理にも反映されている。

このようにASEANは、小国による緩やかな連合体であるが、対外的には団結して行動しており、アジア太平洋地域においては大きなプレゼンスを維持してきた。例えば、1989年のAPEC発足時には、当初、東南アジア唯一の地域協力機構としての地位が揺らぐことをおそれ、否定的な反応をしたものの、結局、ASEANの結束を乱さないことを他の加盟国に認めさせた上で、すべての加盟国がAPECに参加している<sup>7</sup>。また、1993年7月には、アジア太平洋地域で唯一、政治・安全保障問題を政府間で協議する場として、米国や中国といった大国の参加を取り付けた上で、ASEAN地域フォーラム（ARF）の設置を主導した。

また、ASEAN域内についても、1997年のアジア通貨・金融危機以降、協力を推進している。1997年以前にも、1993年に始まったAFTAの形成など域内における協力は存在したが、1997年以降をみると、1997年の「ASEANビジョン2020」の採択、1998年の「ハノイ行動計画」の採択、2003年の「第2ASEAN協和宣言（バリ・コンコード）」の採択、2004年の「ビエンチャン行動プログラム」の採択と矢継ぎ早に協力の方向性が打ち出されている。特にバリ・コンコードは、ASEAN安全保障共同体、ASEAN経済共同体、ASEAN社会・文化共同体の形成を2020年までに目指すという内容になっており、地域協力の一層の緊密化をはかる意思が表明されている。

これら地域協力の深化に向けた取組はASEANの危機感の表れとも考えられる。1997年の危機を通じて、ASEAN諸国の競争力は低下した。この一方で、巨大な隣国である中国は成長の一途をたどり、ASEANをおびやかす存在となった。このような中で、ASEANとしては、AFTA成立の前倒しなどによってASEAN域内をより魅力的な市場とし、地域としての競争力を高めようという意図が働いたものと考えられる。

このようなASEANの問題意識は、ASEAN+3の枠組みでの協力についても妥当するものであろう。すなわち、1997年の危機による直接の痛手からは立ち直ったものの、かつての高成長を取り戻すには至っていないASEANは、成長著しい中国経済や経済大国である日本との経済連携で再浮上する力を獲得することを狙い、領土問題や歴史問題で相互不信や警戒を払拭できない日本、中国、韓国3か国に対して、将来に向けた協力を推進できる場を提供することで議論の進展に弾みをつけようとするものと考えられる<sup>8</sup>。

同時に、中国とのFTA交渉において中国側に十分な例外品目を認めさせるなど、APECやARFへの対応に見られたようなASEANのしたたかさは健在である。ASEANは、大国の間に埋没することがないように、自らの意思が充分反映されるような体制作りに余念なく、東アジアサミットの開催決定に至る過程でもその点が一つの焦点となってい

<sup>7</sup> 高中公男『経済統合のパワーゲーム』文芸春秋（2001年）72～73頁。

<sup>8</sup> 参照、黒柳米司「日本＝ASEAN関係三五年の回顧－ASEAN Wayをてがかりに」『海外事情』（2003年3月号）2頁、13頁。

た。東アジアにおける協力を進めるに際しても、東アジアを排他的な領域にしようとする意図はなく、オーストラリアやニュージーランド、インドといった周辺諸国との連携にも意欲的である。

東アジアサミットの開催に至る過程を振り返ると、大国の間に埋没する危険性があるにせよ、ASEANは東アジア地域協力を積極的に取り組む道を選んでいる。東アジアサミットの開催については、インドネシアなどがASEANの主導権確保の面から反対の立場をとり、首脳会議前日の外相会議では、決定の先送りが合意されていた。それにもかかわらず、各国首脳の政治的決断によって2005年12月のサミット開催が決定されたこと背景には、やはりASEANが東アジアにおける地域協力を通じ、自らの存在意義や存在価値を最大限に示そうとしたことが読み取れる。

ASEANは、地域としての競争力が低迷する中で、今後の在り方について大きな岐路に立たされており、東アジアにおける地域協力を活路を見出そうとしていると見ることができる。同時に、これまでも大国の間でしたたかな振る舞いをみせ、アジア太平洋の地域協力において常に中核的な地位を占めてきたように、今後の東アジアでの地域協力についても大きな役割を果たしてくものと思われる。ASEANと過去30年以上にわたって良好な関係を築いてきた我が国としては、これまで築いてきた良好な関係を相互の利益に資する方向で活用していくことが求められている。

### 3. 中国

中国は、冷戦後の国際社会において、米国が唯一の超大国であるという状況を排し、相対的に力の接近した3つ以上の大国が協調し秩序を形成するという「多極化」戦略をとっていた。一方、具体的な問題については原則として二国間交渉で対処し、その間の中間的な戦略空間、例えば地域的な協力の枠組みを構想する発想はなかった<sup>9</sup>。このことは、1989年に設置されたAPECは2年後の1991年に参加したことや1994年に設立されたARFに対して当初は慎重な姿勢を示したほか、我が国の唱えたAMF構想に対しても消極的な態度をとったことなどに示される。

中国は、なぜ東アジアの地域協力を積極的に姿勢へと転じていったのか。

第一に、中国の考える「多極化」は容易に実現しなかった。ソ連の消滅は友敵関係に基づく東アジアの勢力均衡システムを根底から変え、東アジアにおける新たな勢力均衡の焦点として中国が浮上した。特に、1995年から96年にかけての台湾海峡危機では米中衝突が危惧された。また、日米両国が進めた日米同盟の再確認や再定義に対しては、自国に向けられたものではないかとの疑念を抱き、そのような疑念に基づく対応を繰り返した。

こうした外交は中国脅威論の高まりや中国を取り巻く安全保障環境の悪化を招いたため、中国は米国優位の国際秩序との対立や衝突を慎重に避け、2000年前後から周辺諸国と

---

<sup>9</sup> 天児慧「新国際秩序と東アジア共同体論 - 中国の視点と日本の役割」『国際問題』538号(2005年1月)30頁、32頁。

の協力メカニズムの構築に積極的に乗り出すようになっていった<sup>10</sup>。中国は、周辺諸国との協力メカニズム構築に当たって、東アジア地域を重要な戦略空間と考えた。すなわち、東アジア地域を自らが主権や権益を守りつつ国際的な役割を發揮するための最も重要な拠り所であると考え、この地域で協力を推進できれば自国にとって強力な後ろ盾となると考えたのである<sup>11</sup>。

第二に、中国は2002年に国家戦略として「中華民族の偉大な復興」を掲げ、2020年にGDPを2000年の4倍に増やして「小康社会」を実現するとした。このような国家目標の実現には、周辺の平和な国際環境と日米を含む大国や東アジア諸国との協力が不可欠であり、そのためには日米も関与する東アジアの地域協力を積極的に取り組む必要がある。

この国家戦略を追求するための対外戦略として、世界平和擁護や共同発展促進がこれまで以上に強調され、「平和台頭論」が提唱されている<sup>12</sup>。「平和台頭」とは、中国が現代化建設に必要な資金、技術、資源を平和な形で獲得していこうとする道を選ぶという考え方を意味し、中国の経済発展や政治面での存在感の高まりに伴う周辺諸国や国際社会の懸念の払拭にもつながるものである。

こうして、2001年のWTO加盟後、中国は地域戦略として、アジア各国との経済統合を目指すFTA構想を進めていくこととなる。

その後の東アジア地域協力への中国の取組をみると、ARFについては現在、信頼醸成プロセスにおける作業部会の一つの議長国を務めるに至っている。通貨金融協力についても、ASEAN+3によるアジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)において国際開発金融機関等による現地通貨建て債券の発行に関するワーキンググループの議長を務めており、地域的な協力の枠組みへの関与を充実させている。すでに述べたとおり、WTO加盟に目途がついた2000年11月には、ASEANにFTA研究を提案している。中国市場への特別なアクセスを認めるFTAは、周辺諸国による中国脅威論を払拭する上でも有効だという認識がある<sup>13</sup>。

こうした中国の取組については、東アジア地域全体が総合的力量を増し、同地域で自国のイニシアチブを發揮できれば、米国一国による覇権秩序への揺さぶりをかけ、北米、EU、東アジアという三圏を中心とする国際秩序を形成するとの長期的な戦略に基づくものとの見方も示されている<sup>14</sup>。

---

<sup>10</sup> 添谷芳秀「東アジア安全保障システムのなかの日本」添谷・田所編『日本の東アジア構想』慶應義塾大学出版会(2004年2月)195~196頁。

<sup>11</sup> 天児、前掲注9、32頁。

<sup>12</sup> 「平和台頭」の概念が初めて登場したのは、2003年11月3日、博鳌(ボアオ)アジア・フォーラムで中国改革開放フォーラムの鄭心堅理事長が、「中国の平和台頭の新しい道とアジアの未来」と題して講演した時である。同年12月には、温家宝総理がハーバード大学において、中国を選んだのは「平和台頭の発展の道」であると明確に示し、胡錦濤国家主席も「毛沢東誕生110周年座談会」で、「平和台頭の発展の道と自主独立・平和外交政策を堅持する」と再び強調した。関志雄「平和台頭を目指す中国 - グローバル経済大国への戦略と課題」『国際問題』540号(2005年3月)58~59頁。

<sup>13</sup> 宗像直子「日本のFTA戦略」添谷・田所編、前掲注10、151頁。

<sup>14</sup> 天児、前掲注9、35頁。

#### 4. 米国

冷戦期、アジア太平洋地域において安全保障・経済の双方で、二国間の取組みを重視してきた米国は、冷戦後、A P E Cのような多国間の枠組みにも積極的に参加するようになった。米国は、1993年に議長国として、非公式首脳会議の開催や貿易・投資の自由化促進宣言を採択するなどA P E Cの政治化や制度化を進めようとし、アジア太平洋の枠組みを自国の外交戦略に沿ったものとするよう取り組んだ。

一方、米国は自国を含まない多国間枠組みに対しては敏感であり、1990年にマレーシアのマハティール首相が提唱したE A E G構想や1997年に我が国が提唱したA M F構想に対しては反対の姿勢を示した。

近年では、このような姿勢にも変化が見られる。例えば、1997年以降毎年開催されているASEAN+3首脳会議に対して、米国は特段反対の姿勢を示しておらず、1999年7月に開かれたA R F外相会議では、先に触れた「東アジア協力共同声明」の発出を歓迎するとの議長声明案に異を唱えることはなかった。また、2000年5月にASEAN+3蔵相会議が「チェンマイ・イニシアチブ」に合意した際、米国財務省がこれを推奨すべきとの意向を表明し、同年7月のG 7蔵相会議及びG 7首脳会議、10月のA P E C蔵相会議においても東アジアにおける通貨金融協力を歓迎するとの意向を示している<sup>15</sup>。

もっとも、米国はアジアにおける地域協力に対して容認の姿勢をみせる一方で、東アジア各国との経済関係強化の動きも見せている。2002年10月にロス・カボス（メキシコ）でA P E C首脳会談が開催された際には、ブッシュ大統領がA S E A N諸国とのF T A締結に向けたイニシアチブ（E A I : Enterprise for ASEAN Initiative）を発表した。これは、W T Oへの加盟、米国との間で貿易投資枠組み協定を締結している国とのF T A締結を推進し、将来的な二国間F T Aネットワークの構築や貿易・投資の増大を通じた経済的関係を強化しようとする構想である。また、米国はすでにシンガポールとの間で、関税の撤廃だけでなく、サービス、金融、電子、通信商取引なども含む「質の高い」F T Aを締結しており、今後のA S E A N諸国とのF T Aに向けてもこれを基準とすることとしている<sup>16</sup>。この他にも、韓国との間ではF T A締結に向けた政府間協定を2005年2月より開始するなど、東アジア諸国との経済的な連携には積極的な姿勢をみせている。

また、第2期ブッシュ政権のアジアに対する外交姿勢がどのようになるかは予断を許さない。第1期ブッシュ政権の中心課題は安全保障問題であり、中でもアフガニスタンやイラクといった中東問題に焦点が当てられていたため、アジアについては北朝鮮の核疑惑があったものの中心的な課題ではなかったと考えられる。このような外交姿勢が第2期政権でどのように変化し、それが経済を中心とするアジアでの地域協力にどのような影響を与

<sup>15</sup> 参照、原洋之介「「東アジア・コミュニティ」の構築に向けて：国益の観点から」内閣府／（財）日本総合研究所『国際協力の効率化のための官民パートナーシップの検討調査 報告書』（2003年3月）51頁。

<sup>16</sup> 現在、EAIで示された条件を満たす国は、フィリピン、タイ、ブルネイ、マレーシア、インドネシアであり、このうちタイとは2004年6月よりF T A交渉を開始している。

えるか。米国の外交政策研究者の間では、ブッシュ政権は2期目も関心の中心が依然として安全保障問題であることや東アジアにおいて地域主義が急速に根付くとは考えていないこと等を理由として、「日本など東アジア各国が地域主義の動きを強めても（それが米国を排除する性格のものであっても）、寛容な姿勢で臨むと考えられる」と見る向きもある<sup>17</sup>。一方で、第1期政権が安全保障問題に傾斜しすぎていたとして、「国際経済政策一般への取組を強化しなければならない」とする意見<sup>18</sup>や「ASEANやASEAN+3といった場に関与する方法を見出す必要がある」といった意見<sup>19</sup>も見られ、これらが第2期政権のアジア外交に影響を及ぼす可能性もある。

先に引用したゼーリック国務副長官のシンガポールにおける発言では、「我々の関与は、ASEANや他の地域集団とのバイラテラルなものとなるであろうし、（東アジア）サミットに関する議論も健全な方向に向かっている」との認識が示されており、現在のところ、EASGの場合のように、「太平洋の間に分断線を引くもの」といった過度の警戒感を示してはいないとみることができる。ただし、米国が東アジアにおける地域協力について寛容であるとみる意見においても、「各国政府が地域の平和を維持する役割を米国に求める一方で、その経済的利益を損なうような行動をとっていると米政府が感じ始めれば、ブッシュ政権の寛容な姿勢は一変しよう」との見方が示されており<sup>20</sup>、安全保障面で米国に大きく依存しているアジアとしては、その動向に注視せざるを得ない。

---

<sup>17</sup> エドワード・J・リンカーン「2期目の米ブッシュ政権 東アジアの地域主義には寛容な姿勢」『日本経済研究所センター会報』（2005年3月号）15頁。

<sup>18</sup> Jeffrey E. Garten, *The Global Economic Challenge*, 84 *Foreign Affairs* 1, p37 (2005).

<sup>19</sup> Francis Fukuyama, *Re-Envisioning Asia*, 84 *Foreign Affairs* 1, p75 (2005).

<sup>20</sup> リンカーン、前掲注17、15頁。

## 第4章 各分野での取組

現在進められている東アジアの地域協力は多岐にわたっている。これらのうち、FTAを中心とする貿易・投資分野における協力は、東アジアの制度的な経済統合の鍵を握るものとして重要である。また、アジア通貨・金融危機の教訓を踏まえて始められた通貨・金融分野での協力も、今後の経済発展の基礎を提供するものである。

しかし、東アジア地域に求められるのは、経済だけでなく、社会その他の要素のバランスのとれた成長や発展であり、そのような成長や発展が実現して初めて、地域の人々の生活が真に豊かなものとなり、将来の「共同体」づくりにも資するものとなる。

その意味で、域内諸国の経済成長の阻害要因となり得るエネルギー分野や食料・農業分野における協力は不可欠のものである。また、地球規模あるいは地域レベルで「負の相互依存」をもたらし、発展や成長を脅かす環境問題についても、共同で取り組んでいくことが一層求められている。

本章では、これら5つの分野における地域協力の現状と課題に言及する。

### ・貿易・投資分野

東アジアでは、ヒト・モノ・カネの往来に要するコストの低下などにより、国境を越えて事実上の経済統合が急速に進んできた。すでに述べたとおり、東アジアの2003年の貿易額は、1980年の約10倍に膨れ上がり、世界全体の貿易額に占める割合もほぼ20%に上昇している。一方、日本を除く東アジア貿易に占める域内貿易の割合も、1980年に約18%だったものが2003年には約40%にまで上昇している。また、2001年のASEAN+3の域内貿易は、域内輸出比率が46.6%、域内輸入比率が55.7%に上るなど、域内各国の結合関係は強まっており、このような良好な経済関係を強化するためにも域内における貿易の自由化が必要であるとの認識が高まっている。

また、投資は貿易とあいまって経済発展の基礎となる。特に、東アジアでは直接投資の受入れにより、個々の国で輸出主導による工業化が進展した。工業化を背景にした輸出の拡大は更なる直接投資を誘引し、貿易と投資の好循環が生まれた。また、直接投資のもたらした資本や技術が個々の国の産業構造の連続的な転換を進め、高い経済成長を続けることを可能にただけでなく、経済成長の波が順序よく域内に波及し、地域全体に経済成長の好循環が生み出された。このような東アジア独自の発展モデルは、今日では雁行形態型発展として知られているが、地域としての持続的な経済成長を維持するためには、引き続き域内外から投資を受け入れることが不可欠であり、自由化や手続きの円滑化を中心とする魅力的な投資環境の整備が求められている。

これらの事情を背景として、貿易・投資の自由化に向けた地域的な取組が活発化してい

る。しかし、東アジアにおける貿易・投資分野における協力は、次節で触れる金融分野とは異なり、ASEAN+3 全体としての取組が具体的な形や成果を示すには至っていない。現時点では二国間ないしは ASEAN+1 (日中韓のいずれか一国) という形での取組であり、これら個別の取組が将来的に ASEAN+3 としての地域大の取組に拡大していくであろうというのが現在の見通しである。

そこで、本節では、貿易・投資の自由化に関する域内各国の取組を紹介するとともに、その課題に言及する。

## 1. 貿易・投資の現状と自由化へ向けた各国の取組

これまで貿易の自由化は、GATT/WTO体制のもとで進められてきたが、1980年代以降、FTAのような地域的な貿易自由化の取組が活発化し、その傾向は1990年代後半には一層顕著なものとなっている。2005年1月現在、世界には122件のFTAが存在し、うち81件は1995年以降に発効したものである<sup>1</sup>。この時期にFTAが増加した背景には、WTOにおけるマルチの交渉が行き詰まったことや、WTOでは取り扱われない知的財産や投資に関する問題も同時にテーマとして取り上げることができるという点が大きいの

ASEAN自由貿易地域(AFTA)を除いて、長らくFTAの空白地帯であった東アジアでも、世界的な動向を受け、1990年代末の日本と韓国のシンクタンクレベルの共同研究の開始を端緒として、FTAの締結を目指す動きが活発化するようになり、同時に、投資環境の整備に関する地域的な取組も進展している。

### (1) 日本の取組

#### ・FTA締結に向けた取組

我が国による政府レベルでのFTAへの取組は、1999年12月にシンガポールとの間で産官学の代表による共同研究の実施に合意したことに始まる。既に述べたように、東アジアにおける地域的な取組は欧米に比べて遅く、1999年段階でも、AFTAを除いて未だ地域的な取組は行われていなかった。このような状況から見て、我が国は比較的早い段階から取組を開始したといえよう。シンガポールとのFTA交渉は、その後、順調に進み、2002年1月に締結に至った。もっとも、貿易障壁がほとんど存在せず、FTA締結によるプラスの効果もほとんど期待できない中でのシンガポールとのFTAは、我が国がはじめて経験するFTA交渉のいわば「練習」としての側面があったとの見方は強い。

---

<sup>1</sup> WTOのホームページは、加盟国から通報された、地域貿易協定(モノの貿易に関するFTA、サービス貿易に関するFTA、関税同盟)に関する情報を掲載している。WTOに通報された地域貿易協定は2005年1月現在、162に上る。これらのうち、既存のFTAへの新規加入の通報に伴う重複、一つのFTAをモノの貿易とサービス貿易の双方についてそれぞれ通報することに伴う重複、を除いた件数が122件であり、1995年以降に発効した件数の81もこの考え方に基づいて算出した。FTAに関する情報を掲載したWTOホームページのアドレスは、[http://www.wto.org/english/tratop\\_e/region\\_e.htm](http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e.htm)。このほか、JETRO資料を参照。

その後、我が国が締結に至った F T A は、2005 年 5 月末現在、メキシコとの間のものだけである。この間、シンガポールは 5 か国との間で F T A を締結し、中国が A S E A N との間でモノに関する貿易自由化について合意に達している。これらを踏まえ、我が国の F T A への取組は遅れており、各国との交渉をスピードアップするべきとの意見もある。確かに、中国と A S E A N との間では、2000 年 11 月の朱鎔基首相による F T A 共同研究の提案を受け、2002 年 11 月に枠組みに合意し、2004 年 11 月にモノの貿易に関する自由化に合意している。一方、我が国は、2002 年 1 月に日・A S E A N 包括的経済連携構想を提案した後、2003 年 11 月に枠組みに合意し、2005 年 4 月にようやく第 1 回の本交渉を開始したところであり、提案から交渉へのプロセスに時間を要していることは否めず、このような批判が妥当する面もある。しかしながら、東アジア全体を見た場合、我が国の取組が特段遅れているというわけでもない(表 4 - 1 参照)。また、スピードを重視する余り、その内容について妥協してもよいということになれば、本末転倒の謗りは免れないとの指摘もある<sup>2</sup>。

我が国政府の方針としては、2002 年 10 月に外務省が策定した「日本の F T A 戦略」があるが、これは外務省だけのものであり、その他の関係省庁も含んだ政府としての方針は、2004 年 12 月に経済連携促進関係閣僚会議で策定された「今後の経済連携協定の促進についての基本方針」(巻末資料。以下、「基本方針」とする。)を待たなければならなかった。

「基本方針」は、政府として F T A 締結を「推進」することを明確にしている点に特徴があるが、具体的な内容をみると、F T A の意義、交渉相手国・地域の決定に関する基準などについて記述している。まず、F T A の意義としては、W T O を中心とする多角的な自由貿易体制を補完するものとして我が国の対外経済関係の発展及び経済的利益の確保に寄与するものであること、我が国及び相手国の構造改革の推進にも資するものであること、東アジア共同体の構築を促す等、政治・外交戦略上、我が国にとって有益な国際環境の形成に資するものであること、が挙げられる。本調査の関心からすると、東アジア共同体が、我が国にとって有益な国際環境の形成に資するものであるという考えが明確に示されていることが注目されることはすでに述べたとおりである。次に、交渉対象国についてであるが、現在交渉中の東アジア諸国及び A S E A N との「早期締結に全力を傾注する」とした上で、その他の国々については、我が国に有益な国際環境の形成、わが国全体としての経済利益の確保、相手国・地域の状況、E P A / F T A の実現可能性、という 3 点を基準として判断することとしている。この他に「基本方針」は、経済連携の在り方として F T A に限定することなく、相手国との経済関係の現状と踏まえ、投資協定、相互承認協定の締結、投資環境の整備などについても選択肢として検討するとしているが、これについては、投資協定だけの先行的な検討が進んでいる日中韓の取組が念頭にあるの

---

<sup>2</sup> 畠山襄「日本は F T A の初心を失っていないか」『論座』120 号(2005 年 5 月)

(表4-1)東アジア諸国のFTA締結状況

(2005年6月現在)

国名	大筋合意・締結	交渉中・交渉開始に合意	検討中
日本	シンガポール、メキシコ、フィリピン、マレーシア	タイ、韓国、ASEAN、インドネシア	日中韓3か国、ASEAN+3、中国、インド、チリ、オーストラリア、スイス
ASEAN	中国	日本、韓国、インド、オーストラリア・ニュージーランド	ASEAN+3、アメリカ、EU
中国	香港、ASEAN	チリ、オーストラリア、ニュージーランド、SACU(注1)、GCC(注2)	日中韓3か国、ASEAN+3、日本、韓国、インド
韓国	チリ、シンガポール	日本、ASEAN	日中韓3か国、ASEAN+3、中国、メキシコ、インド、EFTA、米国、メルコスール
シンガポール	AFTA、日本、ニュージーランド、EFTA、オーストラリア、米国、韓国、インド、ヨルダン、ニュージーランド・チリ・ブルネイ・シンガポール4か国	カナダ、メキシコ、スリランカ、バーレーン、ペルー、エジプト、クウェート、ペルー、パナマ	イラン、オマーン
タイ	AFTA、オーストラリア、ニュージーランド	日本、中国、インド、ペルー、バーレーン	
フィリピン	AFTA、日本		
マレーシア	AFTA、日本	ニュージーランド	米国、韓国、オーストラリア、パキスタン
インドネシア	AFTA	日本	
ブルネイ	AFTA、ニュージーランド・シンガポール・チリ・ブルネイ4か国		

(備考)「締結・大筋合意」列内の太字は、締結済みのもの。

(注1)日本はオーストラリアとの間でFTA締結を前提としない経済連携について研究会を立ち上げることとした。

(注2)2002年11月に「枠組み協定」に合意、2004年11月にモノの貿易についての協定に署名。今後はサービスや投資分野の交渉が進められる。

(注3)2003年6月にCEPAを締結し、2005年1月から約1,100品目の産品が無関税に、また、26のサービス分野が自由化された。

(注4)SACUは南部アフリカ関税同盟。加盟国は、南アフリカ、ボツワナ、ナミビア、レソト、スワジランド。

(注5)GCCは湾岸協力会議。加盟国は、アラブ首長国連邦、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア。

(注6)米国との間に貿易・投資枠組み協定(TIFA)を締結。TIFAはFTA交渉に向けた第1ステップとされる。

(注7)2004年10月に特惠貿易協定(PTA)に向けた交渉を開始。PTAはFTA交渉に向けた第1ステップとされている。

(出所)経済産業省資料「FTAをめぐる世界の動き」(2004年12月)等より作成。

ではないかと考えられる。

これまでの交渉では、外務省、経済産業省、農林水産省の各担当者が出席し、それぞれが異なる意見を述べる事態もあったとの指摘も踏まえれば、このように政府としての統一の方針が示されたことの意義は大きいと考えられるが、このことによって今後の交渉が一層推進されることになるかは予断を許さない。というのも、「基本方針」に示されていることは、F T Aの意義と交渉相手国についてのみであり、交渉に当たっての方針等については、「早期締結に政府一体となって全力を傾注する」といった抽象的な書き方しかなされておらず、農産品や人の移動といった争点となっている具体的な問題に関しては何ら方針が示されていないからである。今後は、これら具体的な問題に関して、政府としての方向性をより具体化する作業が求められるところである。

さて、「基本方針」も全力を傾注するとしている東アジア諸国とのF T A交渉の現状であるが、2002年に締結したシンガポールに続き、2003年には韓国、タイ、フィリピン、マレーシアとの間で交渉開始が合意され、翌2004年より交渉が開始された。また、インドネシアとの間では2003年以降予備協議が実施され、2005年4月に提出された報告書では、二国間交渉の立ち上げが提言されている。このうち、フィリピンとマレーシアについては、それぞれ2004年11月と2005年5月に大筋合意に達し、条文化の作業が進められているところである。この他、タイとの交渉については大詰めをむかえているものの、韓国との間では交渉の冒頭で行われるオファーの交換にすら至っておらず、交渉の進展が望まれている。なお、各国との交渉における関心事項は別表にまとめたとおりである。

A S E A Nとの交渉であるが、先に触れたように、2005年4月に第1回の本交渉が開始されたばかりである。2002年の枠組み協定によれば、自由化措置等に関しては「2012年までの出来るだけ早い時期に終結するべき」とされており、2012年に自由化等を実現できるよう交渉が進められていくことになる<sup>3</sup>。なお、日・A S E A N包括経済連携の対象は、モノやサービスの貿易、投資の自由化にとどまらず、貿易・投資の促進・円滑化措置（税関手続、基準認証など）、金融サービス、情報通信技術、科学技術、人材育成、中小企業、観光、運輸、エネルギー、食料安全保障、その他の分野における協力を含む広範囲にわたる経済連携を模索するものとされている。

ところで、今後、我が国は、A S E A NとのF T Aと並行して各A S E A N加盟国との交渉を進めることとなるが、これは、A S E A Nが関税同盟ではないため、関税の引下げについては個々の加盟国との間で交渉をする必要があるためである。この点について、枠組み合意は、「交渉においては、日本との間で二国間の経済連携協定を締結し終えていないA S E A N加盟諸国は、関税譲許の交渉を二国間で行うことになる」としている。我が国は、A S E A N全体とは原産地規則や知的財産保護などに関する共通のルール作りを中

---

<sup>3</sup> 交渉締結の時期に関して、当初「2年以内の交渉終結」が2004年12月の日・A S E A N首脳会議の際に合意される予定であったが、日本が難色を示し、結局この目標は明記されなかったとされる。『朝日新聞』（2004.12.1）

心に協議・決定し、各国の間で思惑が異なる農産物など個別の物品の関税引下げや人の移動といった問題については個別の交渉を通じて決定することとなる。

(表4 - 2)東アジア諸国との FTA 取組交渉の現状

国名	交渉状況	我が国の関心事項	相手国の関心事項
フィリピン	2003年12月の首脳会談で交渉開始合意。2004年2月以降、5回の交渉を経て、同年11月に大筋合意。	鉱工業品、サービス・投資、知的財産保護、ビジネス環境整備	農林水産品、人の移動、協力
マレーシア	2003年12月の首脳会談で交渉開始合意。2004年1月以降、6回の交渉を経て、2005年5月に大筋合意。	鉱工業品関税(自動車、鉄鋼等)、サービス・投資の自由化・透明性、知的財産、政府調達等	農林水産品関税、人の移動(専門職業資格者の幅広い受入れ)、日本企業からの契約増大、協力案件の具体化
タイ	2003年12月の首脳会談で交渉開始合意。2004年2月以降、6回の交渉を実施。農産品などでは大筋合意。	鉱工業品関税(鉄鋼、自動車等)、サービス・投資の自由化・透明性、知的財産、競争政策、政府調達	農林水産品を含む関税撤廃(期間は、途上国配慮)、人の移動(幅広い要求)、協力(農業協力やメコン地域開発を含む)の充実
インドネシア	2005年6月の首脳会談で交渉開始を合意。	鉱工業品分野(自動車、鉄鋼、エネルギー、天然資源等)、投資・サービス、知的財産、ビジネス環境整備等	人の移動、協力分野等
ASEAN	2004年11月の首脳会議で交渉開始を合意。2005年4月に第一回交渉を実施		
韓国	2003年10月の首脳会談で、政府間交渉を年内に開始し2005年内に実質的に終了させることで合意。2003年12月以降、6回の交渉を実施するも、市場アクセス交渉の進め方に日韓双方の隔たりがありオファーの交換に至っていない。	鉱工業品関税撤廃、サービス・投資の自由化・透明性、知的財産	農林水産品関税撤廃、水産物IQの撤廃(*韓国の申し立てにより現在海苔IQについてWTO紛争解決手続きを開始)、非関税措置、相互承認、政府調達、恒久的査証免除の条文化
日中韓	2003年10月の日中韓首脳宣言において、それぞれの研究機関により進められてきたFTAの経済的影響に関する共同宣言の進展を評価するとともに、時宜を得た方法で、将来におけるより緊密な経済連携の方向性を探究することで合意。		

(出典)外務省「東アジア諸国との経済連携協定交渉の現状と課題」(2005年5月)などより作成

## ・投資の自由化に向けた取組

## 日韓投資協定

日韓間では2003年1月に日韓投資協定が発効した。この協定は、投資許認可段階や投資許可後の内国民待遇と最恵国待遇の適用、現地調達や技術移転など投資を阻害する要件の原則禁止、などが盛り込まれた質の高いもので、これにより韓国政府は内外差別的な措置をとることができなくなり、進出日系企業の権利が保護されるようになった。2004年の韓国向け直接投資に占める日本のシェアは17.6%であり、米国の37%には及ばないものの、1962年から2004年までの累計は155億ドルに達し、うち96億ドルは1998年から2004年までのもので、韓国における事業環境改善への取組が反映されたものと言える<sup>4</sup>。

## 日中韓三国間の投資の法的枠組み

日中韓三国首脳は、2003年10月の日中韓三国間協力共同宣言に基づき、投資取極のあり得べき形態について産学官で研究する共同研究会の設置に合意した。共同研究会は、2004年3月から9月にかけて、対内海外直接投資（FDI）の増進に向け更なる措置を導入するため、投資の促進による経済効果、ビジネス環境の改善、投資ルール、について幅広い議論を展開し、2004年11月の日中韓首脳会議にその研究結果を報告した。

この報告書は、投資の促進が三国間の経済関係のダイナミズムを高め、win-win-winの状況を創り出すことに貢献する、三国間の投資促進に資するビジネス環境をつくるため合意した措置を早期に導入するとともに、合意した措置のフォローアップや改善を行うための三国政府間メカニズムを設置すること、三国間の投資に関する法的枠組みについて時宜を得た形で検討すること、を主な内容としている。

こうして報告書は、三国間の投資に関する法的枠組みの検討を日中韓三国の首脳に勧告し、速やかに交渉入りを求める日韓両国と、経済発展の度合いも異なり交渉に入るのは時期尚早であるとする中国との間になお意見の相違はあったものの、2005年5月の日中韓外相会談においては、三国間の投資の法的枠組みについて、同月中に第1回の政府間協議を開催することで一致した。

こうして5月18日から20日までの間、日中韓投資取決めに係る「ビジネス環境改善のための政府間メカニズム」と「投資関連の法的枠組みに関する政府間協議」の第1回会合が開催された。

投資関連の法的枠組みについて、我が国は中国に対し、投資の自由化に力点を置いた投資ルールが必要であるとして、日韓投資協定や日越投資協定などの内容を説明した。これに対して中国は、途上国であるため投資の自由化には困難があるとしつつも、中国に外国投資の入り易い状況を作りたいことは認識しており、今後の協議で先進的な投資協定の様々な要素について説明を聞いた上で、できるものであれば受入れも検討するという立場

---

<sup>4</sup> 鈴木一司「事業環境と労働関係法の動き」『ジェトロセンサー』（2005年5月）13頁、ジェトロ『2004年版 ジェトロ貿易投資白書』168頁、谷口誠『東アジア共同体 - 経済統合のゆくえと日本』岩波書店（2004年）93~94頁

を表明した。

#### ・期待される効果

F T A 締結に向けた我が国の動きは活発化しているが、各交渉国との F T A 締結によってどのような効果がもたらされるのであろうか。一般的に、F T A のような二国間ないし地域的な自由化については、静態的效果と動態的效果の二つがあるといわれる。静態的效果としては、「貿易創造効果」と「貿易転換効果」が挙げられる。「貿易創造効果」とは、貿易障壁の撤廃によって新たな貿易が生み出されることであり、「貿易転換効果」とは、貿易障壁に格差が生ずることによって域外国からの輸入が域内国からの輸入に転換することをいう。後者の効果は、第三国からすれば脅威であり、メキシコとの F T A 締結に至った我が国のように、自らも F T A を締結する必要に迫られることになる。これに対して「動態的效果」とは、生産性上昇や資本蓄積などを通して経済成長に与える影響をいう。

このように、F T A がもたらす効果には様々な要素があり、特定国ないし地域との F T A が我が国にどのような効果をもたらすかを見通すことは容易ではないが、ここでは、この点に関して過去になされた試算を通して、何らかの示唆を得たい。

まず、日本と A S E A N 全体とが F T A を締結した場合の経済効果については、2002 年 9 月に発表された日 A S E A N 経済連携強化 (CEP : Closer Economic Partnership) 専門家グループの報告書が応用一般均衡モデルの一種である G T A P モデルによる試算を行っている<sup>5</sup>。これによれば、貿易面では、A S E A N から日本への輸出は、206 億 3,000 万ドル (97 年の 44.2% に相当) 増加し、日本から A S E A N への輸出は、200 億 2,200 万米ドル (97 年の 27.5% に相当) 増加するとされる。G D P 成長率については、1997 年を基準として、A S E A N では 1.99%、日本では 0.07% の押し上げ効果にとどまり、我が国にとっては効果が薄いという試算結果となっている<sup>6</sup>。ただし、報告書は、これらのほかに、F T A の締結が、我が国と A S E A N の国際社会・フォーラムでの地位を向上や地域の安定と安全保障に貢献するとして、単なる経済的便益を超えたメリットにも目を向けている。

次に、F T A の経済効果を様々な国の組み合わせにより比較した試算として、2004 年に日本経済研究センターが行った試算や内閣府経済社会総合研究所の川崎研一氏が行った試算がある。日本経済研究センターによる試算は、日本・韓国、日本・韓国・A S E A N、日本・韓国・中国・A S E A N、中・韓・A S E A N という 4 つの組合せによる F T A が締結された場合の効果に関するものであるが、それぞれが我が国の G D P に与える効果は、0.009%、0.038%、0.061%、-0.006% となっている<sup>7</sup>。これに対して

<sup>5</sup> 日 A S E A N 経済連携強化 (CEP) 専門家グループ『日 A S E A N 建材連携強化に向けた共同研究報告書 (仮訳)』(2002 年 9 月)。なお、GTAP モデルは、GTAP (世界貿易分析計画 : Global Trade Analysis Project) が開発し、GATT 事務局 (当時) によるウルグアイ・ラウンド協定の経済効果分析に用いられるなど、世界貿易動向の分析道具として世界標準となっているものとされる。

<sup>6</sup> 同上、23 頁。

<sup>7</sup> 浦田秀次郎 / 日本経済研究センター編『アジア F T A (自由貿易協定) の時代』日本経済新聞社 (2004

川崎研一による試算は、日本・中国、日本・ASEAN、中国・ASEAN、日本・中国・ASEANという4つの組合せについてのものである。それぞれが我が国のGDPに与える影響は、0.45%、0.38%、-0.07%、0.79%であるとされる<sup>8</sup>。

評価は分かれるであろうが、それぞれの結果を見ると、FTAによってもたらされる経済効果はさほど大きくないことが分かる。その一方で、我が国を含まないFTAが締結されれば、我が国のGDPに対してマイナスの効果を及ぼすものと考えられる。これは、我が国の輸出の機会がFTAを締結した他国に転換されることによる影響が大きいと考えられる。このマイナスの影響を踏まえれば、たとえFTAの経済効果が小さいからといって締結に消極的であってよいことにはならない。

また、各試算からは、特定の国との二国間のFTAよりも、より多くの国を巻き込んだFTAの方がより大きな効果を期待できることが読み取れる。各試算でもっとも大きな効果が期待できるFTAの組合せは、日本経済研究センターの試算によれば、日中韓とASEANによるFTAであり、川崎研一氏の試算によれば、日中とASEANによるFTAである。このことは、現在の二国間ないしASEANとのFTA交渉の推進だけでなく、ASEAN+3によるFTAの推進を考えるべきことを示すとともに、FTAがあくまでWTOにおける多国間の貿易自由化を補完するものであることを示唆する<sup>9</sup>。

このようにFTAよりもWTOにおける貿易自由化の方が経済効果が高いと考えられるにもかかわらず、FTAを推進する意義はどこにあるか。他国のFTA締結による「貿易転換効果」から生じるマイナスの影響から逃れることだけに意義があるのか。この点に関しては、日ASEAN経済連携強化専門家グループの報告書が示すように、国際社会・フォーラムでの地位向上や地域の安定と安全保障への貢献、あるいは「基本方針」が挙げる構造改革の推進といった経済的便益を超えた要素が重視されるべきであるように思われる。

## (2) ASEANの取組

東アジアではASEAN全体に対しても、個々の加盟国に対しても、域内外からFTA締結を求める声が強い。その背景には、全体で5億人に達する市場規模を有すること、世界有数の工業製品の生産基地であり、IT財や電気・電子機械などの産業が集

---

年)241頁~。なお、本試算は、貿易障壁の撤廃と貿易に関わる手続の統一などによる貿易円滑化により期待される効率性向上効果も考慮したものである。ただし、サービス貿易や投資の自由化、人の移動の自由化など、及び市場統合による市場拡大から期待される規模の経済、輸入や直接投資によってもたらされる生産性の向上といった要素は考慮されていないため、ここでの分析により得られる効果は実現する効果よりも小さいものとされる。(同、242頁)

<sup>8</sup> 川崎研一「WTOとアジアにおける自由貿易地域の形成」岩田一政編『日本の通商政策とWTO』日本経済新聞社(2003年)252頁。

<sup>9</sup> 2005年3月の「FTAの諸効果と日本のとるべき戦略」と題された内閣府経済社会総合研究所主催の国際フォーラムで川崎研一は、東アジア全体のFTAが我が国GDPにもたらす効果が0.81%であるのに対し、世界的な貿易自由化は0.95%のプラスの効果をもたらすと試算結果について報告を行ったが、このような示唆を補強するものであろう。

当日配布された資料は、<http://www.esri.go.jp/jp/workshop/050316/050316main.html>より入手できる。(2005年6月2日)

積していること、政策立案者や国民が高度成長の経験を有すること、AFTAによる貿易自由化への取組に10年の経験を有すること、などが挙げられる。

ASEANは長らく直接投資を梃子にした経済発展の中心に位置していた。しかし、1990年代に入り、日本を中心とする直接投資がASEANから中国にシフトした。このような状況の下、1992年1月の第4回首脳会議で正式に合意されたASEAN域内の自由貿易構想がAFTAである。これは、域内の関税障壁・非関税障壁を除去し、域内貿易の活性化を図るとともに、海外からの直接投資や域内投資を促進し、国際市場向け生産拠点としてASEANの競争力を強化することを目指すものである。

AFTAによる関税率引下げと連動し、ASEANは関連スキームを導入した。1996年には、域内分業の促進や地場企業の育成・競争力の強化を図るため、ASEAN産業協力スキーム(AICO)が導入された。この年には、WTOサービス貿易協定での合意以上にサービス貿易を自由化させるためのASEANサービス枠組み協定(AFAS)も施行されている。また、1998年には、域外からの直接投資を促進するとともに、域内先進国から域内後進国向けの直接投資の促進を図るスキームとしてASEAN投資地域(AIA)が合意された<sup>10</sup>。

これらのスキームを通じ、ASEANは一体となって域内貿易の拡大や域内分業の再編を進め、経済成長の加速を図るとともに、域外の景気後退などに地域単位で対処し、その影響の最小化を図ろうとしている。また、加盟国全体の成長を持続させ、所得水準を向上させようとしている。現在、ASEANは2020年までのASEAN共同体構築を目指しているが、ASEAN共同体を構成するASEAN経済共同体を構築していく中で、AFTAやAIAは一層強化すべきものと位置付けられている。

#### ASEAN自由貿易地域(AFTA)

AFTAを実現するスキームが共通有効関税(CEPT)である。CEPTの重点は一般的な関税引下げであり、当初は1993年から2008年までの間の15年間でASEAN域内の関税を原則0~5%にすることを旨とした。1993年1月、CEPTスキームに基づく関税の引下げが開始され、1994年と1998年には最終関税率(0~5%)の実現年の前倒しが合意された。この結果、最終関税率は、ASEAN原加盟国6か国は2002年に、新規加盟のベトナムは2003年に、ラオスとミャンマーは2005年にそれぞれ実現し、最も遅いカンボジアも2007年には実現することとなる。これは、後発加盟国の工業化の遅れや輸出競争力の弱さを認めた上での猶予期間であり、最も競争力の弱い国に配慮してASEAN一体としての経済統合を円滑に進めようとしたことを意味する。

---

<sup>10</sup> AFASに基づくASEAN諸国のサービス自由化において、2か国又はそれ以上の国の間で特定分野のサービス貿易自由化に合意した場合、その他の加盟国は準備の出来た段階で参加することを容認する「2+X」原則が認められている。これらは、台頭する中国よりも早くASEANが自由化措置を講じなければ、競争に勝つのは困難との認識に基づく。これに対し、自由化への対応の差がASEAN諸国の亀裂や分裂に繋がる可能性は否定できないとの指摘がなされている。青木健・馬田啓一編著『政策提言 日本の対アジア経済政策』日本評論社(2004年3月)46~47頁。

C E P Tスキームの対象品目は、域内で生産されたすべての工業製品と農産品であり、適用品目と一時的除外品目に分類されるが、国防や生命・健康の保護等の観点から一般的除外品目に分類される品目もある。域内関税が適用されるには、当該産品が、A S E A N域内で付加価値の40%以上が生産されること、域内輸出国・輸入国の双方においてC E P T適用品目に入っていること、等の条件を満たす必要がある。

A F T A実現のため、関税引下げ以外の措置として、関税分類や関税評価の標準化、C E P T対象品目の迅速な通関のためのシステムづくり、基準・認証の標準化、等の促進が図られている。

A S E A N原加盟6か国の関税引下げの実施状況は、フィリピンにおける石油化学製品11品目やマレーシアの自動車関連218品目など、一部に遅れが生じているものの、2002年までのC E P T最終関税率(0~5%)の実現はおおむね達成されている(表4-3参照)。ただし、新規加盟4か国の関税引下げスケジュールは「努力目標」的な色彩の強いもので、実施状況を注視する必要がある。2004年6月末現在、A S E A N原加盟6か国の

(表4-3) A S E A N各国の域内関税引下げ状況(2004年6月時点)

	適用品目(IL)	うち関税5%以下	適用品目に占めるシェア(%)	適用品目で5%を超える品目数	一時的除外品目(TEL)	一般的除外品目(GE)	センシティブ/高度センシティブ品目	合計
ブルネイ	6,337	6,285	99.2%	52	0	155	0	6,492
インドネシア	11,028	11,028	100.0%	0	0	100	25	11,153
マレーシア	11,661	10,983	94.2%	678	273	85	19	12,038
フィリピン	11,015	10,903	98.9%	112	0	27	19	11,061
シンガポール	10,705	10,705	100.0%	0	0	0	0	10,705
タイ	11,029	11,029	100.0%	10	0	0	0	11,029
A S E A N原加盟6か国合計	61,775	60,923	98.6%	852	273	363	63	62,474
カンボジア	3,115	1,297	41.6%	1,818	3,523	134	50	6,822
ラオス	2,962	1,863	62.9%	1,099	437	74	78	3,551
ミャンマー	4,777	4,017	84.1%	760	630	48	17	5,472
ベトナム	10,143	7,495	73.9%	2,648	33	424	89	10,689
A S E A N新規加盟4か国合計	20,997	14,672	69.9%	6,325	4,623	680	234	26,534
A S E A N10合計	82,772	75,595	91.3%	7,177	4,896	1,047	297	89,012

(注)適用品目 = 関税引下げ対象品目。一次的除外品目 = 関税引下げの準備が整っていない品目。

一般的除外品目 = 関税率の削減対象としない品目(防衛、学術的価値のあるもの等)

センシティブ品目 = 適用品目への移行を弾力的に扱う品目(未加工農産物)

高度センシティブ品目 = コメ関連品目

5%を超える品目には従価税でなく、従量税を課している品目も含まれる。

全関税品目の98.9%が関税引き下げの適用を受け、関税率5%以下の品目は適用品目の

98.6%を占めており、当初考えられていた制度としては一応の完成をみたこととなる<sup>11</sup>。

ところで、A F T AはW T Oの授權条項に基づくF T Aであり、「実質上すべての貿易」について関税等を撤廃する義務はない。しかし、A S E A Nは1999年9月、A F T Aの最終目標として、輸入関税撤廃の目標年について、原加盟国は2015年、新規加盟国は2018年と決定した。同年12月には、その目標年を早め、原加盟国は2010年に、新規加盟国は幾つかの例外品目を除き2015年に前倒して実施することで原則合意し、A F T Aの下での関税撤廃は2015年となる見込みである。

#### A S E A N投資地域 ( A I A )

A S E A N諸国は、1998年10月の第30回経済閣僚会議において、「A S E A N投資地域枠組み協定」に署名した。A S E A N投資地域 ( A I A ) は、A S E A Nを競争力のある自由な投資地域にしようとするもので、各国は次の措置を共同で推進する。

第一に、自国のすべての産業への投資について、他のA S E A N諸国の投資家に対しては2010年までに、域外の投資家に対しては2020年までに内国民待遇を付与する。ただし、その例外として、(a)暫定除外リスト、(b)センシティブ・リスト、(c)一般的除外リスト、の3つのカテゴリーを設ける。第二に、A S E A N投資協力・促進プログラムを履行し、各国の協調により投資の促進や啓発のプログラムを実施する。第三に、加盟国間で資本、熟練労働、専門的職業・技術の移動をより円滑にする。第四に、投資障壁を除去し、投資に関するルールや政策の自由化を行う。

同年12月、A S E A NはA I Aの前倒しとして、他のA S E A N加盟国に対する内国民待遇の実現を当初の2010年から2003年に早めることを決定した。また、2001年9月には、域外のすべての投資家に対する内国民待遇を、原加盟6か国は2010年に、新規加盟国は2015年に前倒しすることを決定した。さらに、A I Aに基づく投資自由化の対象範囲を、農業、漁業、林業、鉱山業、製造業に対する付随的なサービス業にまで拡大した。

A S E A N原加盟6か国とミャンマーは2003年1月に暫定除外リストから製造業を除外し、域内投資家に開放した。カンボジア、ラオス、ベトナムは2010年1月までにこれを実施する予定である。また、農業、漁業、林業、鉱山業について、原加盟6か国は2010年1月までに、ベトナムは2013年1月までに、ラオス、カンボジア、ミャンマーは2015年までに、それぞれ暫定除外リストから外すこととなる。

A I Aに基づく投資自由化の対象拡大については、2003年の閣僚会議で、サービス分野におけるグローバルなビジネス機会の発展を踏まえ、これを広くサービス分野に拡大する計画を作成していくことが合意された<sup>12</sup>。

<sup>11</sup> 伊藤隆敏・財務省財務総合研究所編著『A S E A Nの経済発展と日本』（日本評論社 2004年）155頁

<sup>12</sup> ASEANのウェブサイトは、教育サービス、健康、通信、観光、金融、保健、トレーディング、電子商取引、物流、運輸、倉庫業、専門サービス（会計・エンジニアリング・広告業など）などを例示している。  
<http://www.aseansec.org/6460.htm> なお、サービス分野における投資に係る決定は、加盟10カ国の前回一致を必要としない「10-X」方式により行われた。準備が整った国が先に自由化し、残りは後で参加すればよいとの考え方による。青木・馬場編著、前掲注10、45~46頁

このほか、A I Aに基づき、直接投資に関する統計の調整など、直接投資の環境づくりのための取組が継続されている。

### (3)中国の取組

中国は2000年末頃から通商政策でF T Aを活用する動きを活発化させるようになった。A S E A Nとの間ではF T A締結に向けた政府間交渉を行っており、2010年までに関税を撤廃しF T Aを完成させることとしている。また、特別行政区である香港やマカオの間では2030年に「経済貿易緊密化協定」(C E P A)を締結している。日本や韓国の間では1999年の日中韓首脳会議での合意に基づき、三国間の経済協力強化について、各国のシンクタンクが共同研究を行っている。ロシアや中央アジア4か国とは2001年に地域協力組織である上海協力機構を発足させ、この機構を活用し貿易・投資の利便化などを進めるよう提案している。インドとは2003年の首脳会議に基づき、貿易・投資拡大に関する研究のため、新たに共同研究グループを設置するとともに、F T A締結に向けた非公式な協議を開始している。

#### 中国・A S E A NのF T A

中国は2000年11月、A S E A Nとの首脳会議でA S E A NとのF T A締結を提案し、これを受け設置されたA S E A N・中国経済協力専門家グループがF T Aの締結について検討した。その報告書は、2001年11月の首脳会議に提出され、これに基づき、中国・A S E A NのF T Aを10年以内に締結することが合意された。2002年5月以降、中国とA S E A Nの間では、経済協力枠組み合意の策定に向けた作業が進められ、同年11月の首脳会議において、F T Aを含む「包括的経済協力のための中国・A S E A N枠組み協定」が署名された(2003年7月発効)。

中国がA S E A NとのF T A締結に積極的な背景には、貿易・投資の促進による経済的利益の享受、東アジアF T Aにおける主導権確保、A S E A Nによる中国脅威論の解消、政治・外交面を含めた包括的な協力関係の構築、台湾の南向政策に対する牽制、のような戦略的意図がある<sup>13</sup>。このような意図の下、中国はA S E A Nに対し積極的に譲歩を示した。すなわち、中国は2001年11月の合意に際し、A S E A N側の関心の高い熱帯産品を含む農産物8品目の関税を先行して引き下げること(アーリー・ハーベスト)を提案した。また、A S E A N新規加盟4か国に対しては自由化完了時期の猶予を提示するとともに、W T O未加盟国であるこれらの国に対しても最恵国待遇を与えることを約束し、A S E A N側の状況を考慮した対応をとった。

2002年11月の枠組み協定は、F T Aについて、自由貿易地域の実現、すなわち自由化の完了は、中国とA S E A N原加盟6か国との間では2010年まで、新規A S E A N加盟4か国との間では2015年までに行う、関税の削減・撤廃に当たっては通常分野(Normal

<sup>13</sup> 渡辺利夫編『東アジア市場統合への道』勁草書房(2004年)117~119頁

Track)と慎重な対応の必要な例外分野(Sensitive Track)とに分け、通常分野は2005年から段階的に自由化を開始する、関税の撤廃交渉は2004年6月までに終了し、原産地規則についての交渉は2003年12月までに終了する、モノやサービスに関する自由化措置を前倒しで実施するアーリー・ハーベストとして、農林水産品(肉・魚介類・野菜・果物・酪農品など)の自由化を2004年1月までに先行実施する、アーリー・ハーベストの自由化は、中国とASEAN原加盟6か国との間では2006年1月までに、新規加盟4か国との間ではより時間をかけ、最も遅いカンボジアとの間では2010年1月までに完了することとする、サービス分野についても、相当な範囲を対象とする自由化を漸進的に行い、差別的措置の大半を段階的に削減するとともに、新たな規制を禁止する、ことが規定された。

また、投資や経済協力等を含む幅広い協力については、投資の促進と自由で透明な競争力のある投資ルールを目指し、投資規制の段階的緩和などを交渉し、投資の保護も規定するものとされた。その他の分野については、農業、ICT、人材養成、投資、メコン流域開発の5分野が優先課題とされ、銀行業務、金融、観光、産業協力、交通、情報通信、知的所有権、中小企業協力、環境、バイオテクノロジー、農林水産品、鉱業、エネルギー、後発地域開発、などが含まれている。

この枠組み協定は、10年以内のFTA締結という目標を定め、それに沿う形で個々の分野ごとの交渉スケジュールを定めている。これに従い、モノの貿易に係る交渉は2003年初に開始され、2004年11月にモノの貿易についての協定が署名された。

#### (4) 韓国の取組

1990年代半ばまでの韓国の貿易政策は、GATTやWTOによる多角的枠組みを通じて貿易自由化を推進する立場にあった。1997年のアジア通貨危機により、韓国はIMFのコンディショナリティという圧力により、貿易、直接投資、資本取引の自由化を大幅に進めた。一連の自由化推進の中、1998年11月、韓国政府は首相主催の対外経済調整委員会で公式にFTA推進を議決し貿易政策のスタンスを変更した。

韓国がFTA推進を決断した背景には、世界で拡大するFTAの潮流に取り残される危機感やそのデメリットを回避すること、直接投資を増大させるために狭小な市場制約を克服して広域市場圏を形成するFTAを推進する必要が強まってきたこと、アジア諸国との貿易・投資関係が緊密化し、近隣アジア諸国と経済協力関係を構築する必要性が高まったこと、がある。さらに、アジア通貨危機の後、日本の新宮澤構想による支援やチェンマイ・イニシアティブなどの形態で、アジア地域の経済協力が具体的に進み出したことも、アジア諸国とのFTAに向けた議論を加速させた<sup>14</sup>。2003年2月に発足した盧武鉉政権も、中国も含めた東北アジアで経済協力を推進し、その中心的国家となるという戦略を

---

<sup>14</sup> 渡辺編、前掲注13、228～232頁

有しており、F T Aに積極的な姿勢を示している。

1999年12月、韓国の最初のF T A締結交渉はチリとの間で始まり、6回の交渉を経て締結されたF T Aは2004年4月に発効した。

日本との間では、1998年10月の金大中大統領による「21世紀に向けた日韓パートナーシップ」の提唱を受け、両国の研究機関がF T Aの経済効果についての共同研究を行った。2003年10月の首脳会議では2005年中に交渉を実質的に終了させることに合意し、すでに6回の交渉が行われてきたが、妥結には至っていない。なお、中国との間では、2004年9月にシンクタンクによる共同研究を実施することで合意している。

A S E A Nとの間では、2002年11月にA S E A N側からF T A交渉の開始を提案され、当初は時間がかかるとの認識を示したものの、翌2003年10月には包括的経済連携を進めたいとの認識を示した。翌2004年3月より産官学研究会による検討が始まり、同年11月、研究会の報告書が首脳会議に提出された。これにより、2005年早期に交渉を開始する、

2006年中にF T Aを締結する、2009年までに少なくとも80%の品目について関税撤廃を目指す、ことに合意した。また、2004年1月からF T A交渉を開始したシンガポールとの間では、同年11月に実質合意に達した。

このように韓国はF T Aの推進を図っているが、韓国は我が国と産業構造も似通っており、F T Aの推進に伴う改革の痛みを克服し、農業部門なども含めた社会的合意をどのように形成していくかが今後の課題となる。

## 2. 貿易・投資自由化の課題

### (1) 貿易自由化の課題

E A V G報告(2001年)やE A S G報告(2002年)は、現在市場により事実上進められている経済統合を制度化するには、東アジア全域をカバーする東アジア自由貿易地域(E A F T A)の形成が不可欠であると提言している。これらの報告を受け、2004年11月、ASEAN+3首脳会議は、E A F T Aのフィージビリティ・スタディを行う民間有識者会合の立ち上げに合意した。

2010年以降、東アジアでは中国・A S E A N、日本・A S E A N、韓国・A S E A Nの3つのF T Aを柱に、域内のF T A件数はさらに増加するものと考えられるが、東アジアの二国間ないしはASEAN+1(日中韓のいずれか一国)という形での取組が、E A F T A形成の基礎となることが望まれる。

東アジアの制度的な経済統合のツールとして、自由貿易協定を作るに当たっては、次のことに留意すべきである。第一に、F T AがW T Oと整合的なものとなるよう、構成国の協議を活発化させ、「実質上すべての貿易」について関税等を廃止し、特定部門の例外措置や曖昧な原産地規則を伴うことのない質の高いものにすべきである。また、原産地規則などのF T A諸ルールについて域内の調和を図る必要があり、W T Oでの協議を踏まえながら地域としての協議を進める必要がある<sup>15</sup>。第二に、東アジアのF T Aは、F T Aの基本

<sup>15</sup> 宇佐美正行・神田茂・橋本泰治「加速化するF T Aの動きと日本の役割」『立法と調査』239号(2004

要素であるモノやサービスの貿易における関税撤廃に加え、投資、競争、人の移動の円滑化、電子商取引、その他経済諸制度の調査、など幅広い分野を対象とするものでなければならない。東アジア地域の F T A が W T O との整合性を維持し、自由で公正な地域市場を築くために、日本は F T A と O D A との連携を強める必要がある。例えば、知的財産の制度構築や貿易・投資ルールの標準化、関税手続の円滑化等に関する協力を行えば、F T A の実効的な運用だけでなく、東アジア経済が国際市場で公正で安心な地域市場へと発展に資することになる。

## (2)投資自由化の課題

A S E A N では A S E A N 投資地域 ( A I A ) の形成が進められ、2003 年までに他の加盟国の投資家に、2020 年までにすべての国の投資家に内国民待遇が付与される。今後は、東アジア域内及び域外から東アジアへの投資を促進するため、A I A を拡大し E A I A ( 東アジア投資地域、East Asia Investment Area ) を形成することが目標となる。そのため、投資地域の構想や実現の方法についてさらに検討が必要である。

また、投資に係る法的枠組みを新たに作成するに際しては、投資の保護・促進に加え、日本・シンガポール新時代経済連携協定や日韓投資協定にみられるように、投資の許可段階における内国民待遇の付与、広範なパフォーマンス要求 ( 特定措置の履行要求 ) の禁止、現行の外資規制に関するスタンド・スティル ( 現状維持 ) 義務、ロール・バック ( 漸進的削減・撤廃 ) 努力義務など、投資の自由化に関する要素までを盛り込んだ質の高いものとするのが求められる。

日中韓三国は今後、投資取り決めのあり得べき形態に関する産学官共同研究報告書や 2005 年 5 月の政府間協議を踏まえ、ビジネス環境の改善措置を履行し、すでにとられた改善措置のフォローアップや更なる改善措置に取り組んでいくとともに、三国間投資協定の構想を具体化していくことが求められる。

## (3)東アジアの今後の発展形態と F T A

貿易と投資が、高い経済成長の継続や地域全体の秩序だった発展をもたらしてきたのがこれまで東アジア独自とされた雁行形態発展であった。しかし、中国が直接投資を一手に引きつけ経済成長を加速させている現在、A S E A N 諸国との比較優位の競合や後発途上国の工業化に必要な直接投資のシフトにより、こうした発展形態は崩れつつある。

域内に魅力的な投資環境を整備するだけでなく、地域全体としてバランスのとれた発展を促すためのビジョンや方策を新たに検討する必要性が生じている<sup>16</sup>。従来、東アジア諸国のインフラ整備や投資環境整備に貢献してきた我が国の O D A にも、そうした環境を踏まえた対応が求められている ( 第 5 章 1 . (1) 参照 )。

---

年 1 月 ) 64 ~ 65 頁

<sup>16</sup> 発展形態の変わりつつある東アジア域内で進行している垂直的産業内分業にとどまらず、新たな産業の創出や水平的産業内分業体制の構築も必要であり、F T A や情報技術革新はその意味でも重要なツールとなり得るとの指摘がなされている。青木・馬田編著、前掲注 10、137 ~ 142 頁

## Ⅱ．通貨・金融分野

### 1．通貨・金融協力の現状

1997 から 98 年にかけて、タイ・バーツの急落を皮切りに東アジアを連鎖的に襲ったアジア通貨危機は、東アジア諸国に地域金融協力の枠組みを東アジアという枠組みで構築することが必要であることを強く認識させた。

地域金融協力には、通貨危機対策として、(A)通貨危機が起こったときの対処として、域内の資金供与ファシリティを構築すること、(B)通貨危機を予防するため、域内の政策対話やサーベイランスを実施し、資本移動の監視・規制をすること、(C)効率的な債券市場を創設し、長期資金調達に係る通貨と期間のミスマッチを解消すること、(D)そもそも通貨危機が起きにくくするための為替政策の協調や為替相場制度の見直し、が挙げられる。現在、東アジアで進められている様々な取組は、いずれも(A)～(C)のいずれかの領域に属するものであり、(D)の領域については現在のところ地域レベルでの政治的な検討項目とはなっていない<sup>1</sup>。

すでに述べたとおり、ASEAN+3 は 1999 年に東アジア協力共同声明をまとめ、通貨・金融分野の協力として、①マクロ経済上のリスク管理、②コーポレート・ガバナンスの強化、③地域の資本移動のモニタリング、④銀行・金融システムの強化、⑤国際金融システムの改革、を掲げ、既存の ASEAN+3 財務相会議を始めとするメカニズムを強化しつつ、金融、通貨、財政問題に関する政策対話や調整・協力を強化する旨述べている。この声明に盛り込まれた協力の具体化を目指し、ASEAN+3 は東アジアで最も実質的な取組をしているが、東アジアにはその他の枠組みでの協力も進められている。

ここではこれらを合わせてその主なものを紹介する。

#### (1) 域内資金供与ファシリティ

##### ○アジア通貨基金（AMF）構想

1997 年 8 月のタイ支援国会合の後、日本はアジア通貨基金（AMF）構想を準備し、アジア地域に常設の基金を創設しようとしていた。しかし、米国の反対、中国やオーストラリアの消極姿勢にあったため構想は実現に至らなかった。

AMF は、IMF のサーベイランスを補完するアジア域内のサーベイランスを行うとともに、IMF の構造調整プログラムを前提として域内国に金融支援を行うもので、オーストラリアを含む域内 10 か国の参加する 1,000 億ドルの規模の基金を想定していた。しかし、(a) IMF と組織面で重複することが問題視されたこと、(b)資金供与に際し IMF より緩い融資条件をつけるのはモラルハザードにつながると批判されたこと、(c)米国の主導権に対する日本の挑戦と受け取られたこと、などにより構想は頓挫した<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 日本経済研究センター『アジア研究報告書 日中韓・ASEAN 広域研究と FTA の可能性』（2002 年 2 月）62 頁。

<sup>2</sup> 国際通貨研究所編『国際金融読本』東洋経済新報社（2004 年 5 月）181 頁。

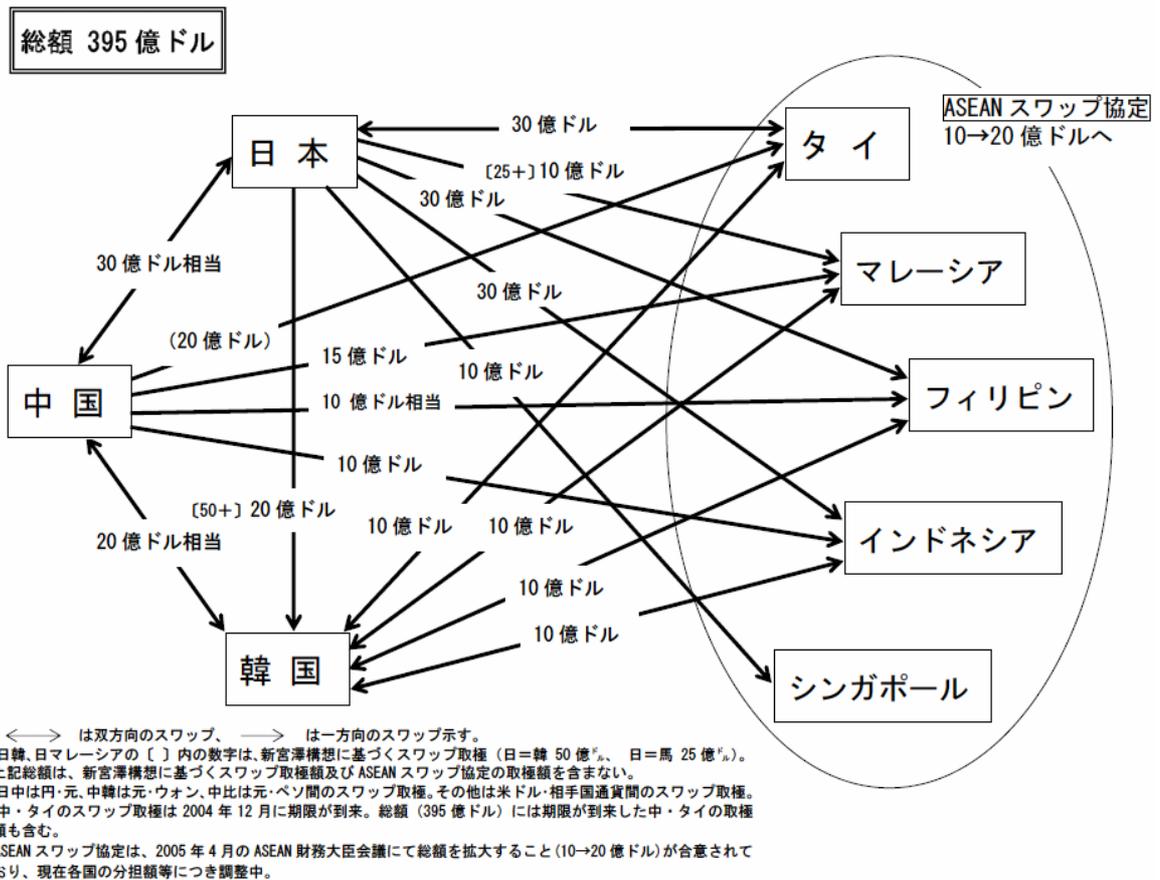
○チェンマイ・イニシアチブ

チェンマイ・イニシアチブは2000年5月、タイのチェンマイで開かれた ASEAN+3 財務大臣会議において合意され、IMF や世銀が参加せず東アジアの各国が自律的に決定したフォーラムとして画期的なものであった。

その内容は、短期の流動性供給のため、①域内二国間にスワップ・レポ取極のネットワークを構築、②ASEANスワップ・アレンジメント（1977年に原加盟国が締結）をASEAN全加盟国へ拡大、するものである。2005年4月現在、16件の二国間スワップ協定が締結され、ネットワークの規模は総額395億ドルに至っている（図4-1参照）。

このイニシアチブの問題点として、(a)二国間取極により資金支援が実施されるのはIMFによる融資が発動されている場合や極めて近い将来に発動される場合に限られ、IMF融資と無関係に引き出せる金額は、上限額の10%までと定められていること、(b)二国間取極のネットワークであり資金動員の機動性が妨げられていること、(c)取極の金額が少額に過ぎ、流動性支援の実効性に疑問があること、(d)日中二国間取極を除き、使用通貨はやはり米ドルであること、が指摘されている。

(図4-1) チェンマイ・イニシアチブに基づく通貨スワップ取極等の現状 (2005年4月末時点)



(出所) 財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/frame.html>

2004年5月に開かれたASEAN+3財務大臣会議では、その実効性を高める方策を検討するための見直しを行うことが合意され、作業部会で検討が進められた。その結果、2005年5月のASEAN+3財務大臣会議では、チェンマイ・イニシアチブをより効果的かつより規律ある枠組みにするため、①域内経済サーベイランスのチェンマイ・イニシアチブの枠組みへの統合と強化、②スワップ発動プロセスの明確化と集団的意思決定メカニズムの確立、③規模の大幅な拡大、④スワップ引出しメカニズムの改善、を行うことが合意された。さらに、チェンマイ・イニシアチブの更なる強化に向け、今後マルチ化への方策を検討していくこととなった。

## (2) 域内の政策対話とサーベイランス

### ○マニラ・フレームワーク

1997年11月にマニラで開かれた14か国・地域による蔵相・中央銀行総裁代理会合で「金融・通貨の安定に向けたアジア地域金融協力強化のためのフレームワーク」（マニラ・フレームワーク）が合意された。

日中韓三国を含む東アジア諸国、米国、カナダ、オーストラリア等の14か国・地域、IMF、世界銀行、アジア開発銀行、国際決済銀行が参加している。合意された内容は、①グローバル・サーベイランスを補完する域内サーベイランス、②各国の金融セクター強化のための技術支援、③新たな金融危機に対するIMFの対応能力強化のための協調支援アレンジメント、④IMF等の資金を補充するアジア通貨安定のための協調支援アレンジメント、である。ただし、協調支援アレンジメントは、実現可能性を議論するに留まり具体化されていない。加えて、APECなど他の枠組みとの機能の差別が難しいこと、常設の事務局を持たないことが制約要因として指摘されている<sup>3</sup>。

### ○ASEAN+3 経済レビュー・政策対話プロセス

チェンマイ・イニシアチブによるスワップ取極の実施には、モニタリングやサーベイランス・システムによる域内経済情勢の的確な把握が重要であることから、ASEAN+3財務大臣会議は2001年5月、経済レビュー・政策対話プロセスの導入に合意した。

同プロセスでは、①資本の流れに関するデータ交換、②アジア開発銀行の技術支援による早期警報システムの開発、③日本・ASEAN金融技術協力基金の資金によるモニタリングや統計作成の能力開発、④ASEAN+3金融協力基金の設立、などの措置によりプロセスの強化に努めている。このプロセスの下で日本は5か国（韓国、フィリピン、タイ、インドネシア、ベトナム）と資本の流れに関するデータの交換を行っている。2002年以降は、年に2回、各国の経済状況や政策課題等に関する政策対話に重点を置いた財務大臣代理会議が実施されるとともに、年に1回、財務大臣会議が開かれ、意見交換の場が設けられている。しかし、チェンマイ・イニシアチブの一部として独立した域内モニタリングやサーベイラ

<sup>3</sup> 志村紀子「東アジアにおける地域金融協力の進展」『国際金融』1133号（2004年10月）34～35頁。

ンス組織をつくることには加盟国の合意が得られず、このプロセスは十分な効果を発揮していない<sup>4,5</sup>。

### (3) 域内債券市場

#### ○アジア債券市場育成イニシアチブ（ABMI）

2003年8月のASEAN+3財務大臣会議で、我が国の提唱したアジア債券市場育成イニシアチブ（ABMI）の推進が合意された。アジアの高い貯蓄率を域内の経済発展に必要な長期の資本形成・投資に動員できるよう、域内通貨建てでの債券発行が可能なアジア債券市場を育成しようとするものである。

同イニシアチブは債券市場の育成に当たって次の課題に取り組むこととした。すなわち、①多様な債券発行主体や通貨建てによる市場アクセスの促進（アジア各国政府によるソブリン債<sup>6</sup>、国際金融機関やアジア政府関係金融機関による域内での債券発行、資産担保証券市場の創設、アジア各国への直接投資の資金調達に資する域内での債券発行、自国通貨建て債券の種類拡大や通貨バスケット債券の導入）、②債券市場育成に関する市場インフラの強化（アジア信用保証機構の設立を含む信用保証の供与、格付けシステムの強化、情報発信メカニズムの構築、外国為替取引の促進や決済システムの検討、政策対話や人材育成等を通じた能力強化、証券取引・税法など法的・制度的インフラの検討）、などである。現在、検討課題ごとに設けられた6つの作業部会において精力的な取組が進められている。2004年5月には、我が国の提案によるアジア・ボンド・ウェブサイト（ABW）が立ち上げられ、格付けや法規制、市場データ等に関する情報の一元的な発信が始まった。2004年末までの実績として、マレーシア・リング建てのアジア開銀債の発行、日本国際協力銀行保証付タイ・バーツ建て社債発行、韓国のパン・アジア債組成などが挙げられる<sup>7</sup>。

#### ○アジア債券基金（ABF）

東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP）は、1991年に日本銀行のイニシアチブで加盟国間の協力強化のため設立され、日本、中国、韓国、香港、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、オーストラリア、ニュージーランドが参加する枠組みである。

同会議は2003年6月、アジア・ボンド・ファンド（ABF）の創設を発表した。東アジアの外貨準備は基本的に欧米諸国の国債で運用されてきたが、ABFは、その一部を域内のドル建てソブリン債や準ソブリン債に還流させ、域内証券市場の発展に寄与し、加盟中央銀行の保有する準備資産のリスク分散や収益性向上に資するものであり、2004年第2四半期までに10億ドル全額の投資が完了した。

さらに、2004年12月には、各国の資金調達と運用が域内で完結するよう、アジア通貨

<sup>4</sup> 同上、35～36頁。

<sup>5</sup> 日本経済研究センター、前掲注1、52～53頁。

<sup>6</sup> 国債や政府機関債など、各国の政府や政府機関が発行・保証している債券をいう。

<sup>7</sup> 日本経済研究センター、前掲注1、53頁。

建て国債等を投資対象とする 20 億ドル規模の基金（A B F 2）の創設が公表された<sup>8</sup>。これらの投資信託は、①アジア通貨に限定的とはいえ交換性を持たせる効果がある、②非居住者がアジア各国の国内債に投資する道を開いた、③民間投資家への開放を予定している、などの点において画期的な試みとされている<sup>9</sup>。

#### ○ASEMにおける動き

2004 年 10 月のASEM首脳会議において、①ドル・円・ユーロで構成するバスケット通貨建て債券（Y E S 債）の発行、②Y E S 債に投資する基金を参加各国の拠出によって創設すること、が提案された<sup>10</sup>。

#### (4)調査・研究

地域金融協力の歴史が浅い東アジアでは、調査・研究活動や研修プログラムの果たす役割は大きく、ASEAN+3 財務大臣プロセス、EMEAP、ASEMその他の枠組みで様々なプログラムが推進されている。

我が国は、地域金融協力すべての分野で事実上の推進役となっており、①資本フローのモニタリング、②統計整備、③サーベイランス、などに力を注いでいる。一方、中国と韓国は、自国の経済改革・開放の動き、アジア危機後の金融・企業再編の経験をもとに通貨金融分野での地域協力を始め、次第に対象分野を広げている。

ASEAN+3 財務大臣会議は、2003 年 8 月の第 7 回会議で地域金融協力の中長期的な課題を研究するためのリサーチ・グループの設置に合意した。これまで、①東アジアの地域金融アーキテクチャー、②東アジアの為替相場制度、③東アジアにおける経済サーベイランスと政策対話、④東アジアにおける貿易、投資及び金融における統合、⑤チェンマイ・イニシアチブの中期的な機能強化の探求、⑥経済成長及び金融統合における民間セクター開発の役割、について研究が行われてきた。

アジア欧州会議（ASEM）においては、2001 年の第 3 回蔵相会議（神戸）で日本政府が神戸リサーチプロジェクト<sup>11</sup>を提案し、その開始が合意された。このプロジェクトの下で、①東アジア新興国とEU新規加盟国の為替相場制度、②通貨制度に係る欧州の経験とアジアへの意義、③金融協力とサーベイランスの強化、④域内モニタリングの強化と統合、⑤欧州とアジアの金融制度の展望、⑥地域の通貨制度と中国、についてアジアと欧州の専門家が共同研究を進め、2002 年の第 4 回蔵相会議にその成果が報告された。また、同年の第 4 回首脳会議では、アジアと欧州の経済パートナーシップに向け、貿易、投資、アジア債券市場の育成など金融問題を検討し、2004 年の第 5 回首脳会議に通貨バスケット建て債

<sup>8</sup> 『日本経済新聞』（2005.1.4）。A B F 2 は、汎アジア債券インデックス基金（P A I F）とファンド・オブ・ファンド（F o B F）からなる。

<sup>9</sup> 日本経済研究センター、前掲注 1、55～56 頁。

<sup>10</sup> 清水聡「東アジアの為替政策協調」『環太平洋ビジネス情報 R I M 』17 号（2005 年 4 月）68 頁。

<sup>11</sup> 2002 年 1 月のASEM 財務大臣会議（神戸）において日本の提唱により開始された研究プロジェクトをいう。ユーロの成功を踏まえ、地域金融協力や為替相場制度などについて、アジア地域と欧州地域の双方で進められる民間の共同研究を支援するものである。

券の発行などが勧告された<sup>12</sup>。

## 2. 通貨・金融協力の今後の課題

東アジアの地域金融協力では、通貨危機が起こったときの対処や通貨危機発生の予防については、取組が進められてきた。今後の地域金融協力は、その重点を為替政策の協調や為替相場制度の見直しに移し、そもそも通貨危機を起きにくくする環境を整備することが求められている。

ここでは、欧州通貨制度（EMS）のような地域通貨圏の形成や欧州通貨単位（ECU）のような「共通通貨」の可能性について検討を加えるとともに、ASEAN+3 財務大臣会議に設置されたリサーチ・グループによる「東アジアの為替相場制度」研究を取り上げ、各国通貨の為替相場を複数通貨のバスケットに一定の範囲でリンクさせる通貨バスケット制度（currency basket）の考え方を紹介する。また、最後に近年その動向が注目され、東アジア経済大きな影響を与えると考えられる人民元問題について概観する。

### (1) 地域通貨圏・共通通貨

#### ○地域通貨圏成立の前提条件

EMSは参加国通貨が互いに狭い変動幅で為替相場を固定し、域外通貨に対しては自由に変動する地域的固定相場制の体系であり、20年間機能した後1999年のユーロ誕生の母体となった。

このような体制が成立するには、(a)参加国の通貨の交換性、(b)健全な銀行システムと金融・資本市場、(c)政治的な合意と指導力、などが前提条件として必要とされるが、東アジアの金融担当当局はこれらの条件を満たすべく、それぞれの課題に取り組むとともに、ASEAN+3財務大臣プロセスやEMEA Pが協力している<sup>13</sup>。

#### ○地域通貨圏成立の3要件

地域通貨圏を構成する3つの基本要件として、(a)域内共通の為替相場制度、(b)流動性支援メカニズム・信用枠、(c)多角的サーベイランスと政策対話、が挙げられる。

共通為替相場制度について、東アジアでは、地域通貨制度の中核をなす為替相場に関する取極は学術テーマにとどまり、地域レベルの政治的な検討項目となっていない。今後東アジア域内の経済関係が緊密化するに伴って政治課題として為替相場調整の優先度が高まっていくことが期待される（域内の為替相場制度に関する研究については(2)に記す）。

流動性支援メカニズムについては、すでに始められたチェンマイ・イニシアチブの見直しとして、(ア)最終目的の明確化、(イ)金額の引き上げ、(ウ)多角化、二国間スワップ協定とASEANスワップ協定の同時発動、(エ)IMFプログラムとのリンクの軽減・撤廃、(オ)

<sup>12</sup> 日本経済研究センター、前掲注1、48～49頁。

<sup>13</sup> 同上、57～58頁。

外貨準備の共同拠出のような流動性支援の強い取極が挙げられ、将来東アジアに共通為替相場制度が実現するときには、目的と期間を多様化した信用供与の枠組みが必要であるとの指摘がなされている。

多角的サーベイランスや政策対話について、既述の E R P D は非公式なプロセスにとどまり、十分な効果を発揮していない。域内各国の多くは、複雑なサーベイランスに取り組み、自国の国内マクロ政策や構造政策に制約を受けることに積極的ではないが、チェンマイ・イニシアチブを I M F プログラムから切り離すこと<sup>14</sup>、将来共通為替制度のもとで地域的な為替相場調整が行われれば、多角的サーベイランスの重要性は大きく高まる。E M E A P など に 属 する 中央 銀行 による 情報 交換 網 の 域 内 での 位置 付け も 重要 である<sup>15</sup>。

#### ○「共通通貨」の可能性

E C U は 欧州 共同 体 加盟 国 の 通貨 を 加重 平均 し バス ケ ッ ト で、為 替 リ ス ク を 軽減 さ せる 効果 を 有 する。1979 年 に 発 足 し た E M S と い う 政府 間 の 通貨 機 構 の た め に 考 案 さ れ た が、民間 市場 において 資産 運用 手段 や 為 替 変動 リ ス ク 対 する ヘ ッ ジ 手段 と し て 拡大 ・ 発展 し て いく。1981 年、E C U 建て 国際 証券 が 市場 で 発行 さ れ る よ う に な り、その 存在 は 市場 で 確 かな も の と な り、さら に、E C U 建て の 銀行 間 信用 市場 や 個人 ・ 機関 預 金 市場 が 発達 し、企業 内 決済 や 旅行 小 切 手 など に 用 い ら れ る よ う に な る。

こ の よ う な 「 共 通 通貨 」 と し て、ア ジ ア 通貨 単 位 ( A C U ) と い っ た も の を 東 ア ジ ア において 導入 でき ない か と い う 議論 は 多く、企業 での A C U 使用 や A C U 建て ア ジ ア 債券 市場 と い う こ れ ま で に な い 提 案 が 民間 から 出 さ れ て いる<sup>16</sup>。また、こ れ ま で A C U と い う 考 え 方 に 慎重 で あ っ た 財務 省 において も、「円 の 国際 化 推進 研究会」が 将来的 な A C U 建て 債券 の 発行 に 言 及 す る よ う に も な っ て いる<sup>17</sup>。しか し な が ら、上述 の よ う に 流動 性 支援 メカニズム や サーベイランス について 不 十分 な 点 が 存在 す る 上 に、各国 通貨 の 相互 交換 が 円滑 には 行 い 得 ない 状況 に あ る こ と、東 ア ジ ア 各国 で 相当 な 資本 移動 の 規制 が 残 さ れ て いる こ と、中国 の 国有 銀行 に関する 不良 債 権 問題 が 指摘 さ れ て いる こ と 等、を 踏 ま え れ ば、東 ア ジ ア において 「 地域 通貨 圏 」 が 成立 す る た め の 条件 が 整 っ て いる と は 言 い 難 く、「共 通 通貨」の 実現 可能性 について 楽 観 視 す る こ と は でき ない。将来 における 実現 を 見 据 え つ つ も、現状 での は 個 々 の 課題 に対 処 し て いく こ と が 必要 であ ろ う。

## (2) 通貨バスケット制

<sup>14</sup> チェンマイ・イニシアチブの下での二国間スワップ取極により資金支援が実施されるのは、IMFによる融資がすでに発動されている場合や極めて近い将来に発動される場合に限られ、IMF融資と無関係に引き出せる金額は、上限額の10%までと定められている。IMFプログラムからの切り離しは、チェンマイ・イニシアチブによる資金支援の独立性を高めようとするものである。

<sup>15</sup> 日経センター、前掲注1、58～60頁。

<sup>16</sup> 例えば、経済同友会は、「東アジア域内経済は特に日中貿易を中心に相互依存度はますます高まるため、長期的にはECUの東アジア版、共通通貨としてのEACU (East Asia Currency Unit 東アジア通貨単位；引用者注)の創出が望まれる」との提言をまとめている。社団法人 経済同友会『「世界における日本の使命を考える委員会」提言書 日本の「ソフトパワー」で「共進化(相互進化)」の実現を一東アジア連携から、世界の繁栄に向けて』(2005年2月)。

<sup>17</sup> 財務省ホームページ [http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/frame\\_4html](http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/frame_4html)

ASEAN+3 財務大臣会議は、2003 年 8 月の第 7 回会議で地域金融協力の中長期的な課題を研究するためのリサーチ・グループの設置に合意し、2003 年～2004 年には「東アジアの為替相場制度」に関する研究<sup>18</sup>が行われた。

アジア通貨・金融危機の原因の一つとして、東アジアの大半の国々がドル・ペッグ制をとっていたため為替投機に対して脆弱であった点が指摘されている。通貨危機後の東アジア各国の通貨制度は、(a)完全な変動相場制をとっている日本、韓国、フィリピン、(b)固定相場制をとっている中国、マレーシア、ミャンマー、(c)管理フロート制をとっているインドネシア、シンガポール、タイ、ベトナム、というように多様化してきたと評価されるが<sup>19</sup>、一方で、固定相場制や管理フロート制をとっている国々の多くは、ドルとの関連性を強く残すなど、ドルへの依存度はいまだ強く、状況は完全に改善されているとは言えない。

一方、為替投機に対して最も柔軟であるのは完全な変動相場制であるが、これには、①貿易に伴う不確実性や取引コストの増大、②為替投機に対する一国の対処能力の限界、といった問題点がある。また、通貨・金融協力の最終目標は一般的に「単一通貨」の創設といわれるが、アジアでユーロのような単一通貨を創設することは、域内経済状況や経済格差を考慮すれば障害が多すぎるとみる向きが大勢である<sup>20</sup>。

完全な固定相場制と完全な変動相場制の間で追求すべき制度として、為替政策の緊密な国際協調にとどまらず、各国の政治的思惑からある程度独立した通貨制度の構築が必要であると考えられている。

「東アジアの為替相場制度」研究は、政策対話の強化に加え、各国通貨の為替相場を複数通貨のバスケットに一定の範囲でリンクさせる通貨バスケット制度(currency basket)について検討した<sup>21</sup>。通貨バスケット制を検討するに当たっては、バスケットを構成する通貨に日本円以外の域内国通貨と域外国通貨のいずれを選ぶかが問題となるが、現段階ではドル・円・ユーロといった通貨により構成すべきとの提言が研究に参加したマレーシア経済研究機構(Malaysian Institute of Economic Research)によってなされているほか<sup>22</sup>、その他の論者からも主張されている<sup>23</sup>。円を除く域内通貨をバスケットの構成単位としない理由としては、(a)域内国通貨の相互交換が円滑に行える状況にないこと、(b)域内での資本取引について相当な規制が残されていること、(c)通貨危機に対して関係国政府が無制

---

<sup>18</sup> 報告の概要については、See, Japan Center for International Finance, *Report Summary of on Regional Exchange Rate Arrangement* (2004).

<sup>19</sup> *Id.*, p. i.

<sup>20</sup> 近藤健彦『アジア共通通貨戦略』彩粒社(2003年)166～167頁など。

<sup>21</sup> 数種の通貨からなるバスケット(Basket)に対して一定の幅(Band)での変動(crawl)におさめようとするこのような制度は、それぞれの頭文字をとってBBC制ともいわれる。

<sup>22</sup> See, *supra*18, p. v.

<sup>23</sup> 例えば、大西義久『アジア共通通貨—実現への道しるべ』蒼蒼社(2005年)233頁～239頁、梶山直己「東アジアにおける成長のための為替制度はなにか—地域公共財としての為替制度」『開発金融研究所報』23号(2005年)61～62頁。

限の介入によって対応できるよう発行残高が大きい国際通貨とすることが望ましいこと、(d)東アジア諸国の通貨に関しては先物市場が十分に発達していないこと、が指摘される<sup>24</sup>。仮に、円・ドル・ユーロがバスケットを構成すれば、円ドル相場のような東アジア諸国の主要貿易相手国間の為替相場変動により生ずるリスクを軽減できるメリットも生じる。

もっとも、(a)通貨バスケットを構成する円・ドル・ユーロのウェイトは何を規準に決めるのか、(b)東アジア諸国のすべての国に対してバスケットの構成比率を同一とするのか、といった問題はなお検討を要する。「東アジアの為替相場制度」研究は、第一段階では、バスケット構成通貨は共通とするものの、通貨のウェイトは域内各国の政策目標の違いや貿易・金融に係る情勢を配慮して個別のものとし、第二段階として、貿易・金融面での協力が進展し、各国が共通の政策目標を設定できた時、そのウェイトを共通のものとするべきとの提言を行っている<sup>25</sup>。

このような制度を維持するためには、「共通通貨」の場合と同様、流動性の確保や金融市場の確立は必要であるが、円やドル、ユーロといった交換が容易な通貨を用い、各国の個別の状況に応じたバスケット構成をとるこのような制度であれば、ACUと比較して実現の可能性は高いといえよう。また、「東アジアの為替相場制度」研究の提言にも含まれているように、将来的に各通貨のウェイトを共通のものにするということであれば、域内通貨間の交換比率も安定するものとなる。域内通貨がバスケットを構成するものではない以上、通貨バスケットの単純な延長線上にACUのような「共通通貨」があるというわけではないが、その出発点となる可能性は有している<sup>26</sup>。

ここで紹介した通貨バスケット制は、我が国の通貨制度に変更を迫るものではないが、アジア通貨危機の経験や東アジア各国の相互依存関係の深化を踏まえれば、各国の為替相場の安定は、域内各国に大きな影響を及ぼすものであって、我が国の利害にも直接関わる問題である。同時に、通貨・金融に関して東アジア諸国に比べ数段先んじている我が国の知的貢献が求められるところでもある。長期的には、東アジア単一通貨制度の可能性なども論じられていくことを考慮すれば、現段階から積極的に関与し、リーダーシップ等を發揮していくことが、我が国の利益にも適うことになろう。

### (3) 中国人民元問題

東アジアに求められる為替相場制度との関連で、目覚ましい経済発展をとげている中国の人民元問題を取り上げる。

---

<sup>24</sup> 参照、梶山 同上、同「東アジアにおける為替制度に関する一考察」『フィナンシャル・レビュー』（2004年8月号）151頁。

<sup>25</sup> *Supra*18, p ii h

<sup>26</sup> 梶山直己は、「通貨バスケットがACUに発展し、これが将来東アジアにおける通貨統合の出発点となるためには、地域の経済統合が深化し、域内通貨が何らかの形でACUの構成通貨として取り込まれるまでまたなければならぬであろう」と指摘している。梶山、前掲注23「東アジアにおける成長のための為替制度はなにか」、68頁。

中国は、1994年1月に人民元の為替レートを市場レートに一本化することで事実上の切下げを実施した。中国の為替制度は、形式的には変動相場制の一種である「管理フロート制」であり、為替レートの変動幅を基準レートの上下0.3%以内に抑えるというものである。しかし、ここ数年は為替レートを基準レートの上下0.1%以内、すなわち1ドル=8.27～8.28元のレートに安定化させており、事実上、自国通貨をドルに固定させる「ドル・ペッグ制」を採用していることになる。

近年、人民元の切上げによって中国の貿易黒字、特に対米貿易黒字を調整できるとする見解が米国で広く共有されている。米国は2003年には4,900億ドルの貿易赤字のうち、対中貿易赤字が1,240億ドルに達し、対日貿易赤字の約700億ドルをはるかに上回った。製造業の雇用が伸び悩んでいた米国は、2003年中旬から柔軟な為替制度への移行を要求するなど、中国の為替制度に対する批判を開始した。2005年5月には、米国財務省が議会に提出した為替政策報告書の中で、中国を「為替操作国」とは名指ししなかったものの、中国の為替政策について「大きくゆがんでいる」と批判し、半年以内に期限を区切って改革を実施するよう求めた。

しかし、人民元の切上げが米国の対中貿易赤字の解消につながるか否かについては、懐疑的な見方も少なくない。すなわち、米国の対中貿易赤字の背景には、中国を中心に東アジア域内で拡大している生産工程の分業・加工貿易ネットワークの形成が関わっている。加工貿易に従事する外資系企業は米国へ最終製品を輸出するだけでなく、日本や韓国などから中間財や部品を、ASEANからは部品や天然ゴムなどを輸入しており、これらの輸出と輸入は密接に関わっている。人民元の切上げが中国の輸出産業に及ぼす効果は、企業内又は企業間の中間財や部品の価格調整や人民元切上げによる輸入価格の低下などによって比較的容易に相殺することができる。仮にかなり大幅な切上げがなされたとしても、中国の地方政府間の外資系企業をめぐる競争や低賃金労働力の存在によって、その効果は相殺されるというのである<sup>27</sup>。

また、中国人民元は購買力平価と比べ大幅に過小評価されているから現行の為替レートは適切でなく、対ドルレートを切り上げ、中国の国際価格競争力をもとの状態に戻すべきであるとの主張がなされる。この主張に対しても次のような疑問が呈されている。すなわち、①こうした議論は中国の物価水準の推移においてどの時点に焦点を当てるのかによって異なるため、できる限り長期間の物価と実質為替レートの推移をとって行う必要があること、②自国通貨が購買力平価からみて過小評価となる現象は中国に限らず多くの途上国で見られること、③中国のマクロ経済（貯蓄・投資）バランスからみて、現行の為替レートは実態から大きく乖離する状態にあるとは言えないこと、④輸出の主力を占める製造業とサービス業など非貿易部門との間に著しい生産性の格差があるものの、安価な労働力が豊富に存在するため、非貿易財の物価上昇や賃金の上昇に結びついていないこと、などである。こうしたことから、人民元が大幅に過小評価されているとする見解には十分に精査

---

<sup>27</sup> 白井早由里『人民元と中国経済』日本経済新聞社（2004年）11～12頁。

が必要であることが指摘されている<sup>28</sup>。

日本では 2001 年頃から中国人民元切上げ論が盛んになった。この時期の対中貿易赤字額が 2 兆 3,394 億円 (2000 年) に上ったことが背景にある。しかし、人民元が大幅に切り上げられたとしても、日中の貿易関係には大きな影響を及ぼさないとの見方が示されている。すなわち、日中の貿易関係は、日本は半導体や音響部品を始めとする部品や素材など中間財を中国に輸出し、中国の現地工場でコンピュータやAV機器などの最終財を組み立て、それが日本や米国に向けて輸出されるという図式で描くことができるからである。特に、繊維や衣類といった我が国の労働集約的産業は中国の価格競争力に圧倒され、国内事業の縮小や撤退を余儀なくされているが、中国との分業体制を強化することで国際価格競争力を高め、企業の存続や利益の増加に成功している企業も多い<sup>29</sup>。また、日中両国の産業別比較優位は、賃金、土地代、流通費用などの大幅な格差に基づいている。例えば、2000 年の賃金コスト比では日本は中国の 49 倍であり、賃金コスト差をカバーする優位性を有する産業は日本にはない<sup>30</sup>。こうした格差を為替レートだけで調整することは極めて困難であると言える。

中国はこれまで、自由な資本移動を犠牲にして、金融政策の独自性や為替相場の安定を確保してきた。人民元の相場を市場に任せようとする巨額な資本移動が生じ、現在の貧弱な金融システムではこれに耐えきれず、アジア通貨危機を超える危険な状態を招く可能性があるからである。一方、金融政策の独自性を放棄すれば、相場を安定させるために巨額の貨幣供給を行うことになり、かつての日本のようなインフレーションを引き起こす可能性がある。このため、中国の為替制度改革については、①完全な変動相場制、②各種の通貨を混ぜ合わせた通貨バスケットを用い、その基準からの狭い範囲で通貨の変動を許容するクローリング・ルール、③米ドルに対する単なる切上げ、まで様々な案が出ており、単なる為替レート水準の設定を超え、中国の経済社会がグローバル化に対応していけるかどうかという問題に発展している<sup>31</sup>。

最後に、中国人民元の国際化を取り上げる。中国の市場の大きさや近隣諸国との経済連携の強化を考えれば、人民元は、東アジアで円と並ぶ国際通貨となる潜在力を有している。しかし、そのためには、現在抱えている①不良債権処理問題、②銀行部門の健全化、③国有企業改革と民間企業の育成、④株式・社債市場の育成、⑤法・税制度や司法制度など制度インフラの整備、といった構造的な問題の解決にかなりの進展が見られる必要がある。

このように、中国人民元問題は、単なる為替レートの問題にとどまらず、中国の経済社会とグローバル化との関係、東アジアに望まれる為替制度や通貨制度との関係で幅広く考える必要がある。

---

<sup>28</sup> 同上、22～24 頁。

<sup>29</sup> 同上、15～16 頁。

<sup>30</sup> 宮川努「日本産業の国際競争力は低下したか」『日本経済研究所月報』(2002 年 2 月・4 月) 4 頁。

<sup>31</sup> 同上、10 頁。

## 東アジアの通貨・金融協力関連年表

1997. 05 シンガポール外国為替市場でタイ・パーツが海外投機筋から売り浴びせを受ける（アジア通貨危機の始まり）。
1997. 07 タイ中央銀行がタイ・パーツの買い支えを断念し変動相場制に移行。  
タイ政府、IMFに金融支援を要請。
- . 08 タイ・パーツ危機に際しての支援国会議が開催、総額162億ドル（その後172億ドル）の国際支援パッケージを決定、日本は最大規模の金融支援を約束・実施。
- . 09 IMF年次総会で、日本政府は「アジア通貨基金（AMF）」構想を提唱。米国の反対や中国の消極姿勢のため実現に至らず。
- . 10 インドネシア政府、IMFに支援要請（総額361億ドルの金融支援実施）。
- . 11 韓国政府、IMFに支援要請（総額583億ドルの金融支援実施）。  
日中韓三国、米、ASEAN加盟国等14か国・地域の蔵相・中央銀行総裁代の会合で、「金融・通貨の安定に向けたアジア地域金融協力強化のためのフレームワーク（マニラ・フレームワーク）」に合意。
1998. 10 IMF年次総会で、日本政府がアジア通貨危機支援に関する新構想（新宮澤構想）を表明（中長期資金支援150億ドルと経済改革に係る短期資金需要150億ドルを合わせ計300億ドルに上る）。
- . 12 ASEAN+3の第2回首脳会議で、日本はアジア諸国等の経済構造改革支援のための特別円借款を表明（1999年度から3年間で6000億円＝約50億ドルを上限に供与するもの）。
1999. 05 日本政府がアジアの民間資金活用構想提唱（日本の円資金を始めとする民間資金を活用する仕組みをアジア全体で構築しようとするもので、新宮澤構想の第二弾に当たる）。
1999. 11 アジア経済再生ミッション（奥田ミッション）が報告書を提出。  
. 11 第3回ASEAN+3首脳会議で「東アジア協力に関する共同声明」を採択。通貨・金融分野では自助・支援メカニズムの強化を盛り込む。
2000. 05 ASEAN+3蔵相会議で「チェンマイ・イニシアチブ」に合意。
2001. 01 第3回ASEM蔵相会議で日本政府が神戸リサーチプロジェクトを提案し、その開始に合意。  
. 05 ASEAN+3蔵相会議で通貨スワップ取極の有効性を高める域内経済情勢レビューや政策対話の有効性を高める高級実務者検討部会の設置に合意。  
. 07 チェンマイ・イニシアチブに基づく二国間通貨スワップ取極の皮切りに日韓二国間取極が締結。  
. 11 第5回ASEAN+3首脳会議に東アジア・ビジョン・グループ（EAVG）が報告書を提出（アジア共通通貨とアジア通貨基金を提言）。
2002. 07 第4回ASEM蔵相会議に神戸リサーチプロジェクトの成果をもとにしたエグゼクティブ・サマリーが提出される。  
. 10 タイのタクシン首相が世界経済フォーラムでアジア債券市場構想を示す。  
. 11 ASEAN+3第6回首脳会議に、東アジア・スタディ・グループ（EASG）が最終報告を提出。

- .12 ASEAN+3 非公式セッションで、日本がアジア債券市場イニシアティブ（ABMI）を提案。
- 2003.06 東アジア・アセアニア中央銀行役員会議（EMEAP）でアジア債券基金（ABF）を創設。
  - .06 ASEAN+3 財務大臣プロセスのABMIワーキンググループ会合が開催され（6グループ）、ABMIの推進に合意。
  - .08 ASEAN+3 財務大臣会議でABMIの推進に合意。
- 2004.05 ASEAN+3 財務大臣会議が開催され、アジア・ボンド・ウェブサイトが立ち上げられる。
  - .10 ASEM首脳会議で、円・ドル・ユーロのバスケット通貨建て債券の発行と、これに投資する基金の創設が提案される。
  - .12 EMEAPでABF2の設置に合意。

## ．エネルギー分野

2004年6月にマニラで開催された第1回 ASEAN+3 エネルギー大臣会合において共同宣言である「より緊密な ASEAN+3 エネルギー・パートナーシップに向けて」が採択され、ASEAN+3 の枠組みにおけるエネルギー分野における協力の方向性が示された。

本節では、この共同宣言の内容とともに、共同宣言にいたる経緯およびその過程で我が国が果たしてきた役割を紹介する。同時に、エネルギー面での協力が求められる背景を概観し、今後の協力のあり方について留意すべき点を指摘したい。

### 1．アジアにおけるエネルギー協力の進展

#### (1)我が国のリーダーシップ - 「平沼イニシアチブ」の提唱

2002年9月、第8回国際エネルギーフォーラム（IEF）産消対話会議が大阪で開催された際に、経済産業省（資源エネルギー庁）主導のもとで ASEAN+3 エネルギー大臣非公式会合が併催された。会合では、平沼経済産業大臣（当時）が5つの柱からなる「ASEAN+3 エネルギー協力（平沼イニシアチブ）」（巻末資料）と題されたコンセプト・ペーパーを提示し、これをもとに各国大臣による議論がなされた。議論を踏まえ、平沼イニシアチブに示された5項目を ASEAN+3 エネルギー大臣会合の共通認識とすることが確認され、事務レベルによるフォローアップ及び ASEAN+3 首脳会議への報告が合意された。

平沼イニシアチブは、「緊急時ネットワーク」の開設、「石油備蓄イニシアチブ」、アジアの石油市場に関するスタディの開始、天然ガス開発促進イニシアチブ、省エネ新エネ促進イニシアチブの5項目からなる。それぞれの内容は以下のとおりである。

アジアの関係国間の連絡網を整備し、来るべき有事に備えようというもの  
中国、ASEAN に対して石油備蓄制度を構築させるべく、日韓が協力しようとするもの

いわゆるアジア・プレミアム問題（後述）に対処するためアジア消費国の共同行動を促すもの

エネルギー源の石油からの分散として、アジア域内に豊富に埋蔵する天然ガスの利用を促進しようとするもの

供給サイドのみならず需要サイドの課題もエネルギー・セキュリティにとって重要との視点から、我が国の技術などを用いてアジアにおける省エネ・再生エネルギーの促進に働きかけようとするもの

この大阪非公式会合の成果を踏まえ、まず ASEAN+3 のエネルギー担当高級事務レベルの間でメーリングリストが作成され、これによって緊急時の連絡体制が整備された。イラク

戦争時には、情報の共有化などアジアにおける石油事情の安定に寄与したとされる。また、平沼イニシアチブのフォローアップとして2003年7月にASEAN+3高級事務レベル会議、同年8月に第1回ASEAN+3エネルギー政策理事会が開催された。この中で、事務レベルとして、ASEAN+3の次官・局長級からなるエネルギー政策理事会（EPGC）を設置し、その下に、平沼イニシアチブの5本柱に沿って、エネルギー・セキュリティ、石油備蓄、石油市場、天然ガス、再生可能エネルギーという5つのフォーラムを設置すること、フィリピンが2004年6月にASEAN+3エネルギー大臣会合を主催することなどが決定された。

この決定を受け、2003年11月にバンコクで石油市場及び石油備蓄フォーラム、2004年2月にフィリピンのセブ島でエネルギー・セキュリティ及び第2回石油備蓄フォーラム、同年3月に上海で天然ガスフォーラムがそれぞれ開催され、6月の大臣会合に向けて議論が進められた。

## (2) 第1回ASEAN+3エネルギー大臣会合

- 「より緊密なASEAN+3エネルギー・パートナーシップに向けて」の採択

このような経緯を経て、2004年6月にマニラにおいて第1回ASEAN+3エネルギー大臣会合が開催された。会合では、我が国より参加した中川経済産業大臣が行ったスピーチを皮切りに活発な議論がなされたことが報告されており、初の共同宣言である「より緊密なASEAN+3エネルギー・パートナーシップに向けて」（巻末資料）が採択され、「アジア・エネルギー・パートナーシップ」を構築していくことが合意された。

共同宣言は14のパラグラフからなる。まず、東アジア地域が最大のエネルギー消費圏となっていくという認識から、将来的な需給ひっ迫状況にも対応できるような持続可能なエネルギー安全保障体制の構築を「共通のエネルギー目標」として掲げ、その実現のための「一般的原則」として、対等かつ相互関係の下での協力、一次エネルギー供給源及び一次エネルギーの選択肢の多様化、市場メカニズムの重要性、が示されている。これに続き、具体的な協力分野として、平沼イニシアチブが示した5本柱に沿った形で、「石油備蓄」、「石油市場」、「天然ガス」、「再生可能エネルギー」、「エネルギー安全保障」といった項目が立てられ、「将来の道」として定期的なエネルギー大臣会合の開催が確認された。

具体的な協力分野に関する記述は、それぞれ以下の通りである。

- (a) 石油備蓄 ... ASEAN や中国における石油備蓄制度の構築への期待とともに、これに向けた我が国による資金協力・技術協力、韓国による技術協力への期待を表明。また、「協調した緊急時対応措置を志向した地域の石油安全保障措置」の強化として、緊急時に各国の備蓄を協調して放出するスキームの可能性に言及。
- (b) 石油市場 ... アジア・プレミアムなどの問題に対して地域として結束して対応することや中東地域に集中している石油輸入源の多様化、産油国との対話強化

に言及。

- (c)天然ガス ... 天然ガスがクリーンエネルギーであり、将来的に重要であるとの認識を示し、域内のパイプラインなど輸送インフラの整備、技術開発の促進の重要性に言及。
- (d)再生可能エネルギー ... エネルギー安全保障と環境保全の観点から、再生可能エネルギーの普及促進と商業化に向けた協力を言及。
- (e)エネルギー安全保障 ... 情報の共有、域内に多く埋蔵している石炭の有効利用、エネルギー利用の効率化や省エネ化の重要性に言及。

ASEAN+3 エネルギー大臣会合の成果としては、今後の ASEAN+3 によるエネルギー・セキュリティ強化を目指した協力の方向性を確認できたこと、ASEAN+3 という協力枠組みが確立したこと、このプロセスにおいて日本のリーダーシップを発揮できたことが挙げられる<sup>1</sup>。この共同宣言を受けた我が国の具体的な動きとしては、タイ及びフィリピンにおける石油備蓄のフィージビリティスタディに関する協力の開始、2004年10月に資源エネルギー庁に設置された「エネルギー産業のアジア展開に関する研究会」における検討が報告されている<sup>2</sup>。

### (3)エネルギー分野での協力が要請される背景

以上のように、近年、東アジアにおいてエネルギー分野に関する協力が急速に進展した。この最大の要因は、閣僚共同宣言にもあるように、アジアにおけるエネルギー需要が急速に高まっており、将来的には世界最大のエネルギー消費圏となることが予想される中で、いかにしてエネルギーの安定的な供給を確保し、発展を持続可能なものとするかという共通の問題認識である。

図4-2は、統計が利用可能な ASEAN 5（タイ、インドネシア、シンガポール、フィリピン、マレーシア）と日中韓の8か国の一次エネルギーの消費量および世界の総消費量に占める割合を示した図であるが、東アジア地域においてはアジア通貨・金融危機後の短い期間を除き消費量は右肩上がりであり、かつその伸び率が世界全体の伸び率を超えていることがうかがえ、世界に占める割合についても、1965年の9.27%から、2003年には22.53%になっている。また、世界エネルギー機構（International Energy Agency；IEA）が2002年に行った今後のエネルギー需要見通しでも、2000年に世界の消費量に占める割合が18%であったのが、2030年には25%になるとの推定がなされている<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 田辺靖雄『アジアエネルギーパートナーシップ』エネルギーフォーラム（2004年）250~251頁。なお、著者の田辺靖雄は、2002年の大阪会合から2004年のASEAN+3エネルギー大臣会合まで資源エネルギー庁の担当官であった。

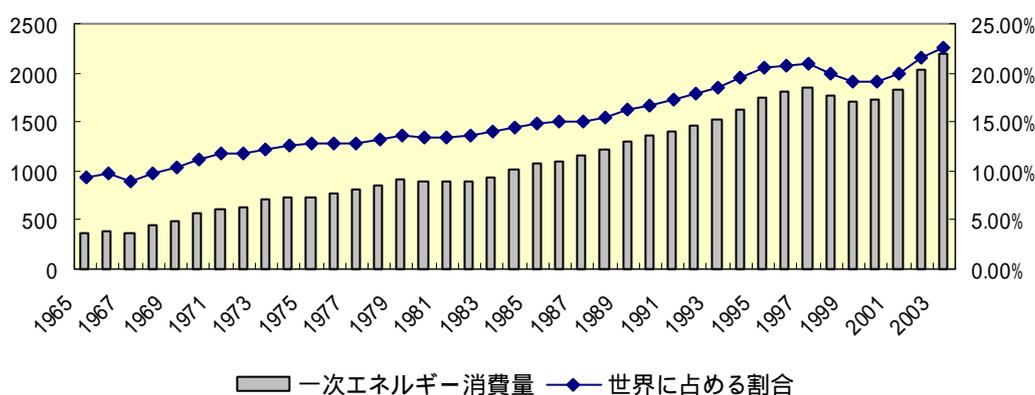
<sup>2</sup> 経済産業省資源エネルギー庁『平成16年度 エネルギーに関する年次報告（第162回国会（常会）提出）』（2005年5月）159~160頁。

<sup>3</sup> OECD/IEA（経済産業省資源エネルギー庁長官官房国際課監訳『世界のエネルギー展望2002』エネ

このように域内のエネルギー需要の急増が予想される中で、エネルギー需要の大部分を占める石油に関して域内に有力な給源がない東アジアでは、エネルギーの安定的な供給を確保し、不測の事態に予め対処することが求められており、アジア通貨・金融危機以降、域内各国の相互依存関係が強く認識される中で、地域の発展に必要なエネルギー問題について各国が積極的に協力の姿勢を示したことは自然なことであったと考えられる。

(図4-2) 東アジアにおける一次エネルギー消費動向

百万トン(石油換算)



(出所) BP 統計より作成

## 2. エネルギー分野における今後の協力の在り方

東アジアにおいてエネルギー協力が求められる背景には上述のような要因があるが、エネルギー安全保障に関する東アジアの現状をより具体的に見ると、以下のような点が指摘できる。

### (1) 石油備蓄体制の不備

ASEAN 5 および日中韓で見た場合、国家備蓄制度が整備されているのは日本と韓国だけであり、それ以外の国々については、準備中の中国や検討中のタイを除き、全く整備されておらず、不測の事態に対する脆弱性が懸念される(表4-4参照)。

石油は東アジア各国においても主たる一次エネルギーであり、これは中長期的にも妥当すると考えられる。石油の安定的な供給は各国にとって重要であることは明らかであり、不測の事態に備えた備蓄体制の整備は喫緊の課題であると考えられる以上、共同宣言が石油備蓄体制の整備を掲げたことは評価できる。

---

ギーフォーラム(2003年)。なお、IEAの予測に関しては、日本のエネルギー需要を考慮していない。

(表4-4) 東アジア諸国の石油備蓄状況

	国家備蓄制度	民間備蓄制度
韓 国		
中 国	準備中	×
タ イ	検討中	
シンガポール	×	(一部)
マレーシア	×	×
インドネシア	×	
フィリピン	検討中	(暫定)
日 本		

(出所) 資源エネルギー庁「平成16年度 エネルギーに関する年次報告」159頁

しかし、共同宣言では、各国による備蓄体制の整備に対して日本や韓国が協力を行うということにとどまっている。これに対し、東アジア全体で共同備蓄制度を構築するべきという提言もなされている<sup>4</sup>。この背景には、石油備蓄に巨額の資金が必要であり、石油備蓄施設建設に適した場所が限られていることが挙げられる。タンク基地建設には、候補地が原油の重みに耐え、地震などにも強い強固な地盤を備えていることに加え、20トン級以上の大型タンカーが接岸できる深水港を有することが不可欠であるとされるが、このような条件を備えた好適地は少ないといわれるからである。我が国には備蓄基地に適した場所が多く、また石油需要の頭打ちにより余剰の生まれている民間タンク基地の有効利用という観点からも果たしうる役割は多い。

もっとも、このような構想は、重要なエネルギーである石油の備蓄を自国の領土外で行うといったことへの抵抗もあり、実現には克服すべき課題が多い。

## (2) エネルギーの中東依存の高さ

東アジア諸国は、原油の供給を中東地域に大きく依存している。2003年について見ると、日本の総輸入のうち中東地域が占める割合は79%に及び、中国では40%、日中及び豪州以外のアジア太平洋地域では76%となっている。これは、N A F T A地域の20%や欧州の26%と比べて突出して高いものであり、中東情勢いかによっては安定した供給が脅かされる可能性も否定できない。

共同宣言はこの点について、石油備蓄体制の整備、省エネ・エネルギー効率の改善、域内に多く賦存する石炭のクリーン化などに言及している。しかし、共同宣言を一步踏み越え、

<sup>4</sup> 後藤康浩「アジアの経済統合とエネルギー協力」田辺靖雄編『アジアエネルギーパートナーシップ』エネルギーフォーラム(2004年)。また、参照、NIRA・E Asia 研究チーム編著『東アジア回廊の形成 経済共生の追求』日本経済評論社(2001年)185~186頁。

供給源の多様化に向けた連携や域内に賦存するエネルギーに関する共同開発についても求められるところである。

エネルギーの開発については、東シナ海ガス田をめぐる日本と中国やカリマンタン島沖の石油鉱区をめぐるインドネシアとマレーシアの間の対立といった例のように領土問題や各国の権益とも複雑に絡み合い容易ではない面もあるが、南沙諸島においてフィリピン、中国、ベトナムが共同での油田探査に合意したとの報道もなされているように<sup>5</sup>、協力が不可能なわけではない。東アジア各国の相互依存関係が深化している中で、エネルギーの安定的な供給が各国の経済活動に与える影響を加味すれば、領土問題などで他国に譲歩することはないものの、中長期的なエネルギー安全保障という観点を踏まえた対応が求められている。

この点に関連して、我が国と中国の間に存在する、シベリアパイプライン敷設問題と東シナ海ガス田開発問題について、次のような点が指摘されている。まず、シベリアパイプライン敷設問題である。日本エネルギー経済研究所が行った試算によれば、仮に、シベリア原油パイプラインによってシベリアで開発される原油約 1 億トンの北東アジアへの輸入が実現すると、中東依存度を 11%程度低下させ、過度の中東依存度を是正させる効果が期待されるなど<sup>6</sup>、シベリアでのパイプライン敷設は地域にとって重要な意味を有するものである。しかし、シベリアパイプラインをめぐるのは、そのルートに関して中国との間で対立がある。すなわち、バイカル湖西方のアンガルスクから内蒙古自治区の満州里を通り、大慶に到達するルート（大慶ルート）、アンガルスクからバイカル湖の南側を通ってナホトカまでパイプラインを通し、ナホトカから日本向けに出荷するルート（ナホトカルート）が候補として上がっており、日中双方がロシアにいずれのルートを採用させるかで競う構図となっている。しかし、ルートの決定はいずれかの国への供給を途絶するものではない。大慶から我が国に向けて原油を輸出するルートはパイプライン、積み出し基地ともに 20 年以上にわたる大慶油田で産出される原油の対日輸出によって確立されているし、ナホトカから中国向けにタンカーで輸出することは、ナホトカから日本向けにタンカーで輸出するのと同様に簡単である<sup>7</sup>。日中両国がルート決定に当たって争い、双方がより有利な条件をロシア側に提示することは、単にロシアを利するだけであると考えられる。日中両国には、地域としての長期的な利益という視点から問題を考えることが求められている。

次に、東シナ海のガス田に関しては、我が国が中間線よりも日本側の海域でガス田開発を行い、成功したとしても、商業的には有効に活用できないという点が指摘される。この理

---

<sup>5</sup> 『読売新聞』（2005.3.15）

<sup>6</sup> 参照、伊藤浩吉「世界と日本のエネルギー長期展望とその含意」『国際問題』（2005年4月号）16頁、25頁

<sup>7</sup> 参照、後藤康浩「アジアのエネルギー開発と日本」『国際問題』（2005年4月号）33頁、39頁

<sup>8</sup> さらに、大慶から大連や秦皇島に延びるパイプラインは我が国の ODA によって建設されたものであり、現在遊休化しているこれらの施設を有効利用することは、ODA の成果を享受するという意味合いもある。参照、同上

由としては、天然ガスをLNGにするための液化プラントを海上に建設することが困難なことやパイプラインを日本の主要なガス消費地である首都圏、関西圏、中部圏まで敷設すると、現在サハリン沖で開発が進められているサハリン以上に莫大な設備投資が必要であることが挙げられる<sup>9</sup>。日中での共同開発が検討されているが、このような背景も踏まえれば一つの望ましい選択肢と考えられる。

### (3) マラッカ海峡の混雑

中東依存度が高いことと表裏の関係でもあるが、エネルギー消費量が高まるにつれマラッカ海峡の混雑が問題となっている。マラッカ海峡には、1日200隻程度のタンカーが通過し、原油換算では日量1200万バレルに達しているとされる。これに伴い、安全航行の限界に達し、さらには速度の低下によって海賊行為による被害も増大するなど、迂回ルートの確保が重要な課題となっている。マラッカ海峡を通らないルートとしては、ロンボク海峡やスンダ海峡といったものがあるが、3～5日は余計な航海日数が必要となり大きなコスト増要因となる。また、両海峡がマラッカ海峡の通行量を円滑に代替できるだけの通行能力があるかも明らかではない<sup>10</sup>。

海賊対策については、1999年のASEAN+3首脳会議での小淵首相による地域合同沿岸警備隊構想の提案、2001年の首脳会談の際に小泉首相が提起した「アジア海賊対策地域協定」など、我が国としても積極的な取組を見せている。前者については、中国の反対もあり実現は困難となっているが、後者については、提案の一部であった海賊情報共有センターをシンガポールに設置することが2004年11月に決定されるなど、一定の成果を挙げており、協力の推進が期待される<sup>11</sup>。

また、マラッカ海峡における混雑を回避する措置としては、タイ政府がインドシナ半島を縦断するような地上の輸送手段を計画していることや中国が計画するミャンマーから雲南省を経由したパイプライン敷設計画などがある。これらについては、単に各国に委ねるだけではなく、東アジア地域のエネルギー安全保障という観点からも検討する余地はある。

### (4) アジア・プレミアム問題

アジアにおけるエネルギー問題を考える際に指摘されるのが、いわゆる「アジア・プレミアム」に関する問題である。「アジア・プレミアム」問題とは、アジア向けの原油価格が欧米向けに比べ1バレルあたり1～1.5ドルほど割高で推移している点を指すものであり、原油についてみると、2003年にASEAN5+日中韓の8か国は日量1,700万バレル程度を輸入しており、年間62億～93億ドルの余分な所得移転があることを意味する。日本だけについて見ると、日量550万バレル程度を輸入しており、年間20億ドル～30億ドルの余分な所得

<sup>9</sup> 参照、同上

<sup>10</sup> 参照、資源エネルギー庁総合資源エネルギー調査会需給部会『2030年のエネルギー需給展望』（2005年3月）79頁

<sup>11</sup> 参照、佐藤考一「中国とASEAN諸国 - 安全保障から見たその関係 - 」『東亜』456号（2005年6月）39頁。また、「アジア海賊対策地域協定」については、2005年6月の小泉首相とインドネシアのユドヨノ大統領の会談でも言及され、協定の締結を含む協力の強化が共同発表でもとり上げられている。

移転があるといえる<sup>12</sup>。

他のエネルギー価格も原油価格を参照して決定されていることを踏まえると、アジア・プレミアム問題は原油だけにとどまらず他の一次エネルギーについても妥当し、東アジア諸国が負担している余分な所得移転の総額は相当大きくなっているものと考えられる。大きなエネルギー需要を抱える東アジア各国が、消費国としての協調行動をとり、地域としての交渉力を高める必要は大きい。

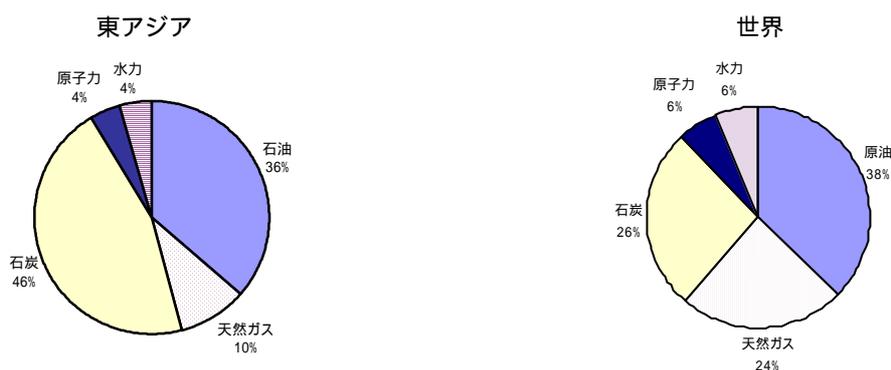
#### (5)環境問題

最後に、エネルギー需要量の増大に伴い環境問題の深刻化が懸念されている。この点に関しては、単にエネルギー需要量が増大しているということのほか、エネルギー効率の悪さや東アジアで消費される一次エネルギーにおいて環境負荷の大きい石炭の割合が大きいという二つの問題がある。

エネルギー効率についてみると、GDP 1 単位あたりの一次エネルギー消費量をみると、中国の 837、韓国の 299、タイの 376、インドネシア 505 に対して、日本はわずか 90.3 であり、その差は非常に大きなものとなっている<sup>13</sup>。この背景には、鉄鋼、化学、電力、ガラス、セメントなどのエネルギー多消費産業での省エネ対策、公共輸送機関の整備状況などが大きな格差となって表れていると考えられる。

図 4 - 3 は、東アジアと世界全体における一次エネルギーの構成割合を示したものであるが、これよりアジアにおいて石炭の割合が大きいことがうかがえる。これは特に中国において顕著であり、脱硫、脱硝装置の不備とあわせて東アジアにおける大気汚染などの主要な原因となっているものと考えられる。

(図 4 - 3) 一次エネルギーの内訳



(出所)BP 統計より作成

<sup>12</sup> アジア・プレミアム問題に関しては、田辺靖雄編著『アジアエネルギーパートナーシップ』エネルギーフォーラム（2004年）72~76頁に詳しい。

<sup>13</sup> 日本エネルギー経済研究所 計量分析ユニット編『エネルギー・経済統計要覧 2005年版』（(財)省エネルギーセンター 2005年）231頁。なお、この数値は、一次エネルギー消費量（石油換算トン）を米ドル（1995年レート）で除したものの。

これに関して、共同宣言はクリーンコールテクノロジーの普及、エネルギー利用の効率化、省エネ化といったものを掲げている。我が国が有する技術が貢献しうる余地は大きい、このような面における協力は同時に、クリーン開発メカニズム（ＣＤＭ）を通して京都議定書上の我が国の温室効果ガス削減目標達成に寄与するものであり<sup>14</sup>、積極的に推進する価値のあるものといえる。

このように、エネルギー分野には協力が求められる多くの問題が存在している。その一方で、エネルギー問題は、領土問題や各国の国益とも深く関わるだけに協力が困難な分野である。しかし、ＥＵが石炭などのエネルギー分野での協力からその歩をはじめたように、この困難な分野での協力を推進することができれば、東アジア全体の地域協力推進に向けた起爆剤とすることが可能であろう。

---

<sup>14</sup> クリーン開発メカニズム（ＣＤＭ）は付属書 国が途上国で行ったプロジェクトを通して、排出量削減量を獲得できるという仕組みであり、一般に先進国から途上国に向けた技術・資金移転を可能とするスキームであると評価されている。経済の発展段階にある途上国が、環境対策への取組を経済発展の拡大とともに実施することは、資金的・技術的に困難であり、途上国にそのような対策を効率的に促進する可能性が期待されている。

なお、この制度では、当該プロジェクトによる排出削減量の評価・認証を行うため、国連気候変動枠組条約事務局にＣＤＭ監督機関が設立されるとともに、監督機関に認定された指定機関が事業評価を実施することとなっている。参照、『平成 15 年度エネルギーに関する年次報告』54～55 頁。

## ．農業・食料分野

東アジアは経済発展に伴い、農業・食料分野で様々な課題に直面している。ここでは、当面する主な課題とその解決のために提言されている地域協力、さらに日本の立場に言及する。また、東アジアの地域単位で進められている農業・食料協力の例として、東アジアコメ備蓄システム（EARRS）を紹介する。

### 1．東アジアの農業・食料問題の概観

大規模エステート（農園）による輸出向けプランテーション農業と生産性の低い伝統的小規模農業の二重構造を特徴とする東アジアでは、1960年代以降、緑の革命による食料の増産が実現した。緑の革命は地域の急速な経済成長を支え、人口増加率の高さゆえに危惧されていた食料供給不足は回避された。しかし、東アジアにおいては近年、(a)耕地拡大の限界と限界生産性の低下、(b)水資源の減少、自然災害の発生、砂漠化などの環境要因、(c)経済開発による農地の転用、(d)換金作物への転作、などにより食料生産の伸び率が鈍化している。南アジアも含めたアジア全体では、穀物の自給率はすでに100%を下回っており、輸入に依存する部分が存在する。2001年に穀物自給率が100%を超えた国は、東アジアではタイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアだけであり、日本を除いたアジア全体でも自給率は97%で穀物の自給は達成されていない<sup>1</sup>。農産品全般の自給率も、東アジアでは今後、2015年に97%、2030年には95%に低下するものとみられ、食料の必要量を確保するという意味での食料安全保障はその重要性を増している。食料生産の伸び率が鈍化傾向にあり、エルニーニョなどの異常気象や地球温暖化など食料供給に深刻な影響を与え得る不確定要因が存在する以上、中長期的に食料需給が逼迫する可能性は常に存在する。

また、東アジアでは所得の向上に伴う食料消費の多様化により、野菜・果物、畜産物、飼料用穀物の需要が急速に拡大し、域内の需給状況が変化しているだけでなく、特定の食料の域外依存が高まっている。例えば、日本、韓国、ASEAN諸国は域外から大量の小麦や飼料用穀物を輸入しているが、その輸入先は完全に競合している。また、東アジア諸国による食肉、特に牛肉の輸入は、そのほぼ100%を域外に依存している<sup>2</sup>。東アジア諸国が域外からの食料輸入を個別に追求していけば、国際的な食料市場や地域の農業を極めて不安定なものとするおそれがある。

さらに、東アジア諸国はWTO体制への移行プロセスにあり、各国とも保護的な農業政策の見直しを迫られている。現在、東アジアでは、WTOによる自由化圧力に加えFTAの交渉や締結が進展している。これらにより、各国で農業部門の保護政策の削減や撤廃が進んでいくと、各国では国際的な競争力のない農産品を輸入に依存する一方で、競争力の

<sup>1</sup> 今井宏ほか『テキストブック 21世紀アジア経済』勁草書房（2003年）261～262頁

<sup>2</sup> 総合研究開発機構「研究報告書 食料・農業分野における東アジア諸国の経済連携に関する研究」（2001年8月）9～11頁

ある産品に特化した生産が進んでいく。競争力のある産品が近隣諸国に集中的に輸出されれば、相手国の農業が打撃を受け、食の安全に影響を及ぼすだけでなく、生産国の農業生産基盤にも過剰な負荷をかけることとなる。

## 2. 我が国の農業・食料問題とWTO、FTA

我が国は、狭い国土で1億を超える国民に豊かな食生活を保証し、農家には都市住民と均衡する所得を保証してきたが、その結果、(a)穀物等の極端な内外価格差、(b)米の消費の減退と慢性的な過剰生産、(c)食料自給率の大幅な低下、等の問題を抱え込むこととなった。我が国の農業は、WTO、APEC、現在進行中のFTA交渉においても自由化を迫られ、グローバル化に対応するため農業保護政策の枠組みそのものの見直しを迫られているが、近年の農産物価格の下落や財政事情の悪化の中で、政策変更自体が極めて困難な状況に直面している。

このような状況の下、WTOの自由化圧力への対応として、我が国は2000年12月、WTOドーハ・ラウンド農業交渉の日本提案を決定した。ウルグアイ・ラウンド合意の実施状況等を十分検証した上で、各国の多様な農業の共存を基本的な目標とする、食料安全保障の確保、農産物輸出国と輸入国に適用されるルールの不均衡の是正、開発途上国への配慮、消費者・市民社会の関心への配慮、を追求するとした。また、国民の主食で基幹作物である米については、総合的な国境措置と輸入管理体制を堅持し、ミニマム・アクセス米の適正な管理により、米の需給と稲作経営の安定を図っていくこととした。

また、FTA交渉においては、2004年6月に「農林水産物の取扱いについての基本的方針」を決定し、国民の食の安全・安心の確保、農林水産業の多面的機能への配慮、我が国の食料安全保障の確保や農林水産業における構造改革の努力に悪影響を与えないよう留意する、こととした。この中で、農産物の関税撤廃については、交渉相手国の関心にできる限りの対応を行うとしながらも、例外品目や経過期間の設定、二国間セーフガードの設定、迂回輸入防止のための適切な原産地規則の設定、関税交渉と農業協力との適切なバランス確保と我が国への直接的な輸出拡大への留意、我が国の農林水産物や食品の輸出機会の拡大、国民の食の安全・安心の確保、などが必要であるとした。2004年11月に定められた「みどりのアジアEPA推進戦略」は、これらの考え方を基礎に、我が国食料輸入を安定化・多元化する、安全・安心な食料の輸入を確保する、ニッポン・ブランドの農林水産物や食品の輸出を促進し、我が国で育成された植物品種などの知的財産権を保護する、原材料供給の安定化や相手国における公正な競争条件を確保し、我が国食品産業のビジネス環境を整備する、相手国農林漁業者の所得向上につながる市場アクセスの改善や原産地規則の設定に併せ、アジアの農産漁村地域の貧困解消への農林漁業協力を行う、相手国の理解を醸成し、地球環境の保全や資源の持続可能な利用に努める、ことなどを強調し、東アジア諸国と農林水産分野においても貿易、投資、経済協力等を通じ、密接な関係を構築していくこととしている。

このように、我が国は自国に向けられた自由化圧力への対応と同時に、食料・農業分野での地域協力に取り組んでいくことを余儀なくされている。なお、東アジアの地域協力や経済統合を進めていく上で、我が国の農業が抱える課題については、第5章 .1.(2)(95～96頁)も参照されたい。

### 3．農業・食料分野における個々の地域連携課題

すでに述べたとおり、東アジアには、(a)食料の必要量を確保するという意味での食料安全保障、(b)食料消費の多様化による特定の食料の域外依存、(c)国際的な競争力のない農産品の輸入依存と競争力のある産品への特化、といった問題のほか、農村地域の就業機会と所得の確保などかつての我が国と共通する課題も存在する。膨大な農村人口を抱えながらすでに食料生産の基盤が脆弱化する兆しが見えている東アジア地域にとって、問題は我が国より一層深刻であるともいえる。

食料・農業協力には、途上国からの農産物等の逆流（ブーメラン効果）への配慮や留意が常に必要になるが、東アジア地域の農業に特有な事情を踏まえ、次のような地域協力が提言されている<sup>3</sup>。

#### (1)穀物における地域連携

コメについては、輸出国にとっての米価の維持が、輸入国にとっては安定供給の確保がそれぞれ関心事項であるが、市場の安定化は共通の関心事項であり、ASEANにおける共通備蓄の仕組みの拡大（後述）や商品協定の締結などが提言されている。

小麦やトウモロコシについては、飼料や加工原料としての需要の増加、域外依存の高まりにより国際市場の変動からもたらされる脆弱性が高まっており、その安定供給の確保が必要になっている。東アジア諸国はこれらの輸入において競合関係にあり、域外の輸出国との関係もあり、新たな協力の枠組みの創造は容易ではないが、域内外の需給見通しや国内生産計画などに係る情報交換を基礎に、地域的な需給安定の方策を検討することは検討に値する。域内生産地での増産についても、地域全体の問題として検討を要する。ただし、こうした仕組みを作る際には、(ア)各国の実情を踏まえること、(イ)既存の商品協定やWTOなど国際ルールとの整合性を保つこと、ことを考慮すべきである。

また、日本だけでなく他の東アジア諸国においても、米の食用としての消費は限界に近づいている。コメ余りを理由に減反を実施する一方で、飼料用穀物を大量に輸入している現状を踏まえれば、コメを飼料として活用することも真剣に検討すべきであり、東アジア地域で共同開発すべきとの提言もなされている。

#### (2)農業生産の多様化と農村地域の所得の確保

東アジア諸国は、消費の多様化に伴う国内需要の多様化や域内他国の需要に応え、多様

---

<sup>3</sup> 総合研究開発機構「研究報告書 食料・農業分野における東アジア諸国の経済連携に関する研究（2001年8月）」

な農産物を生産・供給するための体制を築いていくことが課題である。しかし、東アジア各国が農業生産基盤である農地を新規に独自で開発することはすでに困難な状況にあり、地域としての取組や協同行動が求められる。また、生産力の向上や維持には、既存の農地を再開発し生産性を向上させること、すでに行った農地への投資に十分なメンテナンスを行い、貴重な生産基盤の価値減失を防ぐこと、用排水の調節により水田の乾田化を進めること、排水施設を整備し水田の生産力を向上させること、が求められる。

国際農業協力による基盤投資は、個々の国の取組と合わせ、農業生産力を高めるために不可欠である。しかし、その実施に当たっては、援助供与国と被供与国とが十分な政策対話や協議を行い、地域の実情に合ったものにし、地域住民やコミュニティによる維持・管理の可能なものとしていかなければならない。

このほか、農業生産の多様化には、農業生産基盤の拡充・強化に加え、農民への営農指導、農民への市場情報の提供や信用供与の方法、保険システム、物流施設の整備、など多くの検討課題があり、有機農産物の認証基準や遺伝子組み換え農産物の認証基準などに関する法的整備も今後の課題である。

我が国では、工業化が全国に広がることにより、農村地域に就業機会や所得の向上をもたらした。しかし、東アジア諸国においては、農村地域での就業機会や所得の向上を、工業化の進展にのみ依存するのではなく、農村内部での取組や流通加工部門と結びついた形で行っていくべきである。そのためには、ITを駆使した情報システム、新たな加工技術の導入、道路や輸送システムの整備、など、農村地域に対する総合的な支援が必要である。また、特定の農産物の生産だけに地域の収入を依存するのではなく、養蚕や淡水漁業のようなかつての農村が保有していた複合的な生産要素を取り戻し、農村としての付加価値を高めていく努力も重要である。

都市と農村との経済格差は、一国内部の地域格差にとどまらず、東アジア域内の格差にもつながり、主として経済面で進めていく統合の妨げにもなるため、東アジア地域をあげての協力が求められている。

### (3)環境問題、持続的な農業生産への取組

域内の農業・食料問題を考えるに当たって環境への負荷を意識する必要がある。漁業資源のように資源を地域で共有している場合、生態系の維持や将来にわたっての漁獲量の確保には各国の連携が必要である。また、地球温暖化が一因といわれているエルニーニョの影響を受け、インドネシアでは1998年から99年にかけて、大量のコメの輸入を余儀なくされた。地球温暖化は東アジアに限られた問題ではないにしても、域内の食料の安定確保に影響を及ぼす問題であることを認識しておく必要がある。

また、消費の多様化が進み、域内の相互依存が深化するにつれ、農産品の商業機会が出現し、現地の生態系が損なわれる例がみられる。第一に、日本を始めとする先進国でエビなどの海産物の需要が高まったため漁獲資源が乱獲されている。第二に、日本の市場に向けた野菜生産には多量の殺虫剤散布が必要であるため、東アジア域内生産地の土壌や地下

の水質汚染が激化している。商業機会に合わせた特定農産物の無理な増産は、農業の単作化など農業生産の持続性を脅かす状況も生んでいる。この他にも、医療・薬品のほか、インスタント食品などの加工に多用されるオイル・パームの製造が、1997年のインドネシアの山火事の一因となったとの指摘もある。さらに、都市近郊で農地の潰廃や耕作放棄が急速に進み、域内農業の持続性が脅かされている。

これらの問題は、零細な水田農耕社会が工業化する過程で発生する東アジア地域共通の課題でもあり、農法や生産システムの開発、制度の在り方などを含め、農業生産の持続的な発展のため、国ごとの取組に加え、地域的な協力が必要とされている。

#### 4．東アジアコメ備蓄（東アジア地域単位での協力の事例として）

東アジアという地域単位で進められている農業・食料分野の協力として、ASEAN+3の枠組みの一つである農林大臣会議（AMAF+3）における合意に基づき、東アジア緊急コメ備蓄（EAERR）の構築とその円滑な運営に貢献するASEAN食料安全保障情報システム（AFSIS）の開発が進められている<sup>4</sup>。

EAERRSは、既存のASEANによる食料安全保障協力を拡充強化するという形で進められており、現時点で多くの東アジア地域協力がASEANを軸として進められていることを示す例の一つといえる。

##### (1) ASEAN緊急コメ備蓄（EAERR）

###### 制度の発足

ASEANは、食料安全保障協力をその協力分野の一つとして位置づけ、1979年にはASEAN食料安全保障備蓄協定（AFSR）が成立した。この協定を具体化するものとしてASEAN諸国間の緊急コメ支援システムを構築するため、ASEAN緊急コメ備蓄（EAERR）が立ち上げられ、ASEAN食料安全保障備蓄機構（AFSR）がこの監督・調整を行うことが合意された。

この合意の背景として、ASEAN各国は、(a)国民の食の確保は最重要課題の一つである、(b)各国間で基本食料物資についての不均衡がある、(c)食料生産は天変地異や戦乱などの影響を受けやすい、との問題意識を有していた。また、1974年の世界食料会議で米国が6,000万トンの穀物備蓄構想を提案するなど、当時国際レベルで食料備蓄に係る協力への関心が存在したことが挙げられる。

###### 制度の概要

コメ備蓄の規模は87,000トンで、ASEAN10か国の消費量の0.4日分（需要の0.1%）に相当する。制度発足後、備蓄量の見直しは行われていない。各国は実際の在庫の有無にかかわらず現物又は資金での拠出を約束（イヤーマーク）する。自然災害や人的災害によ

---

<sup>4</sup> 東アジア緊急コメ備蓄（EAERRS）の詳細については、国際協力事業団編「タイ国東アジア食料安全保障及び米備蓄システム計画調査最終報告書」（2002年11月）及び大庭三枝「東アジアにおける食料安全保障協力の進展」日本国際政治学会編『国際政治』第135号（2004年3月）が詳しい。

る緊急時には、支援を必要とする加盟国は他の備蓄国に直接要請し、決済条件は要請国と提供国との交渉により決定される。このシステムを運営するため、各国の食料備蓄の監督・調整を任務とする ASEAN 食料安全保障備蓄委員会 (AFSRB) が設置されている。

#### 制度の問題点

AERR は発足後これまで一度も発動されたことはない。その理由として、(a) 備蓄量があまりにも僅少に過ぎたこと、(b) 各国の食料安全保障政策や各年の農業生産・食糧生産に係る情報を収集・共有するシステムがないこと、(c) システムの監督・調整に当たる AFSRB が弱体であること、(d) 備蓄米放出の基準やメカニズムが明確化されておらず、事実上市場価格により行われるため利用するメリットが少ないこと、が挙げられる。

#### (2) 東アジア緊急コメ備蓄 (EAERR)

##### 備蓄制度活性化の動き

1990 年代に入り、このように実効性に乏しかった AFSR 協定や AERR を活性化しようとする動きが活発化した。特に、1997 年のアジア通貨危機による経済・社会的混乱は各国の食料安全保障への関心を高め、特にインドネシアにおいては、通貨危機と同時に襲った異常気象の影響から 1998 年から 99 年にかけて大規模な食料危機が発生したが、AERR は発動されなかった。こうして ASEAN による食料安全保障制度の見直しは本格化し、以後、「ASEAN ビジョン 2020」(1997 年 12 月採択)、「食料・農業及び林業における ASEAN 協力の戦略的行動計画」(1998 年 9 月採択)にその考え方が反映されていく。

##### ASEAN+3 における取組

ASEAN のこのような関心は ASEAN+3 においても共有され、1999 年 11 月の第 3 回首脳会議で採択された東アジア協力共同声明は、今後東アジアが行うべき経済・社会分野の協力の一つに農業協力の促進を位置づけ、東アジアという地域単位の食料安全保障協力が進められる基礎となった。すでに述べたとおり、我が国は WTO 農業交渉で農業の多面的機能とともに食料安全保障の強化を訴え、具体策として食料援助スキームや国際備蓄構想を提唱しており、この方針に沿う EAERR 構想に対しても積極的な姿勢をとることとなった。

こうして 2001 年 10 月の第 1 回 ASEAN+3 農林大臣会合では、具体的な協力の内容として、既存の AERR を基礎とする東アジア域内の緊急コメ支援システムを築くため、東アジア緊急コメ備蓄 (EAERR) の構築とそれを補完する ASEAN 食料安全保障情報システム (AFSIS) の開発に合意した。

##### EAERR の構想

EAERR の構想は次のとおりである。備蓄規模は 175 万トンとし、イヤーマーク方式と現物積立方式により保有する。各国への備蓄割当は、短期的には任意とするが、長期的には ASEAN+3 で協議した一定のルールに則って行うことを想定している。現物積立方式による備蓄米は無償により放出し、イヤーマーク方式による備蓄米は有償により放出する。有償放出の条件は、要請国と供与国との間でガイドラインに基づいて協議する。また、現

物積立方式による備蓄米は、加盟国の要請により、貧困緩和事業の実施に無償（一部有償）で使用し在庫の回転を図る。E A E R R 専門の事務局として、ASEAN+3 農業担当省庁高級事務レベル会議の下にマネジメントチームを設立する。なお、現物積立に要する経費は、短期的には各国の自主的な負担とするが、長期的には、それに加え、一定のルールに則った割当等を検討することとしている。

#### パイロットプロジェクトの開始

2003年10月の第3回 ASEAN+3 農林大臣会合（AMAF+3）では、E A E R R のパイロットプロジェクトの立ち上げが合意され、プロジェクトの実施を指揮するため運営委員会が設立され、タイと日本が暫定的な調整国となった。2004年1月、各国の自主的な取組として、緊急時に向けたイヤマーク備蓄の新たな造成、現物の備蓄の造成、が始められた。一方、2002年10月の第2回 ASEAN+3 農林大臣会合では、A F S I S 開発のため2003年1月に農業統計に係る局長級セミナーを開催すること、A F S R B の調整やモニタリングシステムの改善、に合意した。

日本は、2004(平16)年度にパイロット事業の運営支援経費を支出（4,200万円・農林水産省）し、各国の農業生産・食糧生産に係る情報の収集・共有に資するため、2003年1月にASEAN農業統計情報担当局長セミナーを開催した。このほか、2003年7月からJICAによる農業統計・経済分析開発（ASEAD）プロジェクトを通じた間接支援を行うとともに、FAOへの資金拠出によりアジア・太平洋地域への支援を行っている。

#### 東アジア緊急コメ備蓄関連年表

- 1979年 ASEAN食料安全保障協力協定（ASEAN Food Security Agreement = A F S R 協定）成立。具体策としてASEAN緊急コメ備蓄（ASEAN Emergency Rice Reserve = A E R R ）を立ち上げ、ASEAN食糧安全保障備蓄機構（A F S R B ）による監督・調整を行うことに合意。
- 1993.10 ASEAN農林大臣会議（AMAF）で、農林分野協力主要7分野を特定し、「地域における食料安全保障の強化」を盛り込む。
- 1997年 アジア通貨危機が発生。
- 1997.12 第2回ASEAN非公式首脳会議で、「ASEANビジョン2020」に合意。食料安全保障の強化を盛り込む。
- 1998年 インドネシアで食料危機が発生。
- 1998.09 ASEAN農林大臣会議（AMAF）で「食料・農業及び林業におけるASEAN協力の戦略的行動計画」を採択。
- 1998.12 第6回ASEAN公式首脳会議で、「ハノイ行動計画」を採択。ASEAN食料安全保障情報システム（A F S I S ）の設立、ASEAN緊急コメ備蓄（A E R R ）合意のレビューを盛り込む。

- 1999.11 第2回 ASEAN+3 首脳会議で、「東アジアにおける協力に関する共同声明」を採択。開発協力分野で、「ハノイ行動計画」に記された ASEAN 食料安全保障協力の支援に合意。
- 2000.12 WTO 農業交渉で日本がモダリティを提示。食料安全保障の確保や国際備蓄の枠組みの検討を主張。
- 2001.04 東アジアの食料安全保障協力及びコメ備蓄システムに関する特別ワークショップで A E R R を基礎に新たなコメ備蓄スキームを検討する研究チームを設置。
- 2001.10 第1回 ASEAN+3 農林大臣会議 (AMAF+3) で、A F S R 協定及び A E R R を基礎とする東アジア緊急コメ備蓄 (E A E R R) の構築に合意 (2001.12 から J I C A の支援により調査を開始)。また、A F S I S の開発に合意。
- 2002.10 第2回 ASEAN+3 農林大臣会議 (AMAF+3) で、A F S I S 開発のため、2003年1月に農業統計に係る局長級セミナーを開催することに合意。また、A F S R B の調整やモニタリングシステムの改善にも合意。
- 2002.10 第3回コメ備蓄専門家会合 (Technical Meeting of Rice Reserve) が E A E R R 行動計画を策定。
- 2003.10 第3回 ASEAN+3 農林大臣会議 (AMAF+3) で、E A E R R のパイロットプロジェクトを2003年秋からボランティアベースで立ち上げることに合意。
- 2004.01 パイロットプロジェクト開始。
- 2004.10 第4回 ASEAN+3 農林大臣会議 (AMAF+3) で、E A E R R 備蓄の立ち上げを決定。
- 2005.01 ASEAN+3 農業統計に係る局長級会合で、E A E R R と A F S I S との連携が求められる。

## ．環境分野

アジアは多様な自然環境を有し、生物多様性に富んでいるが、急速な経済発展に伴う工業化、人口増加、都市への人口集中、所得向上による消費生活の変化などの要因が環境への負荷を高め、様々な問題が顕在化している。

アジアでは、大気汚染、地球温暖化、森林減少、水問題、土壌劣化、廃棄物問題、希少生物の絶滅、などの環境問題が深刻化している。

### 1．東アジアで深刻化している主な環境問題

#### (1)大気汚染

アジアでは、特に中国やインド各地を始め、ジャカルタ、マニラ、バンコクなどASEAN諸国の大都市で、工場の煤煙、石炭、自動車の排ガスなどにより大気汚染が深刻化している。

特に、中国では、石炭が工業用・民生用の主要なエネルギー源となっており、硫黄分の多い石炭が燃焼し発生する煤煙や自動車の排気ガスが大気汚染を引き起こしている。鉄鋼、電力などの重工業の設備老朽化や環境対策の遅れが、こうした大気汚染を悪化させた。硫黄酸化物、窒素酸化物などの大気汚染物質は、呼吸器障害や肺ガンのリスクを高める。中国では、これらの疾患による死者数の割合が途上国平均の約2倍であり、知能障害を引き起こす鉛の血中濃度が、工業地域や交通渋滞の激しい地域で米国の安全基準の数倍となっている。また、中国の二酸化硫黄の排出量は日本の20倍以上に上り、多くの主要都市で酸性雨が降っている。1998年に長江流域で発生した大規模な洪水は、酸性雨による森林の喪失が土地の保水力低下をもたらしたことが一因とされている。酸性雨の影響は、韓国や我が国にも及び、国境を越える大気汚染といつてよい。

#### (2)地球温暖化

石炭などの化石燃料燃焼に伴う二酸化炭素など温室効果ガスの排出は、地球温暖化による海面上昇を招くとともに、異常気象、すなわち干害や洪水による被害を拡大し、マラリアなどの感染症患者を増大させる。アジアでは二酸化炭素排出量の伸びが特に著しくなっており、2000年には、中国、インド、韓国、日本の4か国で全世界の24%を占めるに至っている<sup>1</sup>。

温室効果ガスを大量に排出するインドや中国も排出削減の責務を負うべきであるとする米国と一人当たりの排出量の大きな格差を無視した論議は受け入れられないとする中国やインドとの対立にみられるように、先進国と途上国との公平性をめぐる対立が地球温暖化対策を進める障害となっている。

---

<sup>1</sup> 環境省ホームページ（原資料はオークリッジ国立研究所）

### (3)水問題（水不足、水汚染、洪水）

アジアでは、水に関わる問題が深刻である。その根本的な要因は、(a)文明の過程での資源収奪、(b)自然環境が厳しく水や森林の資源量が少ない地域における過剰な放牧、耕作、伐採、(c)工場・生活排水の処理が不十分なままでの排出量や水消費量の増大、などであり、最近では地球温暖化による乾燥化の影響も指摘されている。北京など中国北西部の大都市では、周辺地域との水の取り合いのような状況が起きている。また、工業排水に含まれる重金属や有害物質に対する規制も不十分な国が多く、河川、湖沼、海域の水質汚染や富栄養化、有害物質による健康被害も生じている。我が国との関わりが大きい環日本海地域の海洋でも、今後そうした状況が拡大することが懸念されている。

また、森林伐採や土壌流出も大きな要因である洪水被害は、アジアでは毎年数百人から数千人が犠牲となるほど甚大であり、温暖化が被害をさらに拡大させると予想される。

### (4)森林減少

アジアでは森林面積の減少が進行している。その原因として、(a)農村部での人口増加や貧困に伴う農地開墾や薪炭・建材採取のための森林伐採、(b)丸太の商業伐採やリゾート用地・工業用地の造成など経済的要因、(c)焼畑農業、などが挙げられる。

タイは1950年頃には森林面積が全土の60%を占めていたが、1960年代に輸出換金作物を栽培するための焼畑農業を開始したため、1973年には森林面積が全土の29%にまで低下した。インドネシアやマレーシア、ミャンマーでは丸太伐採やプランテーション開発のため、熱帯雨林が減少し、インドネシアでは大規模な森林火災が近隣諸国に煙害をもたらした。

このほか、インドネシア、タイ、ベトナム、インドなどにおける過剰なエビ養殖がマングローブ林の消滅をもたらし、水質汚染や塩水の流出により沿岸部の漁業や周辺部の農業を危機に直面させている。

### (5)土壌劣化・砂漠化

アジアでは、中国、インド、ベトナム、タイ、ラオスなどで土壌劣化が進んでいる。その原因としては、(a)風水による浸食、(b)塩類の集積、(c)酸性化、(d)化学物質による汚染、などが挙げられる。浸食による土壌劣化の背景には、森林面積の減少がある場合も多く、灌漑に用いた地下水に含まれる塩類の集積や化学肥料の大量投入も、土壌劣化の原因となっている。

中国では風や水による浸食によって砂漠化が進んでおり、その影響は全国土面積の3分の1に及び、約4億人が影響を受けているといわれる。

### (6)都市化に伴う諸問題

アジアでは都市への人口集中が急速に進んでおり、すでに述べた水問題や大気汚染のほか、廃棄物の問題が深刻である。一般にアジアの途上国では、一部の都市で焼却炉が普及し始めているものの、ゴミは埋め立てる場合がほとんどであるが、埋め立てられないゴミの山が都市を囲い始めている地域も少なくない。また、アジアにはリサイクルという名目

で世界中から廃棄物が合法的あるいは非合法的に集まってきており、それらの中に含まれる有害物質や有害物を抽出する際の有害物質の使用が問題となっている。例えば、中国内陸部には廃棄パソコンの中にある希少金属を抽出することで住民の多くが生計を立てている地域があり、深刻な健康被害が欧米のマスコミで大きく取り上げられた。フィリピンのスモーク・マウンテンにもみられるように、廃棄物は経済的な弱者のところに集まる。また、高所得を求めて農村から都市部に移動してきた人々が、スラム（貧困地区）やクオッター（不法占拠地区）を形成し、劣悪な環境の下で生活している。こうした人々は、その生計を日雇い労働やごみ集積場での廃品回収などで立てざるを得ず、景気の悪化や環境悪化の影響を最も受けやすい。

#### (7) 野生動植物の消失

種の多様性の保全は、人間の生息を含めた自然生態系の維持、食品や薬品の分野での有益な生物の供給などに重要な意味を持つ。アジア地域は、世界の中でも極めて豊かな生物多様性を有する広大な地域であり、インドネシアやマレーシアなどは動植物の生息地が広く多様で豊富な種を有している。

しかし、アジア地域の生態系は、経済開発により急速に破壊され、上記2か国を始めアジア各国は、絶滅の危機に瀕する動植物種の保護に乗り出し、保護地区の設定や密漁の取締強化などの対策を強化している。

## 2. 東アジアの環境協力の現状

ここでは、環境分野における東アジア地域協力に言及する。東アジアの地域協力には、通貨・金融協力のように ASEAN+3 の枠組みによる協力が最も実質的に機能している分野がある。東アジア協力共同声明（1999年）、日中韓三国協力共同宣言（2003年）、さらに日本・ASEAN東京宣言（2003年）などには環境問題への取組が盛り込まれている。しかし、環境問題は影響を受ける国や地域が問題ごとに異なるため、問題ごとに設けられた多国間の協力枠組み、国際機関の主導による地域協力、二国間の環境協力協定など様々な既存の枠組みが存在する。また、持続可能な開発をテーマに1992年に開かれたリオ・サミットやその合意の実施状況をレビューするため2002年に開かれたヨハネスブルグ・サミットに基づく地域での取組も存在する。ASEAN+3 や日中韓三国による協力の枠組みは、この分野では後発の枠組みといえるため、東アジアの環境協力を取り上げるに当たっては、アジア太平洋、環日本海や北東アジアの枠組みについても必要に応じ適宜言及する。

### (1) 地域や準地域レベルにおける政策対話や共通計画

#### A. アジア太平洋の枠組み

・アジア太平洋環境と開発に関する閣僚会議（ESCAP環境大臣会議）

国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）は、国連の経済社会理事会の下部機構である地域委員会の一つで、経済・社会開発のための協力機関として、広範囲な分野で地域協力プロジェクトを遂行している。

アジア太平洋環境と開発に関する閣僚会議（E S C A P 環境大臣会議）は、E S C A P 加盟国から ASEAN+3 諸国を含む 49 か国が参加し、1985 年以降 5 年ごとに開催されている。1992 年のリオ・サミットで採択されたアジェンダ 21 の地域における実施状況をレビューし、地域の環境と開発に関する将来の方向性を議論する場である。

同会議は、2000 年に「2001 - 2005 年環境上健全で持続可能な開発のための地域行動計画」を策定するなど、地域としての枠組み的な計画の策定を行ってきている。2002 年のヨハネスブルグ・サミットを控えた 2001 年には「プノンペン地域プラットフォーム」を策定し、重点分野として、淡水資源の保護管理、クリーナー・プロダクション<sup>2</sup>と持続可能なエネルギー、土地管理と生物多様性保全、キャパシティ・ビルディング、を掲げた。

#### ・アジア太平洋環境会議（エコ・アジア）

エコ・アジアは、アジア太平洋地域（ASEAN+3 のほぼすべての国々が参加）の環境担当大臣などが一同に会し、非公式な意見交換を通じ協力関係の強化を図る会議として、リオ・サミットの開催を控えた 1991 年に我が国の主導で発足した。近年は地域の持続的発展に資する長期的な環境政策の提供に向けたプロジェクトを議論する場へと性格を変えている。1996 年の会合では、地域の環境の状況に関する情報をインターネットで交換・共有し、環境政策の立案に資するため、アジア太平洋環境情報ネットワーク（エコ・アジアネット）が設立された。1998 年には地域の持続可能な開発の実現に向けた戦略的政策研究を行う機関として、地球環境戦略研究機関（I G E S）が我が国の主導により設立され、気候政策、森林保全、都市環境、淡水資源、産業と持続可能社会、のような課題のほか、長期展望や政策統合に係る研究や I G E S 白書の出版に向けて取り組んでいる。

2001 年の会合では、域内の有識者 26 人からなるアジア太平洋環境開発フォーラム（A P F E D）が設置された。地域にふさわしい持続可能な開発のモデルを提示するための研究が進められ、その成果は報告書にまとめられ、2005 年 3 月に開催された E S C A P 環境大臣会議で発表された。報告書は、統合されたアプローチや関係者間の連携強化の重要性を強調した上で、淡水資源、海洋資源、エネルギーと大気、土地利用、化学物質、など主要な分野に係る提言を行っている。

ところで、2002 年のヨハネスブルグ・サミットでは、これまで国際間で合意されてきた各種の目標（アジェンダ 21、ミレニアム開発目標など）を実施していく行動を定める実施計画が採択されている。これに先立つ 2001 年の会合では、サミットの実施計画に記される内容を実現させるため、科学的なツール（環境災害や長期的な環境劣化の早期警告を目的とする統合的モニタリングシステムなど）、政策オプション（エコ市場やエコ産業など）、の研究を進めていくため、アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト（A

---

<sup>2</sup> 排出口での汚染防止処理にとどまらず、原料の採取から製品の廃棄、再利用に至るすべての過程において環境への負荷を削減しようとする考え方に基づく生産活動をいう。個々の対策技術（ハードテクノロジー）だけでなく、システムの管理手法的な技術（ソフトテクノロジー）をも包含した技術が必要となる。1992 年の地球サミットで採択された「アジェンダ 21」にこの考え方が盛り込まれた。

P E I S ) の立ち上げが了承され、2002 年 4 月から 2005 年 3 月にかけて第 1 フェーズの研究が進められた。

#### ・アジア太平洋地球変動研究ネットワーク ( A P N )

1992 年に日米グローバルパートナーシップ行動計画が作成され、地球を、南北アメリカ、欧州・アフリカ、アジア太平洋に 3 分割し、地球変動研究のための地域ネットワークを設立することが合意された。アジア太平洋地域のネットワークは、日本が中心となって 1995 年に設立され 21 か国が参加、ASEAN+3 からは日中韓を含む 10 か国が参加している。

地球変動研究に関する政策担当者と科学者の連携を強め、国際協同研究を推進する政府間機関であり、個々の国際協同研究への資金の支援も実施している。A P N 戦略計画に従い、気候変動、淡水資源、生物多様性、などに取り組んでいる。1999 年には A P N センターが神戸に開設され、A P N 事務局としての機能を果たすこととなった。

#### B . A S E A N ( + 3 ) の枠組み

A S E A N には環境組織として、環境に関する A S E A N 高級事務官会合 ( A S O E N ) が設置されており、A S E A N 環境プログラムに基づき、加盟国間の環境協力の範囲や優先課題を設定し、各種プロジェクトを実施している。

ASEAN+3 環境大臣会議は、ASEAN+3 の枠組みで意見交換や域内環境協力の在り方を討議する場で、2002 年 11 月に開かれた第 1 回会合では、A S E A N が、淡水資源、森林管理、都市環境管理、地球温暖化などの地球環境問題、など 10 分野の協力を提案するとともに、具体的な協力の在り方を協議するため、A S E A N による日中韓 3 か国への合同協議団の派遣に合意した。翌 2003 年 12 月の第 2 回会合では 10 分野の協力の具体化について意見交換を行い、2004 年 10 月の第 3 回会合では、10 分野に関する A S E A N のプロジェクトリーダー国による進捗状況や A S E A N と日中韓それぞれの協力活動等についての説明が行われた。

#### C . 北東アジアの枠組み

##### ・北東アジア環境プログラム ( N E A S P E C )

E S C A P 加盟国である日本、中国、韓国、ロシア、モンゴルの高官が地域環境協力の枠組みを検討する場として、E S C A P 北東アジア環境協力高級事務レベル会議が設けられた。この会議は、1993 年に韓国の提唱で北東アジア初の包括的な公式環境協力プログラムとして N E A S P E C を採択し、エネルギーと大気汚染、森林伐採と砂漠化における生態系管理、各国の環境管理能力の向上、を優先分野とした。1994 年 11 月の第 2 回会合では北朝鮮も加わり、旧式火力発電所から出る CO<sub>2</sub> の削減、クリーンコール石炭火力発電技術、生物多様性、森林と草原のための種子研究と情報基地、環境汚染モニタリング・データ収集・比較・分析プロジェクト、を優先して実行することとした。

##### ・環日本海環境協力会議 ( N E A C )

1988 年に日韓両国の環境省庁が開催した日韓環境シンポジウムを 1992 年の地球サミットを契機に発展させ、毎年開催するようになったフォーラムで、日本、中国、韓国、モン

ゴル、ロシアの北東アジア 5 か国から、環境省庁、地方自治体、研究機関、N G O 等が参加する。同地域における環境協力の在り方について、特定の課題に絞り込まず幅広く議論を深めることを目的としている。

・日中韓三国環境大臣会議 ( T E M M )

日中韓 3 か国の環境大臣が一同に会し、地域や地球規模の環境協力について意見を交換し協力関係の強化を図る場である。1999 年 1 月の第 1 回会議では、環境共同体意識の向上、情報交換の活発化、環境研究協力、環境産業・環境技術の協力、大気汚染防止・海洋環境保全対策、地球環境問題、を優先分野に決定した。

(2)地球温暖化問題への取組

1992 年に作成された気候変動枠組条約に基づき、地域別ワークショップが開かれている。これに関連し、我が国は 1991 年以降毎年、地球温暖化アジア太平洋セミナーを開催し、地球温暖化問題に関する情報・意見交換を行っている。同セミナーにおいて、我が国の主導によりアジア太平洋温暖化情報ネットワーク ( Ap-Net ) の構築が提唱され、1998 年より地域の温暖化情報窓口として機能している。

ASEAN+3 環境大臣会議、日中韓三国環境大臣会議なども地球温暖化など地球環境問題に対して、地域としての取組を掲げている。

(3)大気汚染問題への取組

・クリーンな環境のための北九州イニシアティブ

2000 年の E S C A P 環境大臣会議で採択された「2001 - 2005 年環境上健全で持続可能な開発のための地域行動計画」の実施メカニズムの一つとして、同会議で採択された。北九州市の公害克服や環境再生の経験を共有し、都市環境改善を図るための都市間協力を促進するもので、都市環境の管理には、(a)推進指標 (人口、経済、貧困など)、(b)環境負荷指標 ( SOx 排出量/km<sup>2</sup> など)、(c)環境指標 ( SOx など粒子状物質など)、(d)環境負荷削減指標 ( SOx 排出量規制など)、の指標を用い、成功事例の収集・分析、パイロット事業の実施、セミナーやトレーニングの実施、を主な活動とする。都市間協力を強化するフォーラムである北九州イニシアティブネットワークを設立し、域内の地方自治体の人材育成への貢献も図っている。参加都市は 18 か国から 60 都市を数え、ASEAN+3 のうち 10 か国の都市も参加している。

・アジアの都市に関するクリーン・エア・イニシアティブ ( C A I - A S I A )

アジア地域の大都市では大気汚染問題が深刻であるが、各国の政府や自治体による取組や、それらの要請を受けて支援に当たる援助国や国際機関による活動には多くの重複がみられる。C A I - A s i a は 2001 年、世界銀行、アジア開発銀行 ( A D B )、米国海外援助庁 ( U S A I D ) などのイニシアティブにより設立され、都市の大気汚染問題の解決を支援する援助国や開発援助国際機関による取組の調整、問題を抱える各国政府や自治体による知識と経験の組織的な共有、大気汚染対策の革新、を目的としている。

このイニシアティブには、現在、各国政府や都市自治体のほか、N G O、学術機関、民

間企業、開発援助機関など大気汚染問題への取組に関心と能力を有する 121 の組織が参加している。2005 年には、連携をより組織化させる取組が始まった。

・東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（E A N E T）

我が国の環境庁（当時）が東アジア各国で共通の方法による酸性雨モニタリングの実施とそのネットワーク化構想を提唱した。データの分析・収集のほか、大気汚染物質の発生源の目録整備、汚染物質の変化や移動を予測する長距離輸送モデルの開発と生態への影響の把握、などを行おうとするもので、1993 年から専門家による会合を開催し、1998 年に試行的稼働、2001 年 1 月に本格的な稼働を開始した。事務局は国連環境計画（U N E P）アジア太平洋地域資源センターに置かれ、新潟の酸性雨研究センターがネットワークセンターに指定されている。参加国は 12 か国で、うち日中韓を含む ASEAN+3 の 10 か国が加わっている。

・環境と交通に関するマニラ政策対話

2003 年 3 月の「交通と環境に関する名古屋国際会議」を受け、2004 年 1 月にマニラで開催された政策対話において、アジアにおける環境上持続可能な交通の促進戦略、道路沿道の大気環境のモニタリングと評価、使用過程車からの排ガス規制、自動車の低公害燃料、環境にやさしい公共交通計画、が討議された。日本を含むアジアの 13 か国が参加した。

・その他の枠組みによる取組

2000 年 2 月の日中韓三国環境大臣会議では、大気汚染物質長距離移動に関する 3 か国共同研究プロジェクト（L T P）が合意され、2004 年までの 5 年間に各国において航空機観測、大気汚染物質排出量データの整備、長距離移動モデル計算等の調査を行い、その結果を各国が持ち寄って比較することとされた。また、環境データ・研修北東アジアセンター（N E A C E D T）を韓国国立環境研究院に設立することが合意された。

このほか、ASEAN+3 環境大臣会議においては、都市環境管理に係る協力が取り上げられ、日中韓三国環境大臣会議においては、運輸セクターの大気汚染への影響を踏まえた輸送モードやインフラ整備に係る研究が合意されている。

(4)水問題への取組

A．海洋汚染防止

北西太平洋地域海行動計画（N O W P A P）

U N E P は 1974 年、閉鎖性水域の海洋汚染の管理、海洋・沿岸域の資源の管理を目的とした地域海計画を提唱し、地域行動計画の策定を呼びかけた。これを受け、1994 年 9 月、日本、韓国、中国、ロシアが北西太平洋地域（日本海、黄海）を対象とする地域計画として採択したのが N O W P A P である<sup>3</sup>。1996 年の第 2 回政府間会合において事業計画が作成されたが、その内容は、データベース・情報管理システム設立、各国の環境法・政策

<sup>3</sup> 北朝鮮は N O W P A P の作成交渉には参加したが、これに基づく活動には参加していない。

等のレビュー、 モニタリング・プログラム設立、 海洋汚染への準備・対応、 地域活動センター（RAC）とそのネットワーク設立、である。1999年の第4回政府間会合では、4つの地域活動センター（RAC）の設置が合意され、その任務に海洋・沿岸環境に関する普及啓発事業も追加された。わが国の環日本海環境協力センターは特殊モニタリング及び沿岸環境評価に関する地域活動センター（CEA-RAC）に指定された。2000年の第6回政府間会合では、陸上起因活動の評価や管理が事業計画に追加され、地域主導による活動の再活性化のため、富山と韓国のプサンに地域調整ユニット（RCU）を共同設置することに原則合意、両ユニットは2004年11月に開設された。このほか、海洋汚染緊急時の対応計画や海洋ゴミへの取組についてすでに合意がなされている。

日中韓三国環境大臣会議は、日本海や黄海の環境管理の重要性を認識し、NOWPAPの活動を支持しており、同会議においても、陸上起因の海洋汚染防止や北太平洋の漂着ゴミなど問題を取り上げている。

#### B．淡水（湖沼）汚染防止

淡水汚染防止は、ASEAN+3 環境大臣会議において10分野の協力の課題とされているほか、日中韓三国環境大臣会議でもプロジェクトが設定されている。2000年の第2回会合で、三か国共同環境プロジェクトの形成が合意され、我が国の国立環境研究所（NIES）生活環境工学センターと対中ODAプロジェクト（太湖プロジェクト方式技術協力）を活用したプロジェクトとして、中国の西湖をモデルとする湖沼汚染防止の共同研究プロジェクト、湖沼の水質に関する共同研究の成果を共有するシンポジウムの開催、JICAとKOICAとの共催による湖沼汚染防止の共同研修プログラムの実施、各国の機関による湖沼の富栄養化防止対策ガイドラインの作成、などが行われてきた。

#### (5)森林問題への取組

##### A．持続可能な森林管理

アジア森林パートナーシップ（AFP）は、2002年のヨハネスブルグ・サミットにおいて、各国がそれぞれ約束するタイプ2プロジェクトとして、我が国が国連に登録したプログラムである。アジアの持続可能な森林経営の促進を目的として、違法伐採対策、森林火災防止、荒廃地の復旧、造林、における協力を推進する。ASEAN+3からは8か国が参加しており、日本とインドネシアが主要な役割を果たしている。

このほか、ASEAN+3 環境大臣会議においても、森林管理に係る協力が取り上げられている。

##### B．国境を越えるヘイズ（煙霧）対策

インドネシアにおける大規模な森林火災が域内諸国に煙害をもたらしたASEANでは、国境を越えるヘイズ（煙霧）への取組がなされ、ASEAN+3 環境大臣会議においても協力の課題として取り上げられている。この対策に係る法的な枠組みとして、ASEAN越境煙霧協定が2003年11月に発効している。

#### (6)土壌劣化・砂漠化への取組

日中韓三国環境大臣会議では、2000年の第2回会合で、中国北西部の生態系修復等の必要性に合意した。以後、専門的ワークショップで中国北西部における生態系修復のプロジェクト案を検討し、翌2001年の第3回会合では、持続可能な開発と生態系修復の能力開発に関するケーススタディに合意した。2004年の第4回会合では、ADBとGEFの資金拠出による北東アジアの砂塵・砂嵐プロジェクトの進展が評価されるとともに、黄砂のモニタリング能力強化の必要性が認識された。同年末、日中韓モンゴル4か国の環境大臣が黄砂問題を協議し、黄砂モニタリングネットワーク、発生源対策、人材育成、の重要性が認識された。

#### (7)野生動植物の保護への取組

##### ・アジア太平洋渡り性水鳥保全戦略

1996年、アジア湿地局（現国際湿地保全連合アジア太平洋支部＝IWRB）が「アジア太平洋渡り性水鳥保全戦略」を策定した。この戦略は、水鳥とその生息地を、政府・NGO・地域住民の協力により保全するために必要な行動やその優先順位を示した5か年の戦略で、現在、2001年から2005年までの戦略に則った取組がなされている。

この戦略を踏まえ、1996年にはオーストラリアを含めた地域でシギ・チドリ類について、1997年には東アジアのツル類について、さらに1999年には東アジアのカシガモ類について、重要生息地ネットワークがそれぞれ創設され、ワークショップやシンポジウムの開催、研修コースの設定、などにより、重要湿地の管理や住民意識の向上が図られてきた。ツル類のネットワークには、日中韓3か国のほか、モンゴル、ロシア、北朝鮮が参加しており、これら6か国の18箇所が活動に関与している。日中韓三国環境大臣会議においても、この戦略の推進を通じた行動計画の実施やネットワークの拡充を図ることを確認している。

##### ・アジア太平洋地域の鳥類及びその重要生息地保全に係る協力プログラム

ラムサール条約やこの戦略による取組を踏まえ、鳥類とその生息地の保全・管理に係る総合的な国際協力を促進するため、アジア太平洋地域の鳥類及びその重要生息地保全に係る協力プログラムが策定され、重要生息地や主要湿地等の情報整備とデータベースの構築、各国の生息地管理者等の情報交換や研修を通じた能力養成、地域住民への普及啓発活動、が始められている。このプログラムには、豪州環境省のほか、アジア太平洋地域の各国が参加している。

#### (8)環境教育、合同研修等

日中韓三国環境大臣会議では、3か国の行政官を対象とする合同研修コースの実施に合意し、2001年以降実施されている。また、3か国の関係行政官、専門家、NGO等の間のネットワークを設立し、3か国の環境共同体意識向上に資する教育を推進するため、ワークショップが開催され、環境教育機関のデータベース作成が着手されている。

### 3．東アジアの環境協力の課題と我が国の果たすべき役割

これまで経済成長が優先され、環境対策が重視されてこなかったアジアでは、公害防止

対策が問題の深刻化に追いついていないが、1992年のリオ・サミットは、アジア各国政府に環境問題に関する積極的な姿勢をとらせるきっかけとなった。また、NGOによる環境問題への取組が始まり、所得向上により各国の国民が環境問題への認識を高めた。

アジア地域における環境悪化は地球規模での問題にもつながり、域内協力を通じた問題への取組が求められる。また、東アジアの国々は、我が国と経済社会面で相互依存関係が深い。我が国は貿易・投資・金融を通して、東アジアの環境に影響を与えているが、東アジアの環境悪化は、その地理的關係から我が国に直接影響を与える。

このような相互依存関係にある東アジア諸国が地球環境の保全と持続可能な開発を共通の課題として共有し、相互に協調しながら各国の役割を果たすことが重要である。厳しい公害を克服し、開発と環境を両立させる術を学んだ我が国は、地域の枠組みづくりやプログラムの実施についての合意形成にリーダーシップを発揮することが必要である。

ここでは、国際環境協力戦略検討会報告書<sup>4</sup>をもとに、東アジア環境協力の課題を整理し、我が国の果たすべき役割について述べる。

#### (1)東アジアの環境協力の課題

すでに述べたとおり、東アジア諸国は環境協力に関する様々な地域的枠組みに参加しているが、東アジアの環境協力にはなお課題が多い。その前提として、東アジアは欧州など他の地域に比較して越境環境汚染被害の顕在化の度合いが低く、自国の環境改善だけを考えた場合、国際協力の重要性は必ずしも高くなかったことが挙げられる。環境問題への共同の取組なくして東アジア地域の発展はないとの意識に基づいた行動が求められる。

##### ・ 枠組みや計画づくり

東アジアでは、政治経済体制や経済発展状況、文化・社会的背景、政治的思惑、環境権を含む人権に対する感覚、緊急な対応を必要とする環境問題に対する認識、などが多様であり、枠組みや計画づくりが困難である。こうした状況を踏まえ、地球温暖化防止のための協力枠組みに省エネや大気汚染防止のような複数の目標群を設定し、関係国の参加インセンティブを高めるような努力も必要である。

分野ごとの計画については、自然資源の持続可能な管理や生物多様性の保全などのように、東アジア地域全体を対象とした計画が未だ策定されていないものがあり、今後これらの策定が求められる。一方、既存の分野別計画についても、実施状況や効果を踏まえた取組の重点化や計画の拡充強化の検討などを行う必要がある。ASEANのように域内共通の環境戦略計画は策定したものの、ベトナムなど後発加盟国を円滑に取り込むための支援計画が課題となっているケースもある。

---

<sup>4</sup> 同検討会は2004年1月、廣野良吉成蹊大学名誉教授を座長として、(社)海外環境協力センターに設置され、同年10月には報告書をまとめた(「国際環境協力検討会報告書-21世紀におけるより戦略的・効果的・包括的な国際環境協力のために」)。同検討会は、世界で貧富の差が拡大する中で地球環境が悪化し続けていること、ODAに対して我が国国民が厳しい要請をしていること、ODAの枠に収まらない多国間や地域・準地域レベルの協力や多様な主体による協力が増加していること、を踏まえ、我が国の国際環境協力をいかに戦略的に進めていくかを検討し、報告書をまとめた。

#### ・政策の実施状況の点検・評価

環境基準の達成状況を把握し、規準達成のために実施される施策の評価・見直しに資するモニタリング・システムは、東アジア諸国では未整備なところが多く、モニタリング結果を政策に反映させるシステムも確立されていない。東アジア諸国が共通の環境目標の達成状況を把握できるようなモニタリングの実施、モニタリング結果に基づく予防的措置の立案や実施につながる仕組みの構築が求められている。

また、OECD諸国で実施しているような環境政策レビューなどを参考に、各国がその実施に責任を持ち、実施状況を相互に検証する点検・評価メカニズムを関係国とともに構築することが求められている。

#### ・情報・データの整備

東アジアでは、酸性雨に関する情報・データを収集するEANETのようなモニタリング・ネットワークが存在するが、(a)対象、(b)カバーする地域、(c)データの信頼性、(d)結果の活用、(e)モニタリング・ネットワーク間の連携、などになお改善の余地はある。また、未だモニタリング・ネットワークの構築がなされていない砂漠化のような分野についても早急な構築を進める必要がある。

また、地域での環境関連情報や統計情報の交換・共有は十分に進んでおらず、既存の情報ネットワークの間でデータの交換や比較を容易にすることは今後の課題である。

#### ・プログラムの実効性の欠如

東アジアにおける環境協力の枠組みには、国際条約（協定）のように関係国を法的に拘束し具体的な成果をあげさせる枠組みが少ない。すでに紹介したNOWPAPやEANETは、いずれも自発的な参加によるプログラムであって、地中海海域の海洋汚染防止や欧州の越境酸性雨問題への取組のような国際条約（協定）ではない。

#### ・資金不足

国際協力には資金が必要であるが、すでに紹介した多くの枠組みは資金の不足に直面している。資金不足はそれぞれの枠組みに参加する各国政府にとってのみならず、自治体やNGOにとっても切実な問題である。

### (2)我が国の果たすべき役割

#### A．世界的な枠組みづくり

我が国は、地球環境保全と持続可能な開発の実現に向けた各国の具体的行動を促進するため、地球温暖化対策を始めとする重点分野、環境技術の移転、貿易と環境、などに関する世界的な枠組みづくりに積極的に関与することが求められる。

#### B．東アジアの枠組みづくり

##### ・東アジア環境協力協定

我が国は、東アジアの環境管理システムの改善に向けて関係各国が認識を共有し、共通の目標に向けたプログラムを進めるため、東アジアにおける包括的な環境協力の枠組みとしての協定の締結やそれをモニタリングする組織の設置等を進めることが求められてい

る。さらに、協定に基づき東アジア環境管理計画を策定することが必要である。

そのため、当面は ASEAN+3 環境大臣会議で、環境分野の枠組みづくりに向けた準備を行うよう提案し、その準備に積極的に協力していくことが求められる。我が国の主導で立ち上げたエコ・アジアを活用し、実質的かつ多面的な討議を行える場としていくことも重要である。北東アジアにおいては、自由貿易協定の進展も見据えて NEASPEC や TEMM を発展させ、ASEAN が実施しているような包括的な環境協力の枠組みづくりを進めていくことが重要である。

貿易や投資に伴い東アジア地域の経済活動が緊密化する中で、公平な市場を確保するため、水や大気における環境目標に関するガイドラインの策定、貿易と環境に関連した共通ルールの策定、産業公害対策に係る規制基準やその内容に関する各国の相互調整、などについて共通のルールをつくる取組を積極的に支援していく必要がある。

#### ・アジア太平洋、東アジアにおける環境管理システム改善

東アジアを中心とする循環型社会を形成するため、廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用（3R）に関する意見交換の場を設定することが求められる。また、北半球を網羅する大気環境管理の国際的な枠組みづくりにリーダーシップをとることが必要である。

#### ・我が国 ODA の効果的な活用

開発途上国における環境管理能力を向上させるには、環境分野の法制度・国家戦略計画・行動計画等の政策の立案、実施、モニタリング、に係る能力を強化することが不可欠である。そのため、環境 ODA の重点分野では、機材供与やインフラ整備に加え、専門家派遣や研修の実施など政策支援型の環境援助をより拡充することが求められる。また、環境 ODA の持続性を向上させるため、途上国の受入れ可能な対策を支援し、対策実施に係る人的・組織的能力の向上を一層重視していく必要がある。

また、アジア太平洋や東アジア諸国への国別援助計画を作成するに当たっては、地域の環境管理システムの改善に資する戦略的な視点を盛り込むことが不可欠である。環境 ODA 案件を形成するに当たっては、援助対象地域の貧困対策や開発・生活向上とリンクした案件を形成し、貧困と環境の悪循環を断ち切る取組が求められる。

## 第5章 地域協力に向けた課題

東アジアにおける域内協力は各分野で進展し、具体的な成果が出てきている分野も存在する。すでに述べたとおり、「東アジア共同体」の内容は、現在のところ明らかではないが、個々の分野での具体的な取り組みをその先の「共同体」づくりにつなげていくためには、克服すべき課題も数多く存在する。

これらの課題には、歴史的な背景や地域の構造的な要素を帯びたものもあり、克服には相当の時間や不断の努力が必要であるが、東アジアの地域協力や制度的な経済統合、さらに「共同体」を模索していく道筋においては、必ず直面する課題と言えよう。

本章では、克服すべき主な課題として、まず、アジアの多様性、政治・安全保障問題、政治的意志といった域内横断的なものを、次に、我が国の競争力のない産業分野の扱いや人の移動といった国内に抱える問題について、現状や関連する施策を紹介し、検討を加える。

### ・ 域内横断的な課題

#### 1. アジアの多様性

東アジア共同体の構築に向けてまず考えなければならないことは、アジアの多様性であろう。アジアの多様性は、宗教・民族・言語から政治体制、各国の発展段階に及び、その様相においても多様である。また、台湾や香港の経済的な地位や役割が大きいことは、主体の多様性にとどまらず、政治性の著しく高い問題である。

もっとも、宗教・民族・言語における多様性は共同体の構築に向かって必ずしも障害になるとは考えられない。東アジアの各国は、既に多様性を内包しつつ、大局的には共同体の形成に成功してきた。例えば、インドネシアには、5つの宗教、300を超える民族、250以上の言語が存在するといわれるが、ASEAN諸国の中では最も民主主義が進んだ国家と評価されるまでになっている。東アジア共同体の構築に向かっては、EUのように統一的文化を基盤とするものではなく、多様性を容認しつつ、それをエネルギーに変える道筋もありうる。

これに対して、政治体制の多様性や発展段階の多様性は、宗教等の多様性とは異なる問題をもたらす。

#### (1) 政治体制の多様性

EUの場合、政治体制や人権の保障状況などを加盟に際して考慮しているため、加盟国の統治システムは民主主義的であり、人権保障に関しても一定水準以上は担保されている。これに対して、東アジア共同体の一つの核となるASEANの場合、これらの点に十分な考慮が払われていないため、1995年以降に加盟した国の中には、共産党一党支配体制が存続しているベトナムや軍事政権による民主化運動の抑圧が指摘されるミャンマーのような

国々も含まれている。また、原加盟国についてみても、マレー系優遇政策（ブミプトラ政策）を採用しているマレーシアや言論の自由の大幅な制限が指摘されるシンガポール、南部におけるイスラム系住人の大量死などイスラム系住民に対する人権侵害問題が指摘されるタイといった国家がある。さらに、中国も共産党の一党支配体制が維持されており、政治システムや人権の保障状況といった観点から見た場合、東アジアにおいてはEUとは異なり非常に多様な状況になっている。このような国々との間で単なる協力を越えて、「東アジア共同体」の構築を目指すとした場合、民主的であり自由主義的な政治体制をとっている我が国がこれらの問題を看過できるかは疑問の余地がある。

また、ASEANにおける政治体制の多様性のもとの地域協力は、ASEAN Wayといわれる「内政不干涉」と「コンセンサス主義」を特徴とする行動原理を形成してきたが、これがASEANと同様に多様なASEAN+3の枠組みにおいても適用される可能性は存在する。しかしながら、今後、東アジアが地域として世界で大きなプレゼンスを示そうとした時、「内政不干涉」を理由に各国が抱える問題を放置することによって世界の理解を得られることが出来るであろうか。また、「コンセンサス主義」によって各国の複雑に絡まる利益を調整し、地域としての協力を推進していくことが可能であろうか。

東アジアにおける地域協力は、EU諸国が自らの主権の一部を放棄してでも域内の協力を推進しようとしたのとは異なり、自らの主権を維持したまま最大限の効果を挙げようとするものであることはしばしば指摘される点であるが、このようなものとして地域協力を推進しようとするのであれば、その成果について大きな期待を寄せるのは幻想にすぎないであろう。

## (2) 発展段階の多様性

### ・現状

政治体制の多様性以上に共同体構築に向け障壁となるのは、発展段階の違いである。東アジア各国の1人あたりのGDPを比較すると、最も大きい日本（34,010米ドル）と最も少ないカンボジア（316米ドル）の間には100倍以上の格差があり、シンガポールを除くASEAN原加盟国と我が国の間に限ってみても9～40倍の格差がある。また、ASEAN域内についても原加盟国と後発3か国（ベトナム、ミャンマー、カンボジア）の間には2～70倍の格差が存在している。

この中でも、特に、ASEAN後発4か国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、それぞれの頭文字をとってCLMVと総称される）に関する問題が深刻である。ここでCLMVの問題が深刻であるとされるのは、単にこれら4か国の発展段階が低いということにとどまらず、これら4か国の経済成長が容易には望めないからである。東アジア各国は、「雁行的経済発展」といわれるように、日本、NIEs、ASEAN原加盟国が発展段階に応じた分業体制を構築し、上位発展国からの直接投資を後発途上国が受け入れることによって順次発展するというプロセスを経た。しかしながら、CLMVについては、「雁行的経済発展」モデルを当てはめることが難しくなっている。というのも、CLMV

各国が比較優位を有する産業が 1980 年代以降台頭する中国と競合するため、期待される直接投資が中国に向かい、CLMV が東アジアの生産ネットワークから取り残される可能性が高いからである。

表 5 - 2 は、各国の総資本形成に占める政府開発援助（ODA）の割合を示したものであるが、一見してカンボジア、ラオス、ベトナムにおける割合が高いことが分かる。これは外国直接投資や国内における直接投資が十分ではないことを示しており、上記のような懸念が現実のものとなっていると評価することが可能であろう。

(表 5 - 1) ASEAN + 3 各国における一人当たりの国内総生産

(2003 年、単位；米ドル)

国名	一人当たりの GDP
日本	34,010
韓国	12,706
中国	1,094
インドネシア	971
フィリピン	989
マレーシア	4,164
シンガポール	21,492
タイ	2,309
ベトナム	482
カンボジア	316
ラオス	360

\* ブルネイ、ミャンマーについては統計資料なし  
(出所) World Development Indicators より作成

(表 5 - 2) 総資本形成に占める ODA の割合

(単位；%)

	2001 年	2002 年
中国	0.33	0.29
インドネシア	6.09	4.83
フィリピン	3.88	3.72
マレーシア	0.13	0.38
タイ	1.01	0.97
カンボジア	53.31	54.74
ラオス	63.38	-
ベトナム	14.26	11.35

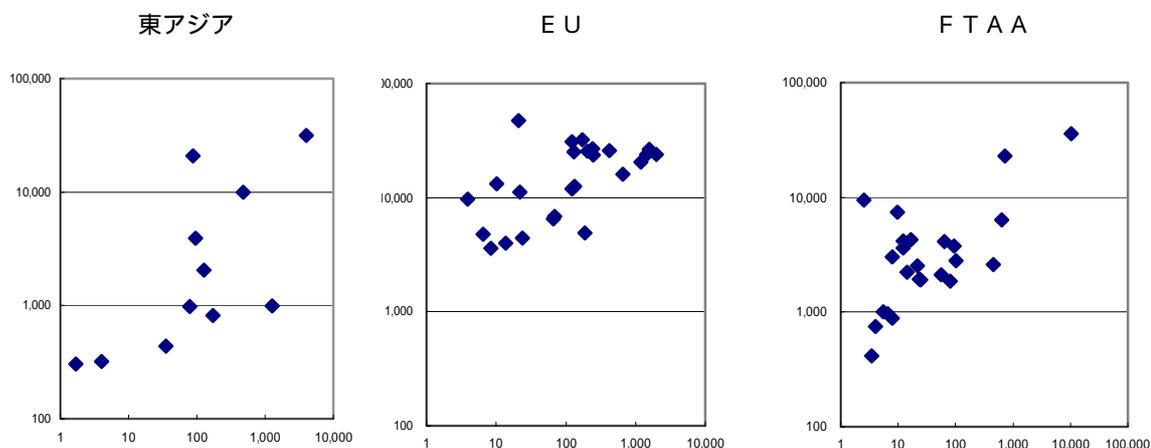
\* ミャンマーについては統計資料なし

(出所) World Development Indicators、DAC 公表資料より作成

発展段階の格差は、各国内の法制度や投資環境の違いから、スムーズな市場統合を阻害するといった経済面での問題をはじめ、発展の遅れた国々の国民に感情的なわだかまりを生み出すなど、地域としての一体感の醸成を困難にする要因となることが指摘される。このような例としては、「アンコールワットはタイのもの」というタイ人女優の発言が、ブノンペンのタイ大使館襲撃事件に発展した出来事が挙げられる<sup>1</sup>。東アジアにおけるこのような格差は、経済統合で先行するヨーロッパやアメリカ大陸の場合と比べても大きなものであり(図 5 - 1 参照)、我が国がこの問題に無関心なまま東アジアの経済統合を推進しようとするれば、大きな困難に直面することになるであろう。

<sup>1</sup> 参照、三浦有史「問われる我が国の構想力 - 東アジア経済連携に向けて」『環太平洋ビジネス情報 R I M』4 巻 12 号 (2004 年) 56 頁。

(図5-1) 東アジア、EU、FTA A 諸国の経済規模



(注) 対数目盛。  
 (注) 横軸はGDP (10 億ドル)、縦軸は一人当たり GDP (ドル)  
 (出所) World Development Indicators より作成

#### ・現在の取組

CLMV問題に関しては国際的な関心も高く、様々な取組が行われている。以下では、このような取組の中でも代表的な「メコン地域開発」を概観するとともに、その際の留意点と我が国の果たしうる役割につき若干の考察を加える。

メコン地域開発とは、メコン河流域のカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、タイ、及び中国の雲南省からなる5か国・1地方によるメコン河流域の開発計画である。1990年代のインドシナ半島情勢の安定を受け、1992年にアジア開発銀行の主導により「大メコン地域 (Great Mekong Subregion: GMS) プログラム」として打ち出された。このプログラムは、メコン河流域諸国の関係強化やメコン河流域地域の経済発展を促すことを目的とするものであったが、1995年のベトナム以降、カンボジア、ラオス、ミャンマーが続いてASEANに加盟する中で、ASEAN域内の経済格差是正の手段としても注目を集める。我が国も、ラオスとタイの国境を流れるメコン河に国際橋を建設する「第2メコン国際橋架橋計画」やベトナムにおける「ハイヴァン・トンネル建設計画」といったインドシナ半島を横断する「東西回廊」に関連する事業に対して円借款の供与を決定するなど積極的な取組を見せている。さらに、2003年11月の日・ASEAN特別首脳会議の際に発出された「日本ASEAN行動計画」では、3年間で15億ドルに達する規模の資金協力を実施することを明らかにし、この地域における協力を強化する意思を示した。

このようなメコン地域開発は、ODA資金等を用いて経済インフラを整備することにより外国直接投資を誘引する触媒とし、貧困国の経済発展を促そうとするものである。従来、我が国ODAもこのような役割を果たし、東アジア諸国の経済発展に多大な貢献をしてき

た。しかしながら、これまで有効であったこのようなシナリオがCLMVについても妥当するかは疑問がある。というのも、従来の「雁行的経済発展形態」の下では、ODA資金を用いてインフラを整備することにより、ODA被供与国が比較優位を有する産業の移転を促進することが期待できたが、現在では、CLMVが比較優位を有する産業について台頭する中国との競合にさらされているために、必ずしも産業の移転に伴う直接投資を誘引するとは限らない(表5-3参照)。

(表5-3) 外国直接投資受入れ額の推移

(単位;百万米ドル/( )内は前年比、単位;%)

	99年	00年	01年	02年
中国	38,753	38,399 ( 1)	44,240 (15)	49,308 (11)
カンボジア	230	148 ( 36)	53 ( 64)	
ラオス	0	33	23 ( 30)	25 (9)
ベトナム	1,412	1,298 ( 8)	1,300 (0)	1,400 (8)

\*ミャンマーについては統計資料なし

(出所) World Development Indicators より作成

このような状況の中で、我が国はどのような役割を果たすことができるであろうか。従来の「雁行的経済発展」の図式が当てはまらない中であって、今後、CLMVが東アジアの生産ネットワークに参画し、経済発展を遂げていくためには、ODA等により整備された経済インフラを有効活用し、直接投資を誘引するために自国の優位性をアピールする総合的な政策立案することが何よりも重要なことになる。しかしながら、CLMVについては人材や経験が不足しており、国として十分な政策を立案する能力に欠けている点が指摘されている。

CLMVのこのような状況を踏まえた協力のあり方としては、1995年8月から2001年3月にかけて実施された「ヴィエトナム国市場経済化支援開発調査」が注目される<sup>2</sup>。これは、1995年4月の日越首脳会談の合意を受け、農業・農林開発、産業政策及び貿易政策、財政金融政策を重点トピックとして実施されたJICAの開発調査事業であり、その成果はベトナムの第6次5か年計画や第7次5か年計画に反映されるなど、国家レベルの開発政策に影響を与えた。人材の不足などから政策立案能力に欠ける国々に対するこのような知的

<sup>2</sup> 本プロジェクトは、座長であった石川滋一橋大学名誉教授の名前から「石川プロジェクト」とも呼ばれる。石川教授は、このプロジェクトの業績を称えられ、ベトナム政府より1997年に「友好勲章」を授与された。

また、本プロジェクトは、2001年の終了後、大野健一政策大学院大学教授を中心とするチームに引き継がれている。参照、大野健一・川端望編著『ベトナムの工業化戦略 - グローバル時代の途上国産業支援』(日本評論社 2003年)

協力は、大きな成果を挙げたと評価されると共に、相手国との共同作業による知識の伝播を通じて人材の育成にも寄与した。従来の経済インフラ中心の経済協力が必ずしも直接投資を誘引し経済成長を促すことが期待できない以上、各国の状況に応じたきめ細やかな協力が求められるところであり、ベトナムでの例のように我が国の経験と知見による代替不可能な貢献こそCLMVの発展に求められている。また、近年の財政事情によりODA予算は削減傾向にあるが、このような知的協力を通じて、協力案件の「選択と集中」を行うことにより実効的・効率的な経済協力の実現にも繋がるものと考えられる。

## 2. 政治・安全保障問題

東アジアの地域協力は主として経済分野で先行し、地域統合や共同体づくりに係る論議も経済分野での地域協力を牽引される形で進んできた。

この背景には、東アジア地域の複雑な政治・安全保障情勢がある。東アジアは欧州と異なり、米国やソ連との二国間同盟や友好関係が安全保障の枠組みとなっている。朝鮮戦争やベトナム戦争のような大規模な戦争が発生する一方、カンボジア問題、南沙群島の領有問題、中ソ国境や中越国境における軍事的対峙のように東西関係だけに原因を求めることのできない問題も存在した。

冷戦が終結し、新たな時代が到来した後も、東西関係の大幅な改善によって安全保障環境が格段に安定した欧州に比べ、この地域の情勢はなお複雑かつ不透明とされ、地域に多数国間の政治・安全保障フォーラムであるARFが設置されたのも1993年のことであった。この地域の著しい経済成長は、軍事力の拡充・近代化をもたらし、政治的・経済的に地域の大国として成長する中国は、軍事における動向も注目される存在となっている。

こうした情勢を踏まえ、東アジアの地域協力や地域統合、さらに共同体づくりに当たっては次のような政治・安全保障要因を考慮する必要がある。

第一に、経済発展を背景に政治力を高め、軍事力の近代化や拡充を図る中国と、同盟条約や軍事プレゼンスにより地域の安全保障に深くコミットしている米国との間に、緊張や対立が深まり、衝突の生じる可能性がなお存在することである。1995年夏から翌96年春にかけて、台湾海峡を挟んで中国と米台との間で軍事衝突の危機が発生した。WTO加盟を目指す中国の戦略転換や2001年9月の米国同時多発テロにより、米国による対中批判はいったん封印されたが、2002年以降の対中貿易赤字の拡大や2005年3月の反国家分裂法の制定などにより、米国の疑念は再び強まった。東アジアにおける米中の政治や安全保障面での対立は、地域への投資意欲の減退などに直結し、主として経済分野で進んでいる地域協力や統合への動きも阻害しかねない。我が国の安全保障に深く関わる朝鮮半島情勢についても、北朝鮮の核・ミサイル問題や拉致問題など解決すべき課題への対処は、米中の協調なくして不可能である。

第二に、米国が基本的に、自国の参加しない東アジア協力の枠組みに敏感であることが挙げられる。米国は1990年代を通してE A E G構想やA M Fに一貫して反対してきたが、

ASEAN+3 首脳会議の定例化やチェンマイ・イニシアチブには異を唱えなかった。アジア債券市場構想といった域内協力にも明示的に反対を示さなくなっている。しかし、東アジアサミットの開催をめぐる複数の米国政府高官による懸念にみられるように、同盟条約や軍事プレゼンスにより地域の安全保障に深くコミットしている自国の経済的利益を損なうような行動をとっていると感じ始めれば、その寛容な姿勢は一変する可能性がある。

第三に、地域の多国間の協力枠組みに対する中国の姿勢である。APECやARFに対して消極的な姿勢をとっていた。しかし、中国は持続的な経済発展と増大する総合力を背景に、積極的にアジア地域協力メカニズムの構築に動き始め、その中で国益を追求しようとしている。ARFについては、1996年に信頼醸成を扱う会期間支援グループの共同主催国にフィリピンとともに立候補して了承された。ASEANに対しては、2000年にFTAの締結を呼びかけ、翌2001年には10年以内のFTA締結に合意した。また、2002年には南シナ海諸群島領有権問題への対応として、「南シナ海における関係国の行動宣言」にも署名、2003年には武力不行使を定めたASEANの基本条約である東南アジア友好協力条約(TAC)に加盟している。これまで中国脅威論を抱いてきたASEAN諸国はこうした積極姿勢について逆に疑心を抱いているとの指摘もある。しかし、東アジアの地域大国である中国を多国間の枠組みに取り込み、その行動を国際標準により近いところに適合させていくことは、他の東アジア諸国の利益となるだけでなく、東アジアの地域協力や統合、さらには共同体を外に開かれたものとするために不可欠なことである。すべての当事国による努力の積み重ねが求められる。

第四に、東アジアの地域協力や統合を牽引していくべき日中韓三国の関係である。

日中両国は、貿易や投資の拡大に伴い経済関係が急速に緊密化しているが、「政冷経熱」という言葉が定着してしまうほど、最近の政治的関係は良好ではなく、両国首脳の相手国への相互訪問も実現できない状況にある。2005年4月には北京の日本大使館前で日本製品のボイコットや日本の国連安保理常任理事国入り反対などを訴える大規模な反日デモが行われ、大使館の設備が破損するなどの被害が生じた。大規模反日デモは上海でも発生したほか、広州市や蘇州市などの地方都市にも飛び火し、中国におけるリスクの存在が我が国だけでなく国際社会にも浮かび上がった。靖国問題や歴史問題をめぐる対立は、東シナ海のガス田開発問題や対中ODA問題など他の課題への対応にも影響を及ぼしている。

日韓両国は、金大中政権以降、未来志向の関係構築を目指してきた。しかし、2005年に入り島根県議会が「竹島の日」条例案制定の動きを見せて以降、韓国政府は竹島を韓日関係より上位の概念であると断固とした姿勢を示し、2003年3月の独立運動記念式典では、盧大統領が日本の戦後賠償や謝罪に言及するなど、両国関係は大変緊張したものとなった。韓国国内では抗議行動が頻発し、要人訪問の延期や交流事業の中止が続いた。条例案をきっかけにした両国のすれ違いは歴史問題における対立にもつながり、日韓FTA交渉にも影響を及ぼしている。

中国当局は、4月の北京や上海での反日デモの影響を踏まえ、以後その抑制を図るとと

もに、デモによる被害については「原状回復」による解決を図った。中国マスコミは日中両国の相互依存、特に経済面での相互依存の深さを示し、日中関係の重要性を訴えるキャンペーンを実施した。日本企業の多数進出する都市の当局も、不安の払拭に努めた。

このように、日中韓三国関係は今もなお何かのきっかけで摩擦や対立が顕在化しやすい状況にあるが、ASEAN+3 の枠組みにおける対話が積み重ねられてきた結果、2003 年には日中韓 3 か国首脳会談が開催され、「日中韓三国間協力の推進に関する共同宣言」が発出されるなど、具体的な分野における協力に向けた対話は開始されている。日中韓三国の枠組みの下では、3 か国首脳会議を継続して開催することも決定されている。中国における大規模な反日デモの後も、このプロセスに基づく取組は粛々と続けられている。

三国関係に横たわる根底的な政治問題は、日中韓三国の政治が冷静な主張と歩み寄りによって解決や克服に努めなければならないことは言うまでもないが、その間にも個々の分野での具体的な協力を一つ一つ積み上げていくことが求められる。

### 3 . 共通の政治的意思の不存在

最後に、東アジア共同体に向けた共通の政治的意思が存在していないことが指摘される。ヨーロッパにおける地域統合においては、ドイツとフランスの間で二度と戦争を起こさないという共通の政治的意思が存在し、各国が主権の一部を委譲してもよいという姿勢の下、欧州石炭鉄鋼共同体に始まり E E C、E C、E U と地域機構としての機能を拡充してきたのに対し、東アジアにおいては各国の間にそうした政治的意思が現時点では存在しない。むしろ、東アジアの統合については、現状追認的な動きに過ぎないという見方や中国の台頭に対する対症療法といった見方がなされることも多い。

とはいえ、「これから先、そうした共同の政治的意志が生まれるとは思えません」として<sup>3</sup>、チェンマイ・イニシアチブや F T A のようなものの延長に現在の ASEAN+3 を基礎とした E U のような機構が形成されていくことはない<sup>3</sup>と断言してしまうことにも躊躇を覚える。東アジアサミットの開催決定は、東アジアの地域統合の気運が高まりを示す一つの事例である。確かに、東アジアサミットは開催時期が決まり、参加国の目途こそたったものの、今後詰めなくてはならない要素も多く残されており、東アジアにおける地域協力が今後どのような進路をとるかは予断を許さない。東アジアで地域協力がヨーロッパと同じように進むと考えるのも現実的とはいえないが、ヨーロッパと同じやり方でないと地域統合への道を歩むことができないというものでもないであろう。東アジアには東アジアの実情を踏まえた地域協力や地域統合の在り方があるはずである。

東アジアの地域協力が可能であるか否かを論じるよりも、東アジアが今置かれている現状を踏まえ、どのような協力が必要であるかを論じるべきではないだろうか。政治的意思はア・プリアリに存在するものではなく、生み出されるものである。

---

<sup>3</sup> 白石隆「東アジアの地域化と地域主義」(財)国際通貨研究所『財務省委嘱 東アジア研究会 報告書』(2003年)18頁。

## ．国内的な課題

### 1．競争力のない産業分野の扱い

#### (1)現状

東アジア共同体を経済的な側面から考えた場合、A S E A N諸国や中国、韓国といった域内の国々の中で我が国を除いてF T Aが締結される場合と比較して、我が国も参加したF T Aが締結された場合の方が、我が国にとっても東アジア域内全体にとってもより大きな成長が期待されるが、その一方で、国内の農業、林業、水産業、食品加工業、繊維・アパレルといった産業についてはその規模が縮小する可能性が指摘される<sup>4</sup>。表5 - 4は、A S E A N、日本、中国、韓国の間でF T Aが締結された場合における各産業の生産量の変化率に関して2002年に日本経済研究センターが実施した試算の結果であるが、この結果からは先に挙げた産業におけるマイナスの影響が大きいことがうかがえる。

(表5 - 4) 東アジアにおける貿易自由化が我が国産業に与える影響

(単位%)

産業分野	成長率	産業分野	成長率
農業	-0.06	鉄鋼	0.25
林業	-0.28	輸送用機械	0.12
水産業	-0.22	電気機械	-0.28
鉱業	-0.12	一般機械	0.42
食品加工業	-0.13	電気・ガス・水道	0.05
繊維・アパレル	-0.28	建設	0.08
その他製造業	-0.10	運輸業	0.03
木材・パルプ	-0.08	通信	0.01
石油化学	0.14	金融・保険	0.02

(注)貿易自由化に加え、直接投資を通じた技術収斂・貿易円滑化の効果を考慮

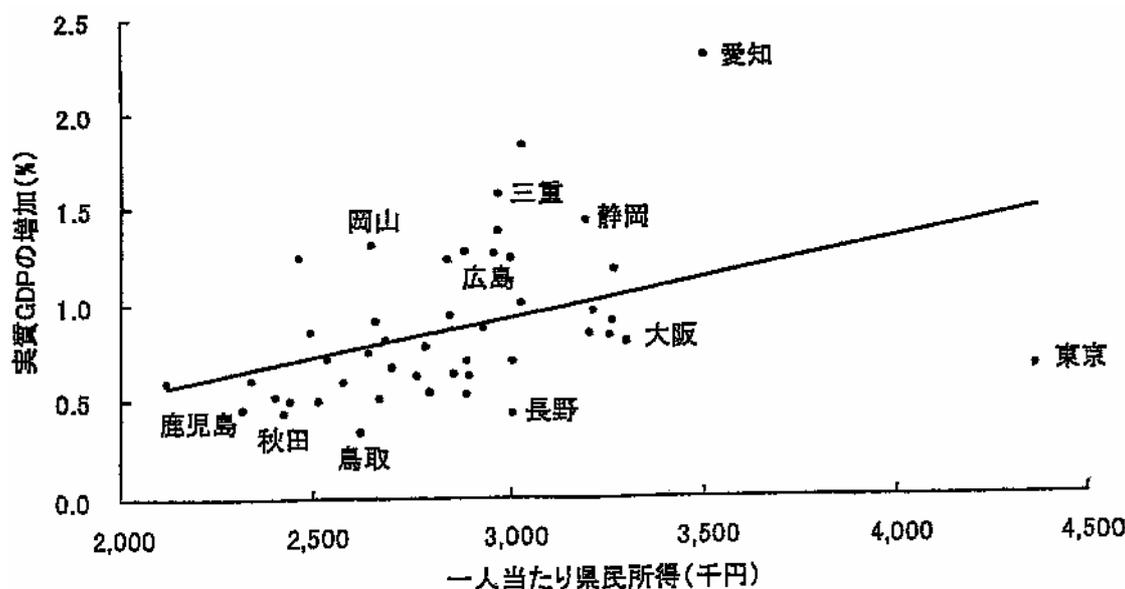
(出所)日本経済研究センター「アジア研究報告書」(2002年)208頁

このような産業では、発展段階の低い国々が比較優位を有し、F T Aの締結により貿易障壁がゼロに近づくにつれ我が国の国内産業は縮小を余儀なくされるものと考えられるため、各国とのF T A交渉におけるコメや砂糖といった農産品の扱いに典型的に現れているように、交渉を難しくする要因ともなっている。東アジア共同体の構築に向かおうとするならば、産業構造の転換等を推進することによりこれらの産業に携る人々の雇用問題に対処していく必要がある。

<sup>4</sup> 例えば、堤雅彦「中国のF T A戦略が日本に及ぼす影響：CEGモデルによるシナリオ分析」(日本経済研究センター『アジア研究報告書 中国がアジアを変える - 日本の生き残り戦略』(2002年12月)第12章。

また、産業別だけではなく、国内の地域別にみても経済統合による影響には差が生じるものと考えられる。2004年に内閣府経済社会総合研究所の川崎研一が行った試算によれば、貿易自由化の結果、すべての都道府県でGDPの拡大が予想される一方で、その伸び率は鳥取県の0.3%から愛知県の2.3%と幅が生じる可能性がある<sup>5</sup>。これは、各都道府県の産業構造と相関関係を有しており、各都道府県のGDPに占める農業製品の割合が大きいところほど伸び率が低く、逆に輸送用機械の割合が大きいところほど伸び率が高いという結果になっている。この結果を踏まえ、川崎は、「現在の産業構造を所与のものとするかぎり、貿易の自由化といった構造改革の結果としては、所得格差が縮小するどころか拡大する」という評価を加えている。川崎による本試算は、東アジアにおける貿易自由化の影響に限らず、世界的な貿易自由化が実現した場合を想定したものであるが、東アジアにおける貿易自由化を進める場合であっても、このような格差は予想されるところである。

(図5-2) 地域別の実質GDPの増加効果



(出所) 川崎研一 (内閣府経済社会研究所主任研究員) による試算

FTAを通じた貿易自由化の効果に関しては、我が国のGDPの増減といったマクロ的な観点から議論されることが多いが、本節で見たように、産業毎に与える影響や都道府県毎にもたらす影響といったより詳細な問題に関しても、貿易の自由化やそれに伴う国内の産業構造の転換によって影響を直接受けるのが個々の国民である以上、考慮されるべきものである。

<sup>5</sup> Kenichi Kawasaki, *The Sectoral and Regional Implication of Trade Liberalization* (November 2004).

## (2) 農業分野における取組

ここでは、農業分野に関する取組を、2004年3月25日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」（以下、「基本計画」とする）を通してみる。基本計画は、1999年に制定された食料・農業・農村基本法に基づき、5年ごとに政策の基本方針や食料自給率向上の目標を定める計画であり、2000年に続き2回目の策定となる。この中では、WTOや各国とのFTA交渉等を踏まえ、「こうした交渉上の取組と併せて、国際規律の強化や中長期的な貿易自由化の流れにも対応し得るよう、国内農業について構造改革を通じた競争力の強化を図るとともに、国境措置に過度に依存しない政策体系を構築する必要がある」として、グローバル化の中でマイナスの影響を受ける可能性が高い農業分野での取組の方向性が示された。

基本計画は、このための具体的方策として、担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積の促進、経営安定対策としての品目横断的な直接支払い制度の導入、を掲げている。このような方向性の背景について、基本計画は、「過去10年間で農業就業人口は約2割減少しており、農業就業人口に占める65歳以上の割合が約6割に増大するなど、高齢化が急速に進展している。また、同じ期間における農家一戸当たりの平均経営耕地面積の拡大はわずか0.2haにとどまるなど、土地利用型農業を中心に農業経営の規模拡大の動きは遅く、農業の生産構造のぜい弱化が進行している」との認識を示しており、高齢化、零細化に対する危機意識の存在がうかがえる。この点からすれば、担い手の育成、担い手への農地集積、担い手の経営安定対策を掲げた基本計画の方向性は評価できる。

もっとも、基本計画に関しては、「担い手」の範囲などに関して議論がある。基本計画では、「土地利用型農業における担い手の育成・確保を図るため、小規模な農家や兼業農家等も、担い手となる営農組織を構成する一員となることができるよう、集落を基礎とした営農組織の育成と法人化を推進する」とされており、直接支払いによる所得保障の対象が非常に広範囲になる可能性も残されている。このような制度設計がされた場合、担い手への農地集積が推進されない可能性があることは当然考えられるが、それ以上に、平均的なサラリーマン家庭よりも年間平均所得が高いとされる兼業農家の所得を財政からの直接支出によって補償するということが国民の理解が得られるかは疑問がある<sup>6</sup>。

また、直接支払い制度に関して基本計画は、「諸外国との生産条件格差の是正対策は、国境措置の水準等により諸外国との生産条件格差が顕在化している品目（現時点でいえば、水田作は麦、大豆、畑作は麦、大豆、てん菜、でん粉原料用馬鈴しょ、等を想定）を対象とする」とするにとどまる。ここでは、あくまで「諸外国との生産条件格差が顕在化している品目（強調は引用者）」が対象となるのであって、「国際規律の強化や中長期的な貿易自由化の流れにも対応し得るよう」に予め関税（＝国境措置）を引き下げ、それに対応させて直接支払い制度を導入しようとするものではない。それゆえ、基本計画では、国内

<sup>6</sup> 参照、山下一仁『国民と消費者重視の農政改革 - WTO・FTA時代を生き抜く農業戦略』（東洋経済新報社 2004年）314頁。

でもっとも構造改革が遅れているとされるコメについて直接支払い制度の対象とはなっておらず、その改革は先送りされている。

果たして、これが「国際規律の強化や中長期的な貿易自由化の流れにも対応し得よう、国内農業について構造改革を通じた競争力の強化を図るとともに、国境措置に過度に依存しない政策体系を構築する必要がある」という基本計画の背景にある問題意識に合致するものであるかは疑問が残る。

## 2. 人の移動

### (1) 現状

フィリピンとの F T A 交渉で主たる争点となったように、域内に居住する人の移動、特に労働者の移動に関する問題も課題となる。労働者を、ハイテク技術者等の高度人材、看護師、介護士等の資格や免許を持った人材、いわゆる非熟練労働者、に区分した場合、に関する主要な障壁は既に取り除かれており、問題となるのは及びであるとされる<sup>7</sup>。

現在、出入国管理及び難民認定法上は、別表第一に掲げられる 14 の在留資格<sup>8</sup>の他、「留学」、「就学」、「研修」といった在留資格や「永住者」「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」「定住者」といった身分又は地位に基づく在留資格を有する者には我が国における就労活動が認められている。このうち、別表第一に掲げられる 14 の在留資格のうち「興行」を除く 13 の資格は上記に該当する資格であり、その他の在留資格が主たる目的として就労活動を想定しているものではなく、実質的には上述のような労働力の区分のうち、に関しては就労を目的とする在留資格は正面から認められてはいない<sup>9,10</sup>。

東アジア各国との F T A 交渉では、フィリピンによる看護師や介護士、タイによる料理人やマッサージ師のような、上記やの分野に関する労働者の移動の自由化を相手国から要求され、我が国はその対応を迫られている。東アジア諸国が F T A 交渉において労働力の移動の自由化を要求する背景には、各国において雇用情勢が悪化しているとともに、人口が増加する中で余剰労働力を国内で吸収しきれないといった事情があるものと考えられる<sup>11</sup>。

<sup>7</sup> 木村福成「自由貿易協定と日本の戦略」経済セミナー600号(2005年1月)42頁。

<sup>8</sup> 「教授」、「芸術」、「宗教」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」の14種類(別表第一ではこの他に「外交」、「公用」が掲げられているが、ここでは除いた)。

<sup>9</sup> に関して、別表第一は「医療」や「法律・会計業務」を掲げているが、これはあくまで日本国内の資格を有していることを条件に在留資格が認められるものであって、他国での当該資格を有することをもって在留を認めるものではない。そのため、これらの在留資格で入国した外国人の数は非常に限られており、平成14年度ではわずか5人とどまった。(法務省入国管理局編『平成15年度 出入国管理』)

<sup>10</sup> もっとも、「研修」の在留資格は、実態的にはの分野における外国人労働者を確保する側面を有しているとの指摘が強い。参照、参議院企画調整室『外国人労働者問題の現状と政策課題』(2004年7月)34~39頁。

<sup>11</sup> 参照、竹内順子「アジアにおける雇用機会の多様化」(アジア・マンスリー46号3頁 2005年1月)。

フィリピンとの交渉では、上記 に該当するフィリピン国内の資格を有する看護師と介護士に関して特例ビザを発給し、入国後約6か月間の日本語研修を義務付けた上で、日本国内での就労活動を認めることとなった。在留期間は4年程度を条件とし、日本の国家資格を取得すれば3年毎に在留資格の更新が可能とすることが想定されている。ただし、受入人数に関しては決定が先送りされ、数百人程度にとどめたい日本側と上積みを求めるフィリピン側との間に隔たりがあり、今後の議論に委ねられている。

この合意内容については、外国人労働者問題に関して、新たな一步を踏み出したものと評価する向きもある。しかしながら、フィリピンとのFTA交渉では、政府としての明確な方針の下で受入の検討が進められたわけではなく、相手側の要求に対して、場当たりのともいえる対応が見られた。今後、マッサージ師や料理人の受入を求めるタイやその他東アジア諸国とのFTA交渉も残されており、それに向けての基本的な方針も見えてこない。

## (2)現在の取組と課題

法務省は2005年3月に第3次出入国管理基本計画を策定した。本計画では、「我が国が歓迎すべき外国人（専門的・技術的分野の外国人労働者：引用者注）の受入れを一層積極的に進めるとともに、その中でも世界で通用する外国人については、我が国の国際競争力を強化していく観点からも極めて重要であり、さらに円滑な受入れを図ることが求められる」として、上記 の区分の外国人労働者の受入を推進する必要性を強調すると同時に、「現在では専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて着実に検討していく」とし、上記 、 の区分に該当する労働者の受入れについて、「慎重に検討していく」としていた1992年の第1次出入国管理計画や2000年の第2次出入国管理計画から一步踏み込んだ表現となっている点が注目される。

もっとも、このような表現の背景にあるものは、東アジア諸国とのFTA交渉やその先に見据えているはずの東アジア共同体ではなく、基本計画が「少子・高齢化に伴う人口減少社会への対応は、少子化対策、女性・高齢者の労働力率向上対策など様々な他の分野の施策と併せて検討されるべきものであるが、出入国管理行政としても、人口減少時代における外国人労働者受入れのあり方を検討すべき時期に来ている」と述べているように、「生産年齢人口の減少の中で、我が国経済の活力及び国民生活の水準を維持する必要性」という観点によるものである。

少子・高齢化の中で、我が国の生活水準の維持等のために外国人労働者を活用すべきであるという意見は近年多くみられる。例えば、日本経済団体連合会（経団連）は、第3次出入国管理計画に係るパブリックコメントに対して、「『第三次出入国管理基本計画における主要な課題と今後の方針』に対する意見ならびに要望」として意見を提出しているが、その中で、「例えば福祉を中心としたサービス分野、あるいは農林水産業等の第一次産業分野などにおいて、将来的に日本人だけでは労働力不足が深刻化するという見方もある。そうした場合、日本はこれまで以上に多様な分野で外国人を受け入れることが必要になってくる」と述べ、同様の考え方を示している。また、『平成15年度 通商白書』では、労

働力人口の減少が予想される中で、高齢者や女性の社会進出だけでは補えない分野については、「新たに外国人労働者を受け入れるという選択肢も考えられる」としている<sup>12,13</sup>。

確かに、少子・高齢化の中で働力人口の減少に歯止めをかけ、国際的な競争力を維持するため、より多くの外国人労働者を受入れるべきであるというこれらの主張には傾聴すべき点も多い。また、非熟練労働者については外国人の就労を認めていないにもかかわらず、40万人にも及ぶ不法就労者が国内に存在し、これらの外国人労働者が不可欠な存在となっているという実態が指摘されている以上、現行法上は国内での就労が認められていないカテゴリーに属する労働者について、法律上もその存在を合法的なものとして認める意義は大きいと考えられる。

しかし、このような考え方は、外国人を我が国の働力人口の減少を補う代替可能な働力という視点からのみ捉えており、本報告のテーマである「東アジア共同体」という観点から域内の国際的な人の移動をどう考えるかという視点は見られない。地域協力を推進していく過程では、モノやカネに加え人の移動も重要なテーマになると考えられる。例えば、EUの場合、1990年に発効したシェンゲン協定により、域内の協定加盟国国境でパスポート審査が廃止されるなど、域内の人の移動の自由化が進展し、現在では、域内における移動、定住、就労の自由が認められている。また、北米においても、1994年のNAFTAの発効後、ビジネス関係者の人の移動の円滑化が進んでいることが報告されている。「東アジア共同体」の内容は明確ではなく、EUに見られる人の移動の自由化が望ましいとは一概には言えないが、我が国においても、単に少子・高齢化という国内の事情によるだけでなく、東アジア全体の域内事情などもあわせ、地域としての一層の発展を促すような視点から人の移動を考える必要がある。

地域的な取組の中で生まれた人の移動に関する近年の成果としては、APECにおけるAPECビジネス・トラベル・カード(ABTC)の運用開始が挙げられる。ABTCは、APEC域内のビジネス関係者の移動に関し、利便を図るとともに、制度参加国が相互に査証に関わる事務負担を減らす試みであり、1996年のAPECビジネス諮問委員会の提言に基づき1997年にフィリピン、韓国、オーストラリアの3か国によって運用が開始され、2005年5月末には、オーストラリア、ブルネイ、チリ、中国、香港、日本、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、ペルー、フィリピン、台湾、タイの14か国で運用されている。我が国は2002年10月のAPEC首脳会議で参加の意向を示し、2003年4月より運用を開始した。ABTCは各国政府または各地域行政府が交付し、あらかじめ参加国の政

---

<sup>12</sup> 経済産業省『平成15年度 通商白書』(2003年7月)140頁。なお、同白書は、外国人労働者を受け入れた場合の我が国経済に与える影響についての試算を行っており、「想定したケースの中で経済厚生への影響がもっとも大きいケースの場合、2020年までに我が国の実質GDPは2.8%のプラスとなる」とされる(同135頁)。

<sup>13</sup> このような考え方に対しては、「東アジア域内で開発される人材には質・量ともに限りがあり、日本が国外から好きなだけ人材を受け入れられるとの図式は、長期的には成り立たない」という指摘がある。井口泰「活性化する日中韓・ASEANの人の移動、戦略的対応を」(日本経済研究センター編『アジア研究報告書「日中韓・ASEAN広域協力とFTAの可能性」』2005年2月)102頁。

府に有効性の了解を得ておくことにより、その有効性を認めた参加国への入国に際しては、査証なしで入国審査を受けることができ、入国が許可された場合は少なくとも2か月、最長3か月以内の入国・滞在ができる。このような取組は、経済のグローバル化を背景に、モノやカネとともに人の移動も活発化する中で、ニーズに合致したものであると言える。これと同様の制度を ASEAN+3 の枠組みで取り入れることは屋下に屋を架けることになり望ましいこととはいええないであろうが、よりきめ細やかな生産ネットワークが張りめぐらされている東アジア地域に適合した形で A B T C 適用要件を緩和することなどは検討の余地があるのではないか。

また、ASEAN+3 における取組としては、2000 年の ASEAN+3 経済閣僚会議で平沼経済産業大臣が提唱し、採択されたアジア I T スキル標準化イニシアチブを受けて、アジア各国との間で I T 技術者試験における相互認証が行われており、あわせて在留資格要件の緩和も実施されている<sup>14</sup>。

A B T C や I T 技術者試験の相互認証は、諸国を駆け回る高度人材を対象とするものであり、非熟練労働者を対象とするものではない。ヨーロッパ諸国の例を見ても非熟練労働者の国際的な移動の自由化が必ずしも望ましい結果をもたらしていないことを踏まえれば、対象とする人材を限定して国際的な移動のあり方を模索していくことは理解ができる。

このような観点からすれば、フィリピンとの F T A 交渉において見られた漸進的な外国人労働者の受入れ措置も肯定的に評価することができよう。とはいえ、現在の東アジア各国との F T A 交渉において人の移動の自由化に関する政府としての方針は明らかではない。「東アジア共同体」の形成を見据えるのであれば、将来的に取り組まなければならない国際的な人の移動に係る問題について、先送りすることなく、早急に明確な方針を定め、対応することが求められている。

なお、国際的な人の移動を考えるに当たっては、社会保障協定などを通じた社会保障制度の調和化が必要となるが、各国の所得水準が近接し、社会保障制度に類似性がみられるヨーロッパ諸国に比較して、所得格差が著しい東アジア地域においては、その達成が著しく困難である。前述の所得格差の問題は、このような面においても、東アジア共同体の形成を困難にする要因として働いている。

### 3．明確な政治的意思の不存在

個別の F T A 交渉に外務省、農林水産省、経済産業省といった関係各省の担当者がそれぞれ参加し、相手国の目の前でさえ意見の不一致が見られる状況がままあるといった指摘、あるいは農産物の輸入や労働者の受入に関する場当たりの対応が顕著に示しているように、我が国の国内に明確な政治的意思が存在しているとはいえない。これは単に政府において統一的な意思が形成されていないということにとどまらず、より根本的には東アジア

---

<sup>14</sup> 現在の I T 資格相互認証実施国は、シンガポール、韓国、中国、フィリピン、タイ、ベトナム、ミャンマー。ただし、すべての国について在留要件の緩和が実施されているわけではない。前掲注 12、137 頁。

の地域統合へ向けての政治家や国民の意識が希薄なことがあるものと考えられる。

東アジアにおける地域協力の気運が高まっている現時点においては、その是非や道筋に関する政治的なコンセンサスを形成しなければ、我が国は近い将来、現状を追認するほかないという事態に陥ることも十分考えられ、議論の進展は急を要するものとなっている。

## おわりに

1990年代末以降、ASEAN+3を中心として東アジアにおける地域協力が進展している。この地域協力は、特定の分野にとどまることなく、非常に広範な分野に見られるものであり、「東アジア共同体」の構築も中長期的な目標として視野に入れられている。

その一方で、東アジアの地域協力に向かっては、地域統合で先行したヨーロッパ以上に困難な課題が山積しており、政治的なリーダーシップと各国の不断の努力が求められるところである。

今後、東アジアにおける地域協力がどのような道のりをたどるのかは予断を許さないが、地域協力の進展の速度は速く、我が国として何らかの態度決定を迫られる日もそう遠くはないかもしれない。この問題に係るこれまでの議論は、政府を中心としたごく限られた範囲でなされていた感が否めないが、「東アジア共同体」の構築に向けた取組が国民生活に大きな影響を与える可能性がある以上、今後は国民全体を巻き込んだ形での議論の展開が求められている。

本報告が、国会における議論を中心として、我が国としての政治的意思の形成に微力ながらも貢献できれば幸甚である。